

大阪府立成人病センター整備事業

実施方針、業務要求水準書（案）、基本協定書（案）、事業契約書（案）

に対する質問等への回答の参考資料

平成 24 年 3 月 13 日

地方独立行政法人大阪府立病院機構

《 目 次 》

清掃業務関連仕様書	1
参考資料-1 清掃業務 仕様書	1
参考資料-2 病室（無菌室）清潔維持管理特別清掃業務	46
参考資料-3 基準寝具類以外の衣料物品の洗濯業務委託	49
参考資料-4 カーテン等の洗濯及び補修業務	52
参考資料-5 中央滅菌室の洗浄滅菌業務及び手術室の清掃・物品管理業務並びに内視鏡検査室 の洗浄消毒業務の業務	53
参考資料-6 研究所の動物実験室の動物飼育管理業務及び清掃業務	66
参考資料-7 無菌室使用物品のガス滅菌及び動物実験室使用物品の滅菌等業務	74
廃棄関連仕様書	75
参考資料-8 感染性産業廃棄物処理業務委託（収集運搬）	75
参考資料-9 感染性産業廃棄物処理業務委託（処分）	79
参考資料-10 塵芥処理業務	82
参考資料-11 レントゲン定着・現像廃液及び検査試薬等の廃液処理業務	84
参考資料-12 排水槽汚泥処理（処分）業務	89
給食業務関連仕様書	91
参考資料-13 患者給食業務	91

業務要求水準書：参考資料

現成人病センターでは、本参考資料の委託業務を実施している。

なお、本参考資料の委託業務は新成人病センターにおいて SPC の業務範囲外である。

また、新成人病センターは現成人病センターとは、施設、設備等が異なるため、委託業務の内容も現成人病センターとは異なることに留意すること。

清掃業務関連仕様書

参考資料-1 清掃業務 仕様書

清 掃 業 務 仕 様 書

1 目 的

この清掃業務仕様書（以下「仕様書」という。）は、委託者 地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立成人病センター（以下「甲」という。）と受託者 ○○○○○○（以下「乙」という。）が、地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立成人病センターにおける施設内外の汚れを除去すること及び汚れを予防することにより、施設を良好に維持し、衛生的かつ快適な環境を保つことを目的とする。

2 業務の履行場所

大阪市東成区中道一丁目3番3号

大阪府立成人病センター

3 施設の概要

(1) 建物

病院棟（MR棟を含む）	地下1階～地上12階	延床面積 36,570.57 m ²
本館（主に管理部門）	地下1階～地上6階（一部7階）	延床面積 13,636.15 m ²
渡り廊下	地下1階～地上3階及び地上1階	延床面積 426.70 m ²
立体駐車場棟	地上3階	延床面積 4,368.53 m ²

(2) 診療体制

病床数 500床

診療科 消化器内科、呼吸器内科、血液・化学療法科、臨床腫瘍科、消化器外科、呼吸器外科、乳腺・内分泌外科、脳神経外科、整形外科、婦人科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、脳神経科、アイソトープ診療科、放射線治療科、循環器内科、脳循環器科、心臓血管外科、放射線診断科、臨床検査科、病理・細胞診断科、中央手術科

4 業務の概要

(1) 清掃業務の区分

清掃業務の区分については、外来エリア・管理部門エリアの清掃、病棟エリアの清掃とする。

(2) 用語の定義

この仕様書でいう用語の定義は次のとおりとする。

- ア 日常清掃 ー 日単位又は週単位等の短い周期で行う清掃業務をいう。
- イ 巡回清掃 ー 日1回の日常清掃の他に、行う補足的な清掃業務をいう。
- ウ 定期清掃 ー 月単位又は年単位等の長い周期で定期的に行う清掃業務をいう。

(3) 業務時間

ア 外来エリア・管理部門エリアの清掃

- ① 日常清掃については、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に

規定する休日及び12月29日から1月3日（以下「休日」という。）を除く毎日とし、作業時間は午前6時から午前8時30分までを原則とする。ただし、業務に支障があり作業時間を変更する場合には、乙は、あらかじめ甲に報告し、甲の了承を得るものとする。

② 巡回清掃については、土曜日、日曜日、休日を除く毎日とし、午後1時から午後5時までの間に実施するものとする。なお、汚損等の発生により臨時の清掃依頼があった場合も巡回清掃の範囲で対応するものとする。

③ 定期清掃については、甲と事前に協議の上、実施時期を決定するものとする。

イ 病棟エリアの清掃

① 日常清掃作業については、毎日実施することとし、作業時間は、病室清掃は午前8時45分から午前11時45分まで、共同トイレ、浴室、ナースステーション等の清掃は午前6時から午前10時までを原則とする。ただし、業務に支障があり作業時間を変更する場合には、乙は、予め甲に報告し、甲の了承を得るものとする。

② 巡回清掃については、毎日、午後1時から午後5時までの間に実施するものとする。なお、汚損等の発生により臨時の清掃依頼があった場合も巡回清掃の範囲で対応するものとする。

③ 定期清掃については、甲と事前に協議の上、実施時期を決定するものとする。

(4) 業務内容

ア 清掃作業要領

別紙Aの「清掃作業要領」のとおり

イ 作業場所、作業面積、作業内容、作業回数

別紙Bの「清掃作業基準表」のとおり

ウ 業務従事者

乙は、「清掃作業要領」及び「清掃作業基準表」に基づき、仕様書4-(3)で規定する業務時間内に、業務を完了させるに十分足りる業務従事者（以下「従事者」という。）を常に配置しなければならない。

エ その他

各作業場所において、甲の職員から作業の追加又は中止の申し入れがあった場合、一時的で微細な追加、緊急を要するスポット清掃、一時的な中止などは、乙の従事者の判断に委ねるが、それが長期に継続すると思われる場合は、必ず甲に報告し、甲の判断を求めることとする。

(5) 甲及び乙の負担の範囲

ア 甲の負担

業務実施に必要な電気、水道及びガス等の高熱水料は、甲の負担とする。

イ 乙の負担

次に掲げるものは、乙の負担とする。

① 資材

除菌洗剤、洗浄用洗剤、剥離洗剤、樹脂床維持剤、パット、タオル、ゴム手袋、プラスチック手袋等

② 機材

掃除機器、掃除用具一式、ゴミ運搬用ダストカート、ゴミ回収容器、台車、ゴミ収集用袋等

③ 衛生消耗品

トイレットペーパー、ビニール袋、手洗い洗剤、ハイゼガーゼ等

④ 1年間あたりの資材・衛生消耗品等の使用量（概数）

・トイレットペーパー（100%再生紙使用、100m）	30,000	ロール／年
・ごみ袋（半透明、90リットル・70リットル）	30,000	袋／年
・ごみ袋（半透明、45リットル）	8,200	袋／年
・ごみ袋（半透明、45リットル）	200,000	袋／年
・ペーパータオル	25,000	枚／年
・マスク（ディスポタイプ）	17,000	枚／年
・プラスチック手袋	48,000	組／年
・手洗い洗剤（18リットル入 缶）	7	缶／年
・石けん粉（5kg入 箱）	7	箱／年
・紙ダスタークロス（1箱150m 無菌室用）	6	箱／年
※ 1包装 30枚×12箱 感染症患者室用		
・床用ワックス（18リットル入 缶）	10	缶／年
・床洗い用洗剤（18リットル入 缶）	2	缶／年
・その他（除菌洗剤等）	年間10万円程度	

⑤ 従事者の制服及び名札等

⑥ 各種報告書の用紙

⑦ 控室で使用する備品等

(6) 資機材及び衛生消耗品

ア 業務に使用するトイレットペーパー、ビニール袋、手洗い洗剤、除菌洗剤、剥離洗剤、樹脂床維持剤、薬品類については品質優良で、かつ予め甲の承認又は指定を受けたものを使用すること。

イ 掃除機器、掃除用具一式、は、品質優良なものを使用し、毎日清潔の保持に努めること。

ウ ゴミ運搬用ダストカートは、ボックス型で中が見えない衛生的なものを用意し使用すること。

(7) 補給作業

乙は、常に資機材や衛生消耗品の不足を確認し、迅速に補給を行うこととする。

5 業務体制に関する事項

(1) 業務受託者の要件

医療法施行規則第9条の15の各号で定める「患者の入院の用に供する施設の清掃の業務を適正に行う能力のある者の基準」を全て満たしていること。

(2) 受託責任者（業務責任者）の配置

乙は、質を確保した業務遂行のため、業務の履行場所に、以下の点について十分な知識・経験を有する受託責任者を配置しなければならない。

ア 医療機関の社会的役割と組織

イ 医療法等の関係法規、建築物における衛生的環境に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法規、労働関係法規

- ウ 作業計画の作成
 - エ 作業方法
 - オ 作業の点検及び業務評価
 - カ 清潔区域等の医療施設の特性に関する事項
 - キ 感染の予防
- (3) 受託責任者（業務責任者）の資格
- 受託責任者は、以下の条件を全て満たす者であること。
- ア 5-(2)に定めた知識・経験を有すること。
 - イ 病院清掃業務を3年以上経験していること。
 - ウ 病院清掃受託責任者講習会を修了し、「病院清掃受託責任者」の資格を取得した者
- (4) 業務従事者の配置
- 乙は、以下の点について十分な知識・技術を有する業務従事者を確保し、配置しなければならない。
- ア 要求される清潔さが異なる区域ごとの作業方法
 - イ 清掃用具、消毒薬等の使用及び管理の方法
 - ウ 感染の予防
- (5) 従事者の研修
- 乙は、従事者の十分な知識・技術を確保するため、下記の研修を企画・実施するとともに、研修に関する記録を作成、保管しなければならない。また、甲が開催する下記事項に関連する研修にも参加すること。
- ア 病院清掃に関する知識及び清掃技術に関する事項
 - イ 感染症防止のための予防措置に関する事項
 - ウ 人権及び接遇に関する事項
 - エ 患者、家族等の個人情報の秘密の保持に関する事項
- (6) 服務規律
- ア 乙は、従事者に対し、業務を行うに適した統一された服装（上着とズボン、キャップ帽子、運動靴等）及び名札を着用させ、清掃業務の従事者であることを明確にするとともに、常に清潔を保たせなければならない。
 - イ 乙は、業務の履行を通じて知り得た業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の契約期間満了後及び解除後においても同様とする。
 - ウ 乙は、業務場所が病院であることを十分承知のうえ、患者等の接遇については万全を期すること。
 - エ 乙は、甲の信用を失墜する行為をしてはならない。
- (7) 安全管理、危険防止等
- ア 乙は、業務の実施に当たって、危険を伴う作業については、関係法令等に定めがある場合にはそれを遵守するとともに、十分な安全確保に努めなければならない。
 - イ 乙は、業務の実施に当たって、甲又は第三者に危害又は損害を与えないように、万全の措置をとらなければならない。
- (8) 業務従事者の健康管理等

ア 乙は、業務従事者に対して必要な健康診断を定期的実施し、その健康管理に万全の注意を払うものとする。

イ 乙は、業務従事者の中で体調の不良の者や、又は感染症に罹患した疑いのある者が発生したときは、速やかに甲の業務管理担当者にその詳細を報告するとともに、事後の処置についての指示を受けなければならない。

6 業務の実施に関する事項

(1) 業務計画書及び研修計画書等の作成等

乙は、業務の実施に先立ち、実施体制、作業工程、業務を行うに当って資格等が必要な場合は資格等、業務を適正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書を作成し、甲の業務担当者に提出しなければならない。

また、乙は従事者に対する研修計画及び研修実施報告書を作成し、甲が指定する期日までに甲に届出なければならない。

(2) 業務報告書の提出等

ア 乙は、処理した業務内容等を毎日記録し、甲の業務担当者に報告しなければならない。

イ 乙は、1ヶ月毎に業務完了届を甲に提出し、甲の業務担当者に提出し、実地又は書面による検査を受けなければならない。

ウ 乙は、定期清掃及び特別清掃を実施したときにも、その都度、業務完了届を甲の業務担当者に提出し、実地又は書面による検査を受けなければならない。

(3) 業務の再点検及び手直し

乙は、甲から業務上の不備の指摘があったときは、業務を再点検した上で手直し等の必要な措置を講じなければいけない。

(4) 共同検査の実施

業務の適正な履行を確保することを目的に、原則毎月、甲乙が協議し決定した日に、甲の業務担当者と、乙の受託責任者（業務責任者）が双方立会いの上、業務の共同検査を行うこととする。

共同検査において問題点等が発見されたときは、甲乙協議の上、適正な履行が確保できるよう調整するものとする。

(5) 甲の会議への参画

乙の受託責任者（業務責任者）は、甲が主催する院内美化に関する会議（美化委員会）に参画し、実施した業務の報告の他、必要に応じて院内の清掃及び環境整備に関する意見を表明するものとする。

(6) 業務従事者の控室等

業務従事者の控室及び更衣室については、甲が指定して貸与するものとする。

別紙A

清掃作業要領

I 業務時間

1 外来エリア・管理部門エリアの清掃

- (1) 日常清掃については、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日（以下「休日」という。）を除く毎日とし、作業時間は午前6時から午前8時30分までを原則とする。ただし、業務に支障があり作業時間を変更する場合には、乙は、あらかじめ甲に報告し、甲の了承を得るものとする。
- (2) 巡回清掃については、土曜日、日曜日、休日を除く毎日とし、午後1時から午後5時までの間に実施するものとする。なお、汚損等の発生により臨時の清掃依頼があった場合も巡回清掃の範囲で対応するものとする。
- (3) 定期清掃については、甲と事前に協議の上、実施時期を決定するものとする。

2 病棟エリアの清掃

- (1) 日常清掃作業については、毎日実施することとし、作業時間は、病室清掃は午前8時45分から午前11時45分まで、共同トイレ、浴室、ナースステーション等の清掃は午前6時から午前10時までを原則とする。ただし、業務に支障があり作業時間を変更する場合には、乙は、予め甲に報告し、甲の了承を得るものとする。
- (2) 巡回清掃については、毎日、午後1時から午後5時までの間に実施するものとする。なお、汚損等の発生により臨時の清掃依頼があった場合も巡回清掃の範囲で対応するものとする。
- (3) 定期清掃については、甲と事前に協議の上、実施時期を決定するものとする。

II 外来エリア・管理部門エリアの清掃

1 日常清掃

(1) ゴミの取り除きとゴミ箱の清掃

ゴミ箱の中にあるゴミを取り除き、ゴミ箱のビニール袋を交換する。

ゴミ箱が汚れている場合は、必要に応じて消毒剤を含む溶液で拭いて消毒クリーニングを行う。

(2) 一般ゴミ、分別ゴミの収集・運搬

- ① 一般ゴミについては、収集後、運搬用ダストカートでゴミ集積場まで運搬し、新聞紙・古紙・ダンボール等の再生資源を分別した後、所定の場所に置く。
- ② 回収の回数は、別紙Bの「清掃作業基準表」のとおりとするが、現場の状況により必要に応じて適時増やす。
- ③ 感染性廃棄物については、専用容器が完全に密封されていることを確認した後、感染性廃棄物の取り扱いについて充分研修を受けた者が回収し、指定された保管場所まで運搬する。この場合、保管場所については常時施錠しているため、専用容器の収納後は必ず施錠し退出すること。
- ④ 不用備品や粗大ゴミについては、その取り扱いについて甲の業務担当者に相談し、その指示に従うこと。

- ⑤ ゴミ箱付近に放置されているもので、不用品か有用品か定かでないものについては、絶対に収集しないこと。

(3) 床の除塵

- ① ハードフロアはゴミや埃が舞い上がらないよう、注意しながら清潔なドライモップ又は中央集塵装置で除塵を行うとともに、必要に応じて甲の指定する除菌洗剤（以下「除菌洗剤」という。）の溶液に浸したモップで拭き掃除を行う。なお、モップの取り扱いについては、別添の「清掃時のモップ、手袋の取り扱いについて」のとおりとすること。
- ② カーペットフローアは、中央集塵装置又は HEPA フィルター内蔵真空掃除機で除塵を行う。
- ③ 本館・病院棟玄関、立体駐車場棟 1 階入口等、待合、廊下、エレベーターホール、階段等の人通りが多いところは、特に清潔と美観に注意すること。
- ④ 移動可能なものは、できる限り移動させて実施すること。

(4) 什器・備品等の清掃

次に掲げる項目については、除菌洗剤の溶液を含ませた清潔なクロスで拭き清掃を行なう。ガラス・ステンレス部分は拭き清掃後、空拭きを行なう。

- ① 待合等のイス、長イス、手すり、ドアノブ、カウンター、手棧、案内板、その他備品等
- ② 本館・病院棟玄関、立体駐車場棟 1 階入口等のガラスについては毎日、その他のガラス、ブラインドについては概ね毎月 1 回
- ③ 病院棟 2 階放射線診断科の男女更衣室（胸部撮影を含む）のロッカーは毎日拭き清掃を行い、ロッカー内部についても月 2 回以上拭き清掃を行なう。
- ④ 放射線機器、検査機器等を設置している室については、衝撃、塵埃、湿気等を特に注意して作業を行なうこと。
- ⑤ 執務室の事務机、書棚、外来診療室の診察台、診察机、薬品保管庫等については、原則対象外とする。

(5) 高所の除塵

- ① ドアの上部・棧・壁面上部、カーテンレール、人工観葉植物などの塵埃を除去する。

(6) トイレの清掃

- ① 床清掃については、甲の指定する除菌洗剤の溶液に浸したトイレ専用のモップを使用し拭き掃除を行う。なお、モップの取り扱いについては、別添の「清掃時のモップ、手袋の取り扱いについて」のとおりとすること。
- ② 衛生陶器（便器・汚物槽）、ウォシュレットは、1 日 1 回以上、除菌洗剤の溶液によるブラシ等により内側・外側の全面清掃を行う。特に汚れがひどい場合は、塩素系漂白剤を使用し入念に汚れを落とすこと。
- ③ 洗面台は除菌洗剤の溶液による拭き掃除を行う。
- ④ 鏡は、ハイゼガーゼ等による水拭き掃除を行い、汚れがひどいところは石鹼水等により拭きあげる。
- ⑤ トイレ内のゴミ箱、汚物入れ等については、1 日 2 回以上、適時回収・処理する。
- ⑥ トイレトペーパー、手洗い用石けん水等の衛生消耗品は、常時不足の無いよう点検し、不足が生じた場合、または、甲の業務担当者等から指示があった場合は直ちに補給する。

- ⑦ 巡回清掃の際は、必ずトイレを点検し、①～⑥までについて不備があった場合は、手直し、清掃の追加を適時行う。
- ⑧ 各所毎に、所定の場所に「清掃実施確認票」を掲示し、清掃終了後、実施日時、担当者名を記入する。

(7) 浴室、流し台等

- ① 浴室の床、浴槽、洗面台については、除菌洗剤の溶液で拭きあげ掃除を行う。
- ② 脱衣所の床の除塵、ゴミ処理を行う。
- ③ 流し台を除菌洗剤の溶液で拭きあげ掃除とともに、茶殻等の処理を行う。

2 巡回清掃

- ① 土曜日、日曜日、休日を除く毎日、午後1時から午後5時までの間、外来エリア・管理部門エリアについての巡回点検を行い、不備が発見されたときは、手直し、追加等の清掃作業を行う。その際、各トイレについては、必ず立ち寄り点検すること。
- ② 汚損等の発生により臨時の清掃依頼があった場合も巡回清掃の範囲で対応するものとする。
- ③ 屋外清掃

屋外に散在する空瓶、空缶、落葉、その他ゴミ等は随時巡回して回収・整理し清潔にすること。特に、正面玄関・夜間入口前については、清潔を維持すること。また、立体駐車場、病院地下駐車場、庭園及び溝等に放置される空瓶、空缶、その他ゴミ等についても適宜回収すること。他の成人病センター敷地内についても同様とすること。

3 定期清掃

(1) 床洗浄・ワックス塗布

1年1回、床洗浄・ワックス塗布を行う。ただし、特に汚れが激しいところは、状況により回数を増やすこと。

(2) 特別清掃

- ① 6ヶ月毎に、本館・病院棟玄関、立体駐車場棟1階入口等、待合、廊下、エレベーターホール、階段等の人通りが多いところの、壁、電灯反射板、高所設置の案内板、窓ガラス、ブラインド等の除塵、拭き掃除等の清掃を行う。
- ② 6ヶ月毎に、外来部門のトイレの床、壁の洗浄、排気口等の除塵等の清掃を行う。
- ③ 6ヶ月毎に、本館・病院棟玄関の風除室の除塵、玄関外の敷石の磨き上げ清掃を行う。

III 病棟エリアの清掃

1 日常清掃

(1) ゴミの取り除きとゴミ箱の清掃

ゴミ箱の中にあるゴミをビニール袋のまま取り除き、ゴミ箱のビニール袋を交換する。取り除いたゴミ袋は病棟毎に設置しているゴミの一時保管場所に集積する。ゴミ箱が汚れている場合は、必要に応じて消毒剤を含む溶液で拭いて消毒クリーニングを行う。

(2) 一般ゴミ、分別ゴミの収集・運搬

- ① 一般ゴミについては、収集後、運搬用ダストカートでゴミ集積場まで運搬し、新聞紙・古紙・ダンボール等の再生資源を分別した後、所定の場所に置く。

- ② 回収の回数は、別紙Bの「清掃作業基準表」のとおりとするが、現場の状況により必要に応じて適時増やす。
- ③ 感染性廃棄物については、各病棟処置室の所定の場所に、使用済の専用容器が置かれているので、午前と午後各1回、容器が完全に密封されていることを確認した後、感染性廃棄物の取り扱いについて充分研修を受けた者が回収し、指定された保管場所まで運搬する。この場合、保管場所については常時施錠しているので、専用容器の収納後は必ず施錠し退出すること。
- ④ MRSA等の感染症患者の室で排出される感染性廃棄物については、当該室に使用済の専用容器が置かれているので、③と同様に午前と午後各1回、当該室より容器を回収し、保管場所まで運搬すること。
- ⑤ 不用備品や粗大ゴミについては、その取り扱いについて甲の業務担当者に相談し、その指示に従うこと。
- ⑥ ゴミ箱付近に放置されているもので、不用品か有用品か定かでないものについては、絶対に収集しないこと。

(3) 床の除塵

- ① ゴミや埃が舞い上がらないよう、注意しながら清潔なドライモップで除塵を行うとともに、必要に応じて除菌洗剤の溶液に浸したモップで拭き掃除を行う。なお、モップの取り扱いについては、別添の「清掃時のモップ、手袋の取り扱いについて」のとおりとすること。
- ② 移動可能なものは、できる限り移動させ、部屋の隅やベッドの下に塵芥が残らないように注意して実施すること。

(4) 什器・備品等の清掃

次に掲げる項目については、甲の指定する除菌洗剤の溶液を含ませた清潔なクロスで拭き清掃を行なう。ガラス・ステンレス部分は拭き清掃後、空拭きを行なう。

- ① 病室の床頭台、オーバーテーブル、イス、応接セット、手すり、ドアノブ、ロッカー、枕元の蛍光灯カバー、読書灯の笠、窓枠の下、その他備品等
 なお、ブラインドについては、塵埃が付着していないかを日常的に点検するとともに、塵埃が認められたときは、随時拭き上げ清掃を実施すること。
- ② 食堂・談話室のテーブル、イス、テレビ等
- ③ 廊下、エレベーターホール等の手すり、長イス、扉、案内板、その他備品等
- ④ ナースステーション等の机、薬品保管庫等、その他器機材については対象外とする。

(5) 高所の除塵

- ① 病室のドアの上部・棧・壁面の上部、カーテンレールなどの塵埃を除去する。
- ② 廊下、エレベーターホール、食堂・談話室、浴室等のドアの上部・棧・壁面の上部、案内板、給排気口の高所の除塵を除去する。

(6) トイレの清掃

- ① 床清掃については、甲の指定する除菌洗剤の溶液に浸したトイレ専用のモップを使用し拭き掃除を行う。なお、モップの取り扱いについては、別添の「清掃時のモップ、手袋の取り扱いについて」のとおりとすること。
- ② 衛生陶器（便器・汚物槽）、ウォシュレットは、1日1回以上、除菌洗剤の溶液によるブラシ

等により内側・外側の全面清掃を行う。特に汚れがひどい場合は、塩素系漂白剤を使用し入念に汚れを落とすこと。

- ③ 洗面台は除菌洗剤の溶液による拭き掃除を行う。
- ④ 鏡は、ハイゼガーゼ等による水拭き掃除を行い、汚れがひどいところは石鹼水等により拭きあげる。
- ⑤ トイレ内のゴミ箱、汚物入れ等については、1日2回以上、適時回収・処理する。
- ⑥ トイレトペーパー、手洗い用石けん水等の衛生消耗品は、常時不足の無いよう点検し、不足が生じた場合、または、甲の業務担当者等から指示があった場合は直ちに補給する。
- ⑦ 巡回清掃の際は、必ずトイレを点検し、①～⑥までについて不備があった場合は、手直し、清掃の追加を適時行う。
- ⑧ 各所毎に、所定の場所に「清掃実施確認票」を掲示し、清掃終了後、実施日時、担当者名を記入する。

(7) 浴室、洗面台、流し台等

- ① 浴室の床、浴槽、洗面台については、除菌洗剤の溶液で拭きあげ掃除を行う。なお、病室の洗面台については、洗面台下の収納部の清掃も含めて行うこと。
- ② 脱衣所の床の除塵、ゴミ処理を行う。
- ③ 流し台を除菌洗剤の溶液で拭きあげ掃除とともに、茶殻等の処理を行う。

2 巡回清掃

- ① 土曜日、日曜日、休日を除く毎日、午後1時から午後5時までの間、選任された作業員を配置し病棟エリアの巡回点検を行い、不備が発見されたときは、手直し、追加等の清掃作業を行う。その際、各トイレについては、必ず立ち寄り点検すること。
- ② 汚損等の発生により臨時の清掃依頼があった場合も巡回清掃の範囲で対応するものとする。

3 定期清掃

(1) 床洗浄・ワックス塗布

病室については年3回、廊下、エレベーターホール、食堂・談話室については年2回、床洗浄・ワックス塗布を行う。ただし、特に汚れが激しいところは、状況により回数を増やすこと。

(2) 特別清掃

- ① 6ヶ月毎に、病室の壁、窓ガラス、ブラインド、排気口等の除塵、拭き上げ掃除を行う。
- ② 6ヶ月毎に、病棟の共同トイレの床、壁の洗浄、排気口等の除塵等の清掃を行う。

IV 清潔区域（8階南病棟無菌室）の清掃

1 入室時の注意事項

- ① ガウン着用前に必ず手洗いする。
- ② ガウン、帽子、マスクを必ず着用する。
- ③ ガウンのマジックテープはキチンと留める。
- ④ 入室後、ヒビスクラブ又はB. K水で手を洗う。
- ⑤ 病室入室には、送風を「高速」にし、退出時には「低速」にする。

2 病室清掃の順序は、原則として次のとおりとする。（病室には順序を示す番号札を付ける）

① 骨髄移植後2週間以内の患者の病室

② ①以外の病室

③ 感染症患者の病室

④ 無菌室廊下

⑤ 無菌室奥の汚物槽

3 業務内容

① 清掃の順序は、洗面台、浴槽、トイレ、床の順に行う。

② 洗面台、浴槽は、除菌洗剤を用いて洗浄し、十分に水気を拭き取る。汚れが取れないときは、クレンザー等を使用する。

③ トイレの便槽内側は、トイレ洗浄剤を用いてブラシで洗浄する。

④ 床の掃除に関しては、骨髄移植後2週間以内の患者の病室の床は、ハイゼガーゼに除菌洗剤を浸して拭き、その他の病室は、各室別モップで除菌洗剤の溶液に用いて拭き掃除する。

⑤ ゴミ箱の中にあるゴミをビニール袋のまま取り除き、ゴミ箱のビニール袋を交換する。

⑥ 無菌室外部の面会用廊下の除塵、拭き掃除を行う。

⑦ 消毒用紫外線ボックスを除菌洗剤の溶液を用いて拭く。

⑧ シャワー室の浴槽下のステンレス台を拭く。

⑨ 病室のウォシュレット内部を、月1回掃除する。

4 患者退室時の清掃

患者退出時、ベッド、床頭台、オーバーテーブル、イス、整理棚、壁、窓アクセスカーテンを除菌洗剤の溶液で拭く。

5 無菌室以外の病室の業務

8階南病棟の無菌室以外の病室についても、病棟から無菌室に準じた清掃を行いたいとの要請があったときは、その要請に応えること。

V ICU（集中治療室）の清掃

1 日常清掃

(1) ゴミの取り除きとゴミ箱の清掃

ゴミ箱の中にあるゴミをビニール袋のまま取り除き、ゴミ箱のビニール袋を交換する。

ゴミ箱が汚れている場合は、必要に応じて消毒剤を含む溶液で拭いて消毒クリーニングを行う。

(2) 一般ゴミ、分別ゴミの収集・運搬

① 回収の回数は、別紙Bの「清掃作業基準表」のとおりとするが、現場の状況により必要に応じて適時増やす。

② 感染性廃棄物については、使用済の専用容器が所定の場所に置かれているので、午前と午後各1回、容器が完全に密封されていることを確認した後、感染性廃棄物の取り扱いについて充分研修を受けた者が回収し、指定された保管場所まで運搬する。この場合、保管場所については常時施錠しているため、専用容器の収納後は必ず施錠し退出すること。

③ 不用備品や粗大ゴミについては、その取り扱いについて甲の業務担当者に相談し、その指示に従うこと。

④ ゴミ箱付近に放置されているもので、不用品か有用品か定かでないものについては、絶対に収集しないこと。

(3) 床の除塵

① ゴミや埃が舞い上がらないよう、注意しながら清潔なドライモップで除塵を行うとともに、血液や廃液で汚れている部分は除菌洗剤の溶液に浸したモップで念入れに拭き掃除を行う。なお、モップの取り扱いについては、別添の「清掃時のモップ、手袋の取り扱いについて」のとおりとすること。

② 移動可能なものは、できる限り移動させて実施すること。

(4) 什器・備品等の清掃

次に掲げる項目については、甲の指定する除菌洗剤の溶液を含んだ清潔なクロスで拭き清掃を行なう。ガラス・ステンレス部分は拭き清掃後、空拭きを行なう。

① ベッド、床頭台、オーバーテーブル、ドアノブ、家族控室のワゴンの上等

② ナースステーション等の机、薬品保管庫等、その他器機材については対象外とする。

(5) 高所の除塵

ドアの上部・棧・壁面の上部、カーテンレールなどの塵埃を除去する。

(6) 洗面台、流し台等

洗面台、流し台等については、除菌洗剤の溶液で拭きあげ掃除を行う。

2 巡回清掃

① 土曜日、日曜日、休日を除く毎日、午後1時から午後5時までの間、選任された作業員を配置し巡回点検を行い、不備が発見されたときは、手直し、追加等の清掃作業を行う。

② 汚損等の発生により臨時の清掃依頼があった場合も巡回清掃の範囲で対応するものとする。

3 定期清掃

6ヶ月毎に、病室の床洗浄・ワックス塗布、壁、窓ガラス、排気口等の除塵、拭き上げ掃除等の特別清掃を行う。

VI 感染症罹病患者病室の清掃

1 注意事項

病室清掃で、感染症罹病患者の病室があった場合、それを最後におこなうこと。

使用する用具は専用のものとする。

一般ゴミ（患者の血液、体液、痰等が付着していないもの）は、通常の処理をするものとし、マスク、ガウン、ディスポ手袋等については、清掃の全てが終了した後、退出時に感染性廃棄物用専用容器に入れて捨てること。

上拭き雑巾は、使い捨ての物（ハイゼガーゼ等）を使用する。

2 実施方法

病室入室時には、速乾性すり込み式手指消毒剤で手指を摩擦消毒し、必ず備え付けのマスク、ガウン、ディスポ手袋等を着けること。

床は、除菌洗浄剤で拭く。

使用後のモップは、よく水で洗い、しっかり絞って、その病室のトイレに置いて乾燥させる。

なお、その病室にトイレがない場合や感染者が複数の場合には、清掃用具の置き場所で乾燥させる。洗面台は、スポンジでよく磨き、水道の蛇口も洗った後、洗浄剤で拭き、使用したスポンジはよく水で洗って乾燥させる。

退出時には、マスク、ガウン、ディスポ手袋等は、感染性廃棄物用ダンボール箱に捨ててから、速乾性すり込み式手指消毒剤で手指を摩擦消毒する。

清掃時のモップ、手袋の取り扱いについて

○ 病室清掃

〔清掃の作業手順〕

- 処置等が行われていない限り、個室から清掃を始め、総室へと移る。
- 清掃の順は、高所の除塵、洗面台、床頭台、オーバーテーブル、ドアノブ等の什器・備品の拭き掃除、床の除塵（部屋の隅やベッドの下に塵芥が残らないように注意すること）を行い、トイレがある個室の場合は、最後にトイレ清掃を実施する。

〔モップ〕

- 床面の拭き掃除のモップは、各室同一のものを継続使用しても可とする。
- 個室トイレの床面は、トイレ専用のモップを使用する。（便器周りは専用ブラシを使用）
- 具体的な使用方法には以下のとおり
 - （ア）部屋が代わるごとに、床面を、クレスト256希釈液に浸けたモップで拭き上げる。
 - （イ）仕上げ拭きは行わない。（クレスト256は、除菌効果があるので再度の拭き上げは必要としない。）
 - （ウ）床掃除用クレスト256希釈液は、総室は概ね3室、標準個室の場合は概ね4室の清掃毎に取り換る。
 - （エ）トイレ専用モップは、使用毎に水洗いし、絞って後、クレスト希釈液に浸けて再度使用する。
 - （オ）使用したモップ類は、清掃終了後、毎日、掃除用具保管場所に持ち帰り水洗い、湯洗いをを行い、絞って屋外乾燥させる。
 - （カ）感染症患者の部屋の床掃除の場合は、使い捨てのドライモップを使用し、使用後は感染性廃棄物として専用容器に捨てる。
- 床清掃における留意点
 - （ア）不注意に清拭すると拭き取った汚染を広げることになるので、室内清掃は、できるだけ一方向へ拭き切りにしていくS字ストローク（一方向拭き）による清掃を行う。
 - （イ）拭く順序は風上より風下側へ、また、部屋の奥から出入口の方向へ拭いていく。
 - （ウ）クレスト256希釈液に浸けたモップは軽く絞って清拭する。あまり強く絞ると空拭き状態になり、拭きムラが生じるだけではなく、すぐ乾燥して除菌効果が十分に現れない。

〔手袋〕

- 白布手袋の上にプラスチック手袋（ポリエチレン製型押エンボス手袋でも可）を着けて、クレスト256希釈液で含ませたハイゼガーゼ等で、洗面台、床頭台、オーバーテーブル、ドアノブ等の什器・備品の拭き掃除を行う。（拭き掃除用クレスト256希釈液は、総室は概ね3室、標準個室の場合は概ね4室の清掃毎に取り換る。）

なお、プラスチック手袋は、1床（1ベッド）毎に各1用いて使用し、使用後は廃棄する。
- 個室トイレの清掃は、専用のゴム手袋を使用し、室が代わる毎に洗浄、クレスト256希釈液を噴霧し使用する。使用後は毎日、洗剤洗い、湯洗いをした後、乾燥させる。
- 感染症患者の部屋掃除の場合は、洗面台、床頭台、オーバーテーブル、ドアノブ等の什器・備品

の拭き掃除を行った後、目に見えない汚れがなかったらプラスチック手袋は普通ゴミとして処理する。

○ 病室外清掃

[モップ]

- 病棟の廊下及び病室以外の部屋（看護師詰所他）、外来部門の診察室及び廊下・待合の床面は、クレスト256希釈液に浸けた専用モップを使用し床拭き掃除を行う。
- 高い清潔区域を求められる場所においては、クレスト256希釈液の代わりにディメンジョンⅢ希釈液を使用する。
- 主に管理部門の廊下、部屋等については、水拭き又は通常の洗浄用洗剤液で拭き清掃を行っても可とする。
- 共同トイレ（外来等を含む）については、床面は専用モップを使用しクレスト256希釈液で拭き清掃を行う。流し台、便器周りは、前洗浄の後、クレスト256希釈液を噴霧し仕上げ拭きを行う。
- それぞれのモップについては、毎日の清掃終了後、洗剤で洗った後、絞って乾燥させ、3日～4日毎に、ハイター等で除菌する。

[手袋]

- 手袋は、ゴム手袋を使用し、廊下及び病室以外の室用と、外来部門の診察室及び廊下・待合用、共同トイレ用、詰所トイレ用、浴室用と、分けて使用し、使用後は毎日洗剤で洗って乾燥させる。

クレスト256

[使用用法] クレスト256は1：256倍で希釈して使用する。

- ◎ 普通清掃の場合は、水1ℓに対してクレスト4ccで希釈して使用する。
- ◎ 汚れがひどい場合は、水1ℓに対してクレスト6ccで希釈して使用する。

[用途] 1 環境面の除菌清掃を行う際に使用する除菌洗剤として製造され、主に医療機関や介護施設などの清拭時及び清掃時における除菌洗浄に用いる。

2 本剤は洗浄と除菌を同時に行う役割を持ち、院内・施設内の環境面清掃において一動作で美観と安全性の保持を可能とする。

3 pHは中性であるため、床面のワックスに影響を与えない。
壁面等にも使用できるが、壁面の一部の清拭に使用すると、その部分のみの汚れがとれ、目立ってしまうため、壁面全体を清掃する際に使用した方がよい。

[注意事項] 1 人体に使用しないこと

2 医療用精密機器等の清掃に使用しないこと。

3 希釈後の液は、清掃途中にモップ等の汚れが混入し目視で黒く濁るようになったら、新たな希釈液に替えること

4 その他の注意事項はMSDS（安全性資料）を参照し安全遵守すること。

※ ノロウイルス対策の清掃について

クレスト256を使用して清掃することにより、ウイルスが生存する前提の有機物等

の汚れを除去されるため、これによって感染原除去対策は可能となり、かつ感染経路が遮断できる。

ディメンジョンⅢ

〔使用用法〕 クエストと同様、1：256倍で希釈して使用する。

汚れがひどい場合、水500ccに対してクエスト30ccで希釈したもので清掃し、その後、水洗いする。

〔用途・注意事項〕 基本的には、「クエスト256」と同様であるが、クエストに比して殺真菌効果が高く、インフルエンザ、B型肝炎等のウイルスについても殺菌力が認められている。したがって、床面に血液が付着した場合であるとか、手術室、ICU、中央滅菌室、アンギオなどの高い清潔区域を求められる場所での使用が適している。

中性除菌洗剤クエスト256の使用方法について

〔使用用法〕 クエスト256は1：256倍で希釈して使用する。

- ◎ 普通清掃の場合は、水1ℓに対してクエスト4ccで希釈して使用する。
- ◎ 汚れがひどい場合は、水1ℓに対してクエスト6ccで希釈して使用する。

〔用途〕

- 1 環境面の除菌清掃を行う際に使用する除菌洗剤として製造され、主に医療機関や介護施設などの清拭時及び清掃時における除菌洗浄に用いる。
- 2 本剤は洗浄と除菌を同時に行う役割を持ち、院内・施設内の環境面清掃において一動作で美観と安全性の保持を可能とする。
- 3 pHは中性であるため、床面のワックスに影響を与えない。
壁面等にも使用できるが、壁面の一部の清拭に使用すると、その部分のみの汚れがとれ目立ってしまうため、壁面全体を清掃する際に使用した方がよい。

〔注意事項〕

- 1 人体に使用しないこと
- 2 医療用精密機器等の清掃に使用しないこと。
- 3 希釈後の液は、清掃途中にモップ等の汚れが混入するので、適宜取り換えること。
- 4 その他の注意事項は製品安全データシートを参照し安全遵守すること。

※ ノロウイルス対策の清掃について

クエスト256を使用して清掃することにより、ウイルスが生存する前提の有機物等の汚れを除去されるため、これによって感染原除去対策は可能となり、かつ感染経路が遮断できる。

清掃作業基準表（病院棟－1）

凡例 D …… 回数/日 W …… 回数/週 M …… 回数/月 Y …… 回数/年			日常清掃							巡回清掃	定期清掃			
			ゴミ取り除き等	ゴミの収集・運搬	床の除塵等	什器・備品等清掃	高所の除塵	洗面台・鏡・シンク	衛生陶器・浴室		衛生消耗品補充	床洗浄・ワックス塗布	カーペット等洗浄	特別清掃
階	区分	室名 床材 ・ 面積 (㎡)												
B F	A	放射線治療科・受付 Pタイル ・ 26.34 ㎡	5W	5W	5W		1M					1Y		
		治療計画室 Pタイル ・ 36.14 ㎡	5W	5W	5W		1M					1Y		
		電算機室 Pタイル ・ 36.19 ㎡	5W	5W	5W		1M					1Y		
		診察室 リリウム ・ 51.80 ㎡	5W	5W	5W		1M	1W				1Y		
		リニアック室 (I・II) リリウム ・ 129.30 ㎡	5W	5W	5W		1M					1Y		
		リニアック操作室 リリウム ・ 23.20 ㎡	5W	5W	5W		1M					1Y		
		シミュレーター室 リリウム ・ 48.82 ㎡	5W	5W	5W		1M					1Y		
		シミュレーター室操作室 リリウム ・ 13.74 ㎡	5W	5W	5W		1M					1Y		
		アフターローディング室 リリウム ・ 34.92 ㎡	5W	5W	5W		1M					1Y		
		CT室 リリウム ・ 27.01 ㎡	5W	5W	5W		1M					1Y		
		CT操作室 リリウム ・ 15.60 ㎡	5W	5W	5W		1M					1Y		
		女子トイレ モザイクタイル ・ 10.88 ㎡	5W 2D	5W 2D	5W 2D		1M	5W 2D	5W 2D	5W 2D	5W 1D			2Y
		男子トイレ モザイクタイル ・ 10.88 ㎡	5W 2D	5W 2D	5W 2D		1M	5W 2D	5W 2D	5W 2D	5W 1D			2Y
		説明室 Pタイル ・ 7.53 ㎡	5W	5W	5W	5W	1M					1Y		
		更衣室 Pタイル ・ 7.12 ㎡	5W	5W	5W	5W	1M					1Y		
		放射線治療科待合・廊下 リリウム ・ 157.04 ㎡	5W	5W	5W	5W	1M					1Y		
		女子トイレ モザイクタイル ・ 6.50 ㎡	5W 2D	5W 2D	5W 2D		1M	5W 2D	5W 2D	5W 2D	5W 1D			2Y
		男子トイレ モザイクタイル ・ 6.50 ㎡	5W 2D	5W 2D	5W 2D		1M	5W 2D	5W 2D	5W 2D	5W 1D			2Y
	B	施設保全グループ リリウム ・ 40.15 ㎡	5W	5W	5W									
		施設保全グループ会議室 Pタイル ・ 40.15 ㎡	5W	5W	5W									

729.81 ㎡

清掃作業基準表（病院棟－２）

凡例 D …… 回数/日 W …… 回数/週 M …… 回数/月 Y …… 回数/年			日常清掃							巡回清掃	定期清掃		
			ゴミ取り除き等	ゴミの収集・運搬	床の除塵等	什器・備品等清掃	高所の除塵	洗面台・鏡・シンク	衛生陶器・浴室		衛生消耗品補充	床洗浄・ワックス塗布	カーペット等洗浄
階	区分	室名 床材・面積 (m ²)											
B F	B	サブライセンター Pタイル ・357.76 m ²	5W	5W	5W								
	C	剖検室準備室・前室 リリウム ・34.89 m ²	1W	1W	1W			1W					
		シャワー室 モザイクタイル ・1.68 m ²	1W	1W	1W			1W	1W				
		剖検室準備室トイレ モザイクタイル ・1.36 m ²	1W	1W	1W			1W	1W	1W			
		剖検室通路 リリウム ・52.32 m ²	1W	1W	1W								
		霊安室1 リリウム ・32.45 m ²	1W	1W	1W	1W							
		女子トイレ (剖検室) モザイクタイル ・4.42 m ²	1W	1W	1W			1W	1W	1W			
		男子トイレ (剖検室) モザイクタイル ・3.08 m ²	1W	1W	1W			1W	1W	1W			
		湯沸室 (剖検室) リリウム ・3.84 m ²	1W	1W	1W								
		D	調剤室 (薬局) リリウム ・201.00 m ²	5W	5W	5W			1M			1Y	
	薬品庫 リリウム ・31.00 m ²		5W	5W	5W			1M			1Y		
	湿製剤室 リリウム ・39.00 m ²		5W	5W	5W			1M			1Y		
	医薬情報管理室 リリウム ・73.44 m ²		5W	5W	5W			1M			1Y		
	トイレ リリウム ・1.20 m ²		5W	5W	5W				1D	1D	1D		
	事務室・当直室 (MB階) リリウム ・68.20 m ²		5W	5W	5W			1M	1D			1Y	
	E	浴室・脱衣所 モザイクタイル・モクゴ ・16.94 m ²	7W	7W	7W			1M	1D	1D			
		防災センター リリウム ・79.63 m ²	5W	5W	5W			1M	1D				
		機械室当直室・控室 リリウム ・36.00 m ²	5W	5W	5W			1M	1D				
		機械室 コンクリート ・458.27 m ²	5W	5W									
	F	廊下・E Vホール リリウム ・632.74 m ²	5W	5W	5W	5W	1M				1Y		

2,129.22 m²

清掃作業基準表（病院棟－3）

凡例 D …… 回数/日 W …… 回数/週 M …… 回数/月 Y …… 回数/年			日常清掃							巡回清掃	定期清掃			
			ゴミ取り除き等	ゴミの収集・運搬	床の除塵等	什器・備品等清掃	高所の除塵	洗面台・鏡・シンク	衛生陶器・浴室		衛生消耗品補充	床洗浄・ワックス塗布	カーペット等洗浄	特別清掃
階	区分	室名 床材 ・ 面積 (㎡)												
B F	F	階段 (BF～1F) リリウム ・ 78.35 ㎡	5W	5W	5W	5W	1M					1Y		
1 F	A	MR I 操作室 リリウム ・ 36.20 ㎡	5W	5W	5W		1M					1Y		
		読影室 リリウム ・ 13.69 ㎡	5W	5W	5W		1M					1Y		
		男子更衣室 リリウム ・ 2.16 ㎡	5W	5W	5W	5W	1M					1Y		
		女子更衣室 リリウム ・ 2.16 ㎡	5W	5W	5W	5W	1M					1Y		
		共同トイレ モザイクタイル ・ 4.48 ㎡	5W 2D	5W 2D	5W 2D		1M	5W 2D	5W 2D	5W 2D	5W 1D			2Y
		MR I 待合・廊下 リリウム ・ 90.30 ㎡	5W	5W	5W	5W	1M						1Y	
	B	外来化学療法室 リリウム ・ 321.00 ㎡	5W	5W	5W	5W	1M	1W					1Y	
		男子トイレ リリウム ・ 10.00 ㎡	5W 2D	5W 2D	5W 2D		1M	5W 2D	5W 2D	5W 2D	5W 1D			2Y
		女子トイレ リリウム ・ 15.00 ㎡	5W 2D	5W 2D	5W 2D		1M	5W 2D	5W 2D	5W 2D	5W 1D			2Y
	C	採血室 リリウム ・ 52.50 ㎡	5W	5W	5W	5W	1M	1W					1Y	
		外来特別検査室 リリウム ・ 29.22 ㎡	5W	5W	5W		1M						1Y	
		警備員室 リリウム ・ 16.36 ㎡	5W	5W	5W									
		事務日直室 タタミモクコ ・ 22.51 ㎡	5W	5W	5W									
		男子トイレ モザイクタイル ・ 12.50 ㎡	5W 2D	5W 2D	5W 2D		1M	5W 2D	5W 2D	5W 2D	5W 1D			2Y
女子トイレ モザイクタイル ・ 14.00 ㎡		5W 2D	5W 2D	5W 2D		1M	5W 2D	5W 2D	5W 2D	5W 1D			2Y	
D	治験コーディネーター室 リリウム ・ 10.71 ㎡	5W	5W	5W		1M						1Y		
	筋電図室 リリウム ・ 23.80 ㎡	5W	5W	5W		1M						1Y		
	患者総合相談室 リリウム ・ 22.55 ㎡	5W	5W	5W		1M						1Y		
	面談室 1～4 リリウム ・ 31.50 ㎡	5W	5W	5W		1M						1Y		

808.99 ㎡

清掃作業基準表（病院棟－４）

凡例 D …… 回数/日 W …… 回数/週 M …… 回数/月 Y …… 回数/年			日常清掃							巡回清掃	定期清掃				
			ゴミ取り除き等	ゴミの収集・運搬	床の除塵等	什器・備品等清掃	高所の除塵	洗面台・鏡・シンク	衛生陶器・浴室		衛生消耗品補充	床洗浄・ワックス塗布	カーペット等洗浄	特別清掃	
階	区分	室名 床材・面積 (m ²)													
1 F	D	内科初診診察室 リリウム ・ 64.50 m ²	5W	5W	5W		1M	1W				1Y			
		会計・薬局受付 カーペット ・ 63.25 m ²	5W	5W	5W		1M								
		内科再診受付・診察室・処置室等 リリウム ・ 312.21 m ²	5W	5W	5W		1M	1W	5W				1Y		
		男子トイレ モザイクタイル ・ 6.30 m ²	5W 2D	5W 2D	5W 2D		1M	5W 2D	5W 2D	5W 2D	5W 1D				2Y
		女子トイレ モザイクタイル ・ 6.00 m ²	5W 2D	5W 2D	5W 2D		1M	5W 2D	5W 2D	5W 2D	5W 1D				2Y
		身障者用トイレ リリウム ・ 3.84 m ²	5W 2D	5W 2D	5W 2D		1M	5W 2D	5W 2D	5W 2D	5W 1D				2Y
	E	外科受付・診察室・処置室等 リリウム ・ 162.25 m ²	5W	5W	5W		1M	1W	5W				1Y		
		外科外来廊下職員トイレ リリウム ・ 3.75 m ²	5W	5W	5W		1M	1D	1D	1D					
		婦人科受付・診察室 リリウム ・ 107.65 m ²	5W	5W	5W		1M	1W	5W				1Y		
		婦人科内トイレ リリウム ・ 1.50 m ²	5W	5W	5W		1M	1D	1D	1D					
		整形外科受付・診察室 リリウム ・ 89.56 m ²	5W	5W	5W		1M	1W					1Y		
		医事グループ リリウム ・ 148.65 m ²	5W	5W	5W		1M						1Y		
		男子トイレ モザイクタイル ・ 10.50 m ²	5W 2D	5W 2D	5W 2D		1M	5W 2D	5W 2D	5W 2D	5W 1D				2Y
		女子トイレ モザイクタイル ・ 10.50 m ²	5W 2D	5W 2D	5W 2D		1M	5W 2D	5W 2D	5W 2D	5W 1D				2Y
	F	待合・廊下・E Vホール リリウム ・ 998.50 m ²	5W	5W	5W	5W	1M	1D					2Y		
風除室 リリウム ・ 46.20 m ²		5W	5W	5W	5W	1M									
階段 (1F～2F) リリウム ・ 51.60 m ²		5W	5W	5W	5W	1M						1Y			
2 F	A	アンギオ室 リリウム ・ 391.28 m ²	5W	5W	5W		1M					1Y			
		泌尿器科受付・診察室 リリウム ・ 168.20 m ²	5W	5W	5W		1M	1W	5W				1Y		
		泌尿器科検査室等 リリウム ・ 139.75 m ²	5W	5W	5W		1M	1W					1Y		

2,785.99 m²

清掃作業基準表（病院棟－5）

凡例 D … 回数/日 W … 回数/週 M … 回数/月 Y … 回数/年		日常清掃									巡回清掃	定期清掃		
		ゴミ取り除き等	ゴミの収集・運搬	床の除塵等	什器・備品等清掃	高所の除塵	洗面台・鏡・シンク	衛生陶器・浴室	衛生消耗品補充	床洗浄・ワックス塗布		カーペット等洗浄	特別清掃	
階	区分	室名 床材・面積 (㎡)												
2 F	A	男子トイレ モザイクタイル ・ 12.50 ㎡	5W 2D	5W 2D	5W 2D		1M	5W 2D	5W 2D	5W 2D	5W 1D			2Y
		女子トイレ モザイクタイル ・ 14.00 ㎡	5W 2D	5W 2D	5W 2D		1M	5W 2D	5W 2D	5W 2D	5W 1D			2Y
2 F	B	呼吸機能検査室 リリウム ・ 19.80 ㎡	5W	5W	5W		1M					1Y		
		心超音波検査室 リリウム ・ 65.86 ㎡	5W	5W	5W		1M					1Y		
		心電図室(聴力機能検査室を含む) リリウム・235.58 ㎡	5W	5W	5W	5W	1M					1Y		
		測定室 リリウム ・ 18.25 ㎡	5W	5W	5W		1M					1Y		
		放射線診断科看護師詰所 リリウム ・ 15.92 ㎡	5W	5W	5W		1M							
		カルテ・フィルム等保管室 リリウム ・ 30.78 ㎡	5W	5W	5W		1M							
		眼科受付・診察室 リリウム ・ 60.02 ㎡	5W	5W	5W		1M							
		眼科(視野・複像診察室) リリウム ・ 23.57 ㎡	5W	5W	5W		1M							
		電算機室 カーペット ・ 36.64 ㎡	5W	5W	5W		1M							
		耳鼻咽喉科受付・診察室 リリウム ・ 191.43 ㎡	5W	5W	5W		1M					1Y		
		男子トイレ モザイクタイル ・ 17.00 ㎡	5W 2D	5W 2D	5W 2D		1M	5W 2D	5W 2D	5W 2D	5W 1D			2Y
	女子トイレ モザイクタイル ・ 19.00 ㎡	5W 2D	5W 2D	5W 2D		1M	5W 2D	5W 2D	5W 2D	5W 1D			2Y	
	C	放射線診断科各室 リリウム ・ 757.24 ㎡	5W	5W	5W		1M					1Y		
		更衣室 リリウム ・ 19.00 ㎡	5W	5W	5W	5W	1M					1Y		
CT室 リリウム ・ 264.82 ㎡		5W	5W	5W	5W	1M					1Y			
男子トイレ モザイクタイル ・ 8.28 ㎡		5W 2D	5W 2D	5W 2D		1M	5W 2D	5W 2D	5W 2D	5W 1D			2Y	
女子トイレ モザイクタイル ・ 8.28 ㎡		5W 2D	5W 2D	5W 2D		1M	5W 2D	5W 2D	5W 2D	5W 1D			2Y	
2 F	D	待合・廊下・E Vホール リリウム ・ 653.35 ㎡	5W	5W	5W	5W	1M					2Y		

2,471.32 ㎡

清掃作業基準表（病院棟－6）

凡例 D …… 回数/日 W …… 回数/週 M …… 回数/月 Y …… 回数/年			日常清掃								巡回清掃	定期清掃		
			ゴミ取り除き等	ゴミの収集・運搬	床の除塵等	什器・備品等清掃	高所の除塵	洗面台・鏡・シンク	衛生陶器・浴室	衛生消耗品補充		床洗浄・ワックス塗布	カーペット等洗浄	特別清掃
階	区分	室名 床材・面積 (m ²)												
2 F	D	階段 (2F~3F) リリウム ・44.10 m ²	5W	5W	5W	5W	1M					1Y		
3 F	A	R I 検査室 (廊下部を含む) リリウム ・237.95 m ²	5W	5W	5W		1M					1Y		
		更衣室・待合 リリウム ・32.56 m ²	5W	5W	5W	5W	1M					1Y		
		R I 更衣室トイレ リリウム ・16.50 m ²	5W 2D	5W 2D	5W 2D		1M	5W 2D	5W 2D	5W 2D	5W 1D			2Y
		R I トイレ モザイクタイル ・9.28 m ²	5W 2D	5W 2D	5W 2D		1M	5W 2D	5W 2D	5W 2D	5W 1D			2Y
		R I 管理室 (看護師休憩室を含む) リリウム ・65.06 m ²	5W	5W	5W		1M					1Y		
		R I 管理室トイレ リリウム ・1.20 m ²	5W	5W	5W		1M	1D	1D	1D	1D			
		R I 作業室 リリウム ・4.50 m ²	5W	5W	5W		1M							
		R I データ解析室 リリウム ・28.08 m ²	5W	5W	5W		1M							
		自己血管理室 リリウム ・14.73 m ²	5W	5W	5W		1M							
		血液保管室 リリウム ・26.98 m ²	5W	5W	5W		1M							
		血液保管管理室 リリウム ・31.26 m ²	5W	5W	5W		1M							
		女医更衣室 リリウム ・13.80 m ²	5W	5W	5W		1M							
		女医夜勤室 リリウム ・13.74 m ²	5W	5W	5W		1M							
		臨床検査科控室 リリウム ・35.48 m ²	5W	5W	5W		1M							
		中央手術科部長室 リリウム ・14.75 m ²	5W	5W	5W		1M							
		感染防止推進者室 リリウム ・12.90 m ²	5W	5W	5W		1M							
		R I ・輸血室前等廊下 リリウム ・91.11 m ²	5W	5W	5W		1M					1Y		
	B	I C U リリウム ・138.07 m ²	7W	7W	7W	7W	1M	7W					2Y	2Y
個室A・B リリウム ・33.46 m ²		7W	7W	7W		1M						2Y	2Y	

865.51 m²

清掃作業基準表（病院棟－7）

凡例 D …… 回数/日 W …… 回数/週 M …… 回数/月 Y …… 回数/年			日常清掃								巡回清掃	定期清掃			
			ゴミ取り除き等	ゴミの収集・運搬	床の除塵等	什器・備品等清掃	高所の除塵	洗面台・鏡・シンク	衛生陶器・浴室	衛生消耗品補充		床洗浄・ワックス塗布	カーペット等洗浄	特別清掃	
階	区分	室名 床材・面積 (m ²)													
3 F	B	ナースステーション リリウム 14.70 m ²	7W	7W	7W		1M					1Y			
		カンファレンスルーム リリウム 14.70 m ²	7W	7W	7W		1M					1Y			
		処置準備室 リリウム 18.15 m ²	7W	7W	7W		1M	7W				1Y			
		汚染処理室 リリウム 15.16 m ²	7W	7W	7W		1M	7W				1Y			
		検査室 リリウム 14.86 m ²	7W	7W	7W		1M					1Y			
		家族控室 リリウム 14.57 m ²	5W	5W	5W	5W	1M					1Y			
		I C U看護師控室 リリウム 14.46 m ²	7W	7W	7W		1M								
		I C U看護師控室トイレ リリウム 1.20 m ²	7W	7W	7W		1M	7W	1D	1D	1D				
		医師当直室 リリウム 14.46 m ²	7W	7W	7W		1M								
		医師当直室トイレ リリウム 1.20 m ²	7W	7W	7W		1M	1D	1D	1D	1D				
	C	男子トイレ モザイクタイル 3.88 m ²	5W	5W	5W		1M	1D	1D	1D	1D			2Y	
		女子トイレ モザイクタイル 3.88 m ²	5W	5W	5W		1M	1D	1D	1D	1D			2Y	
		手洗い リリウム 4.03 m ²	5W	5W	5W		1M	1D							
		家族控室 リリウム 23.83 m ²	5W	5W	5W	5W	1M					1Y			
		廊下・E Vホール リリウム 105.05 m ²	5W	5W	5W	5W	1M					1Y			
		階段 (3F~4F) リリウム 44.10 m ²	5W	5W	5W	5W	1M					1Y			
	4 F	A	臨床検査科 (廊下部を含む) リリウム 611.70 m ²	5W	5W	5W		1M							
			男子トイレ モザイクタイル 12.50 m ²	5W	5W	5W		1M	1D	1D	1D	1D			
			女子トイレ モザイクタイル 14.00 m ²	5W	5W	5W		1M	1D	1D	1D	1D			
B		病理検査室 (廊下部を含む) リリウム 364.15 m ²	5W	5W	5W		1M								

1,310.58 m²

清掃作業基準表（病院棟－8）

凡例 D …… 回数/日 W …… 回数/週 M …… 回数/月 Y …… 回数/年			日常清掃							巡回清掃	定期清掃		
			ゴミ取り除き等	ゴミの収集・運搬	床の除塵等	什器・備品等清掃	高所の除塵	洗面台・鏡・シンク	衛生陶器・浴室		衛生消耗品補充	床洗浄・ワックス塗布	カーペット等洗浄
階	区分	室名 床材・面積 (m ²)											
4 F	B	外科医局 リリウム ・ 64.37 m ²	5W	5W	5W		1M						
		耳鼻咽喉科医局 リリウム ・ 32.32 m ²	5W	5W	5W		1M						
		泌尿器科医局 リリウム ・ 31.08 m ²	5W	5W	5W		1M						
		婦人科医局 リリウム ・ 33.56 m ²	5W	5W	5W		1M						
		脳神経外科医局 リリウム ・ 34.90 m ²	5W	5W	5W		1M						
		整形外科医局 リリウム ・ 33.56 m ²	5W	5W	5W		1M						
		湯沸室 リリウム ・ 11.70 m ²	5W	5W	5W		1M	1D					
		医局事務室 リリウム ・ 15.30 m ²	5W	5W	5W		1M						
		男子トイレ モザイクタイル ・ 10.56 m ²	5W	5W	5W		1M	1D	1D	1D	1D		
		女子トイレ モザイクタイル ・ 11.78 m ²	5W	5W	5W		1M	1D	1D	1D	1D		
	C	討議室 リリウム ・ 24.83 m ²	5W	5W	5W		1M						
		廊下・E Vホール リリウム ・ 182.97 m ²	5W	5W	5W	5W	1M					1Y	
		階段 (4F～5F) リリウム ・ 44.10 m ²	5W	5W	5W	5W	1M					1Y	
5 F	A	内視室ナースステーション・控室 リリウム ・ 59.72 m ²	5W	5W	5W		1M					1Y	
		内視室ナースステーショントイレ リリウム ・ 1.20 m ²	5W	5W	5W		1M	1D	1D	1D	1D		
		内視室各検査室・回復室等 リリウム ・ 519.53 m ²	5W	5W	5W		1M					1Y	
		更衣室1・2 リリウム ・ 18.00 m ²	5W	5W	5W	5W	1M					1Y	
		男子トイレ モザイクタイル ・ 12.50 m ²	5W 2D	5W 2D	5W 2D		1M	5W 2D	5W 2D	5W 2D	5W 1D		2Y
		女子トイレ モザイクタイル ・ 14.00 m ²	5W 2D	5W 2D	5W 2D		1M	5W 2D	5W 2D	5W 2D	5W 1D		2Y
		共用トイレ リリウム ・ 9.20 m ²	5W 2D	5W 2D	5W 2D		1M	5W 2D	5W 2D	5W 2D	5W 1D		2Y

1,165.18 m²

清掃作業基準表（病院棟－9）

凡例 D … 回数/日 W … 回数/週 M … 回数/月 Y … 回数/年			日常清掃							巡回清掃	定期清掃		
			ゴミ取り除き等	ゴミの収集・運搬	床の除塵等	什器・備品等清掃	高所の除塵	洗面台・鏡・シンク	衛生陶器・浴室		衛生消耗品補充	床洗浄・ワックス塗布	カーペット等洗浄
階	区分	室名 床材・面積 (㎡)											
5 F	B	病歴室 リリウム 211.51 ㎡	5W	5W	5W		1M						
		病歴管理室 リリウム 46.32 ㎡	5W	5W	5W		1M						
		医療情報部 リリウム 12.22 ㎡	5W	5W	5W		1M						
		医療情報部長室 リリウム 16.00 ㎡	5W	5W	5W		1M						
		控室 リリウム 16.00 ㎡	5W	5W	5W		1M						
		オペレーター室 リリウム 32.00 ㎡	5W	5W	5W		1M						
		病歴控室 リリウム 6.60 ㎡	5W	5W	5W		1M						
		男子トイレ モザイクタイル 11.39 ㎡	5W	5W	5W		1M	1D	1D	1D	1D		2Y
		女子トイレ モザイクタイル 11.39 ㎡	5W	5W	5W		1M	1D	1D	1D	1D		2Y
	C	臨床腫瘍科医局 リリウム 24.83 ㎡	5W	5W	5W		1M					1Y	
待合・廊下・E Vホール リリウム 136.96 ㎡		5W	5W	5W	5W	1M					1Y		
階段 (5F~6F) リリウム 44.10 ㎡		5W	5W	5W	5W	1M					1Y		
6 F	A	ナースステーション・控室 (6 S) リリウム 66.73 ㎡	2D	2D	7W		1M					1Y	
		ナースステーショントイレ リリウム 1.20 ㎡	2D	2D	7W		1M	1D	1D	1D			
		病室 リリウム 374.92 ㎡	2D	2D	7W	7W	1M	1D	1D	1D		3Y	2Y
		処置室 リリウム 15.18 ㎡	2D	2D	7W		1M		1D			1Y	
		カンファレンスルーム リリウム 14.54 ㎡	2D	2D	7W	7W	1M					1Y	
		湯沸室 リリウム 4.80 ㎡	2D	2D	7W		1M	1D				1Y	
		男子トイレ リリウム 12.50 ㎡	2D	2D	7W		1M	2D	2D	2D	1D		2Y
		女子トイレ リリウム 14.00 ㎡	2D	2D	7W		1M	2D	2D	2D	1D		2Y

1,073.19 ㎡

清掃作業基準表（病院棟-10）

凡例 D …… 回数/日 W …… 回数/週 M …… 回数/月 Y …… 回数/年			日常清掃							巡回清掃	定期清掃			
			ゴミ取り除き等	ゴミの収集・運搬	床の除塵等	什器・備品等清掃	高所の除塵	洗面台・鏡・シンク	衛生陶器・浴室		衛生消耗品補充	床洗浄・ワックス塗布	カーペット等洗浄	特別清掃
階	区分	室名 床材・面積 (㎡)												
6 F	A	洗面室・給食用EV前室 リリウム・35.83 ㎡	2D	2D	7W		1M	2D				2Y		
		食堂・談話室・廊下 リリウム・184.24 ㎡	2D	2D	7W	7W	1M					2Y		
	B	院長室 ジュウケン・43.67 ㎡	5W	5W	5W		1M						1Y	
		院長応接室 ジュウケン・28.26 ㎡	5W	5W	5W		1M						1Y	
		副院長室 ジュウケン・29.10 ㎡	5W	5W	5W		1M						1Y	
		副院長室 ジュウケン・25.60 ㎡	5W	5W	5W		1M						1Y	
		診療局長室 リリウム・14.05 ㎡	5W	5W	5W		1M							
		各診療科部長室（10室） リリウム・149.24 ㎡	5W	5W	5W		1M							
		医療安全部門室 リリウム・14.05 ㎡	5W	5W	5W		1M							
		会議室 リリウム・67.06 ㎡	5W	5W	5W	5W	1M	1D					1Y	
		看護部長室 ジュウケン・30.07 ㎡	5W	5W	5W		1M						1Y	
		看護部室 リリウム・33.58 ㎡	5W	5W	5W		1M							
		各当直室（6室） リリウム・97.25 ㎡	7W	7W	7W		1M							
		男子トイレ モザイクタイル・10.56 ㎡	5W	5W	5W		1M	1D	1D	1D	1D			
		女子トイレ モザイクタイル・11.78 ㎡	5W	5W	5W		1M	1D	1D	1D	1D			
	C	浴室・脱衣所 モザイクタイル モクコ・18.00 ㎡	7W	7W	7W	7W	1M	1D	1D					
		ランドリールーム リリウム・9.10 ㎡	7W	7W	7W		1M	1D				1Y		
		討議室 リリウム・23.70 ㎡	5W	5W	5W		1M					1Y		
		廊下・EVホール リリウム・208.13 ㎡	7W	7W	7W	7W	1M					2Y		
		階段（6F～7F） リリウム・44.10 ㎡	5W	5W	5W	5W	1M					1Y		

1,077.37 ㎡

清掃作業基準表（病院棟－11）

凡例 D …… 回数/日 W …… 回数/週 M …… 回数/月 Y …… 回数/年			日常清掃								巡回清掃	定期清掃			
			ゴミ取り除き等	ゴミの収集・運搬	床の除塵等	什器・備品等清掃	高所の除塵	洗面台・鏡・シンク	衛生陶器・浴室	衛生消耗品補充		床洗浄・ワックス塗布	カーペット等洗浄	特別清掃	
階	区分	室名 床材・面積 (㎡)													
7 F	A	ナースステーション・控室 (7 S) リリウム ・ 65.06 ㎡	2D	2D	7W		1M						1Y		
		ナースステーショントイレ リリウム ・ 1.20 ㎡	2D	2D	7W		1M	1D	1D	1D	1D				
		病室 リリウム ・ 374.92 ㎡	2D	2D	7W	7W	1M	1D	1D	1D			3Y		2Y
		処置室 (2室) リリウム ・ 29.72 ㎡	2D	2D	7W		1M		1D				1Y		
		湯沸室 リリウム ・ 4.80 ㎡	2D	2D	7W		1M	1D					1Y		
		男子トイレ リリウム ・ 12.50 ㎡	2D	2D	7W		1M	2D	2D	2D	1D				2Y
		女子トイレ リリウム ・ 14.00 ㎡	2D	2D	7W		1M	2D	2D	2D	1D				2Y
		洗面室・給食用EV前室 リリウム ・ 35.83 ㎡	2D	2D	7W		1M	2D					2Y		
		食堂・談話室・廊下 リリウム ・ 184.24 ㎡	2D	2D	7W	7W	1M						2Y		
	B	ナースステーション・控室 (7 N) リリウム ・ 65.06 ㎡	2D	2D	7W		1M						1Y		
		ナースステーショントイレ リリウム ・ 1.20 ㎡	2D	2D	7W		1M	1D	1D	1D	1D				
		病室 リリウム ・ 320.96 ㎡	2D	2D	7W	7W	1M	1D	1D	1D			3Y		2Y
		遺伝子治療室 リリウム ・ 30.00 ㎡	1W	1W	1W		1M								
		人間ドック説明室 リリウム ・ 13.50 ㎡	2D	2D	7W	7W	1M						1Y		
		処置・器材室 リリウム ・ 28.20 ㎡	2D	2D	7W		1M		1D				1Y		
		湯沸室 リリウム ・ 4.80 ㎡	2D	2D	7W		1M	1D					1Y		
		男子トイレ リリウム ・ 10.56 ㎡	2D	2D	7W		1M	2D	2D	2D	1D				2Y
		女子トイレ リリウム ・ 11.78 ㎡	2D	2D	7W		1M	2D	2D	2D	1D				2Y
		食堂・談話室・廊下 リリウム ・ 175.01 ㎡	2D	2D	7W	7W	1M						2Y		
C	浴室・脱衣所 モザイクタイル モク功 ・ 18.00 ㎡	7W	7W	7W	7W	1M	1D	1D							

1,401.34 ㎡

清掃作業基準表（病院棟-12）

凡例 D … 回数/日 W … 回数/週 M … 回数/月 Y … 回数/年			日常清掃								巡回清掃	定期清掃				
			ゴミ取り除き等	ゴミの収集・運搬	床の除塵等	什器・備品等清掃	高所の除塵	洗面台・鏡・シンク	衛生陶器・浴室	衛生消耗品補充		床洗浄・ワックス塗布	カーペット等洗浄	特別清掃		
階	区分	室名 床材・面積 (㎡)														
7 F	C	ランドリールーム リリウム 9.10 ㎡	7W	7W	7W		1M	1D					1Y			
		討議室 リリウム 24.63 ㎡	5W	5W	5W		1M						1Y			
		廊下・E Vホール リリウム 63.10 ㎡	7W	7W	7W	7W	1M						2Y			
		階段 (7F~8F) リリウム 44.10 ㎡	5W	5W	5W	5W	1M						1Y			
8 F	A	ナースステーション・控室 (8 S) リリウム 65.06 ㎡	2D	2D	7W		1M						1Y			
		ナースステーショントイレ リリウム 1.20 ㎡	2D	2D	7W		1M	1D	1D	1D	1D					
		病室 リリウム 195.12 ㎡	2D	2D	7W	7W	1M	1D	1D	1D			3Y		2Y	
		無菌病室 リリウム 185.46 ㎡	7W	7W	7W	7W	1M	1D	1D	1D			2Y		2Y	
		へモネ室 リリウム 12.69 ㎡	7W	7W	7W	7W	1M						2Y		2Y	
		処置室 リリウム 15.18 ㎡	2D	2D	7W		1M		1D				1Y			
		シャワー室 リリウム 13.08 ㎡	7W	7W	7W		1M		1D							
		カンファレンスルーム リリウム 12.69 ㎡	2D	2D	7W	7W	1M							1Y		
		湯沸室 リリウム 7.20 ㎡	2D	2D	7W		1M	1D						1Y		
		男子トイレ リリウム 12.50 ㎡	2D	2D	7W		1M	2D	2D	2D	1D					2Y
		女子トイレ リリウム 14.00 ㎡	2D	2D	7W		1M	2D	2D	2D	1D					2Y
		洗面室・給食用E V前室 リリウム 35.83 ㎡	2D	2D	7W		1M	2D						2Y		
		食堂・談話室・廊下 リリウム 184.24 ㎡	2D	2D	7W	7W	1M							2Y		
		B	ナースステーション・控室 (8 N) リリウム 65.06 ㎡	2D	2D	7W		1M							1Y	
ナースステーショントイレ リリウム 1.20 ㎡	2D		2D	7W		1M	1D	1D	1D	1D						
病室 リリウム 370.46 ㎡	2D		2D	7W	7W	1M	1D	1D	1D			3Y		2Y		

1,331.90 ㎡

清掃作業基準表（病院棟-13）

凡例 D … 回数/日 W … 回数/週 M … 回数/月 Y … 回数/年			日常清掃								巡回清掃	定期清掃			
			ゴミ取り除き等	ゴミの収集・運搬	床の除塵等	什器・備品等清掃	高所の除塵	洗面台・鏡・シンク	衛生陶器・浴室	衛生消耗品補充		床洗浄・ワックス塗布	カーペット等洗浄	特別清掃	
階	区分	室名 床材・面積 (㎡)													
8 F	B	処置室 リリウム ・ 15.18 ㎡	2D	2D	7W		1M	1D				1Y			
		カンファレンスルーム リリウムル ・ 14.54 ㎡	2D	2D	7W	7W	1M					1Y			
		湯沸室 リリウム ・ 4.80 ㎡	2D	2D	7W		1M	1D				1Y			
		男子トイレ リリウム ・ 10.56 ㎡	2D	2D	7W		1M	2D	2D	2D	1D			2Y	
		女子トイレ リリウム ・ 11.78 ㎡	2D	2D	7W		1M	2D	2D	2D	1D			2Y	
		食堂・談話室・廊下 リリウム ・ 175.01 ㎡	2D	2D	7W	7W	1M						2Y		
	C	浴室・脱衣所 モザイクタイル モクカ ・ 18.00 ㎡	7W	7W	7W	7W	1M	1D	1D						
		ランドリールーム リリウム ・ 9.10 ㎡	7W	7W	7W		1M	1D				1Y			
		討議室 リリウム ・ 23.70 ㎡	5W	5W	5W		1M					1Y			
		廊下・E Vホール リリウム ・ 63.10 ㎡	7W	7W	7W	7W	1M					2Y			
		階段 (8F~9F) リリウム ・ 44.10 ㎡	5W	5W	5W	5W	1M					1Y			
9 F	A	ナースステーション・控室 (9 S) リリウム ・ 65.06 ㎡	2D	2D	7W		1M					1Y			
		ナースステーショントイレ リリウム ・ 1.20 ㎡	2D	2D	7W		1M	1D	1D	1D	1D				
		病室 リリウム ・ 389.89 ㎡	2D	2D	7W	7W	1M	1D	1D	1D		3Y		2Y	
		処置室 リリウム ・ 15.18 ㎡	2D	2D	7W		1M		1D			1Y			
		湯沸室 リリウム ・ 4.80 ㎡	2D	2D	7W		1M	1D				1Y			
		男子トイレ リリウム ・ 12.50 ㎡	2D	2D	7W		1M	2D	2D	2D	1D			2Y	
		女子トイレ リリウム ・ 14.00 ㎡	2D	2D	7W		1M	2D	2D	2D	1D			2Y	
		洗面室・給食用E V前室 リリウム ・ 35.83 ㎡	2D	2D	7W		1M	2D					2Y		
		食堂・談話室・廊下 リリウム ・ 184.24 ㎡	2D	2D	7W	7W	1M						2Y		

1,112.57 ㎡

清掃作業基準表（病院棟-14）

凡例 D … 回数/日 W … 回数/週 M … 回数/月 Y … 回数/年			日常清掃								巡回清掃	定期清掃			
			ゴミ取り除き等	ゴミの収集・運搬	床の除塵等	什器・備品等清掃	高所の除塵	洗面台・鏡・シンク	衛生陶器・浴室	衛生消耗品補充		床洗浄・ワックス塗布	カーペット等洗浄	特別清掃	
階	区分	室名 床材・面積 (㎡)													
9F	B	ナースステーション・控室 (9N) リリウム 65.06 ㎡	2D	2D	7W		1M						1Y		
		ナースステーショントイレ リリウム 1.20 ㎡	2D	2D	7W		1M	1D	1D	1D	1D				
		病室 リリウム 365.54 ㎡	2D	2D	7W	7W	1M	1D	1D	1D			3Y		2Y
		処置室 リリウム 15.18 ㎡	2D	2D	7W		1M		1D				1Y		
		カンファレンスルーム リリウム 13.08 ㎡	2D	2D	7W	7W	1M						1Y		
		湯沸室 リリウム 4.80 ㎡	2D	2D	7W		1M	1D					1Y		
		男子トイレ (2カ所) リリウム 25.10 ㎡	2D	2D	7W		1M	2D	2D	2D	1D				2Y
		女子トイレ リリウム 11.78 ㎡	2D	2D	7W		1M	2D	2D	2D	1D				2Y
		食堂・談話室・廊下 リリウム 175.01 ㎡	2D	2D	7W	7W	1M						2Y		
	C	浴室・脱衣所 モザイクタイル モク功 18.00 ㎡	7W	7W	7W	7W	1M	1D	1D						
		ランドリールーム リリウム 9.10 ㎡	7W	7W	7W		1M	1D					1Y		
		討議室 リリウム 23.70 ㎡	5W	5W	5W		1M						1Y		
		廊下・EVホール リリウム 63.10 ㎡	7W	7W	7W	7W	1M						2Y		
		階段 (9F~10F) リリウム 44.10 ㎡	5W	5W	5W	5W	1M						1Y		
10F	A	ナースステーション・控室 (10S) リリウム 65.06 ㎡	2D	2D	7W		1M						1Y		
		ナースステーショントイレ リリウム 1.20 ㎡	2D	2D	7W		1M	1D	1D	1D	1D				
		病室 リリウム 317.82 ㎡	2D	2D	7W	7W	1M	1D	1D	1D			3Y		2Y
		処置室 リリウム 14.54 ㎡	2D	2D	7W		1M		1D				1Y		
		会議室 リリウム 33.99 ㎡	2D	2D	7W	7W	1M						1Y		
		湯沸室 リリウム 4.80 ㎡	2D	2D	7W		1M	1D					1Y		

1,272.16 ㎡

清掃作業基準表（病院棟-15）

凡例 D …… 回数/日 W …… 回数/週 M …… 回数/月 Y …… 回数/年			日常清掃								巡回清掃	定期清掃			
			ゴミ取り除き等	ゴミの収集・運搬	床の除塵等	什器・備品等清掃	高所の除塵	洗面台・鏡・シンク	衛生陶器・浴室	衛生消耗品補充		床洗浄・ワックス塗布	カーペット等洗浄	特別清掃	
階	区分	室名 床材・面積 (㎡)													
10F	A	男子トイレ リリウム 12.50 ㎡	2D	2D	7W		1M	2D	2D	2D	1D			2Y	
		女子トイレ リリウム 14.00 ㎡	2D	2D	7W		1M	2D	2D	2D	1D			2Y	
		洗面室・給食用EV前室 リリウム 35.83 ㎡	2D	2D	7W		1M	2D					2Y		
		食堂・談話室・廊下 リリウム 184.24 ㎡	2D	2D	7W	7W	1M							2Y	
	B	ナースステーション・控室 (10N) リリウム 65.06 ㎡	2D	2D	7W		1M							1Y	
		ナースステーショントイレ リリウム 1.20 ㎡	2D	2D	7W		1M	1D	1D	1D	1D				
		病室 リリウム 346.45 ㎡	2D	2D	7W	7W	1M	1D	1D	1D			3Y		2Y
		処置室 リリウム 13.43 ㎡	2D	2D	7W		1M		1D					1Y	
		監視モニター室 リリウム 9.90 ㎡	2D	2D	7W		1M							1Y	
		医師当直室 リリウム 13.92 ㎡	2D	2D	7W		1M								
		湯沸室 リリウム 5.40 ㎡	2D	2D	7W		1M	1D						1Y	
		男子トイレ リリウム 10.56 ㎡	2D	2D	7W		1M	2D	2D	2D	1D				2Y
		女子トイレ リリウム 11.78 ㎡	2D	2D	7W		1M	2D	2D	2D	1D				2Y
		食堂・談話室・廊下 リリウム 175.01 ㎡	2D	2D	7W	7W	1M							2Y	
	C	浴室・脱衣所 モザイクタイルモクカ 18.00 ㎡	7W	7W	7W	7W	1M	1D	1D						
		ランドリールーム リリウム 9.10 ㎡	7W	7W	7W		1M	1D						1Y	
		討議室 リリウム 23.70 ㎡	5W	5W	5W		1M							1Y	
廊下・EVホール リリウム 63.10 ㎡		7W	7W	7W	7W	1M							2Y		
階段 (10F~11F) リリウム 44.10 ㎡		5W	5W	5W	5W	1M							1Y		
11F	A	ナースステーション・控室 (11S) リリウム 65.06 ㎡	2D	2D	7W		1M						1Y		

1, 122.34 ㎡

清掃作業基準表（病院棟-16）

凡例 D …… 回数/日 W …… 回数/週 M …… 回数/月 Y …… 回数/年			日常清掃								巡回清掃	定期清掃			
			ゴミ取り除き等	ゴミの収集・運搬	床の除塵等	什器・備品等清掃	高所の除塵	洗面台・鏡・シンク	衛生陶器・浴室	衛生消耗品補充		床洗浄・ワックス塗布	カーペット等洗浄	特別清掃	
階	区分	室名 床材・面積 (㎡)													
11F	A	ナースステーショントイレ リリウム 1.20 ㎡	2D	2D	7W		1M	1D	1D	1D	1D				
		病室 リリウム 374.92 ㎡	2D	2D	7W	7W	1M	1D	1D	1D		3Y		2Y	
		処置室 リリウム 15.18 ㎡	2D	2D	7W		1M		1D			1Y			
		カンファレンスルーム リリウム 4.80 ㎡	2D	2D	7W	7W	1M					1Y			
		湯沸室 リリウム 4.80 ㎡	2D	2D	7W		1M	1D				1Y			
		男子トイレ リリウム 12.50 ㎡	2D	2D	7W		1M	2D	2D	2D	1D			2Y	
		女子トイレ リリウム 14.00 ㎡	2D	2D	7W		1M	2D	2D	2D	1D			2Y	
		洗面室・給食用EV前室 リリウム 35.83 ㎡	2D	2D	7W		1M	2D					2Y		
		食堂・談話室・廊下 リリウム 184.24 ㎡	2D	2D	7W	7W	1M						2Y		
	B	ナースステーション・控室 (11N) リリウム 65.06 ㎡	2D	2D	7W		1M						1Y		
		ナースステーショントイレ リリウム 1.20 ㎡	2D	2D	7W		1M	1D	1D	1D	1D				
		病室 リリウム 370.46 ㎡	2D	2D	7W	7W	1M	1D	1D	1D		3Y		2Y	
		処置室 リリウム 15.18 ㎡	2D	2D	7W		1M		1D			1Y			
		カンファレンスルーム リリウム 4.80 ㎡	2D	2D	7W	7W	1M					1Y			
		湯沸室 リリウム 4.80 ㎡	2D	2D	7W		1M	1D				1Y			
		男子トイレ リリウム 10.56 ㎡	2D	2D	7W		1M	2D	2D	2D	1D			2Y	
		女子トイレ リリウム 11.78 ㎡	2D	2D	7W		1M	2D	2D	2D	1D			2Y	
		食堂・談話室・廊下 リリウム 175.01 ㎡	2D	2D	7W	7W	1M						2Y		
	C	浴室・脱衣所 モザイクタイル モクカ 18.00 ㎡	7W	7W	7W	7W	1M	1D	1D						
ランドリールーム リリウム 9.10 ㎡		7W	7W	7W		1M	1D					1Y			

1,333.42 ㎡

清掃作業基準表（病院棟-17）

凡例 D … 回数/日 W … 回数/週 M … 回数/月 Y … 回数/年			日常清掃							巡回清掃	定期清掃				
			ゴミ取り除き等	ゴミの収集・運搬	床の除塵等	什器・備品等清掃	高所の除塵	洗面台・鏡・シンク	衛生陶器・浴室		衛生消耗品補充	床洗浄・ワックス塗布	カーペット等洗浄	特別清掃	
階	区分	室名 床材・面積 (㎡)													
11F	C	ハイパーサーミア処置室 リリウム ・ 23.18 ㎡	5W	5W	5W		1M					1Y			
		廊下・E Vホール リリウム ・ 63.10 ㎡	7W	7W	7W	7W	1M					2Y			
		階段 (11F~12F) リリウム ・ 44.10 ㎡	5W	5W	5W	5W	1M					1Y			
12F	A	ナースステーション・控室 (12S) リリウム ・ 65.06 ㎡	2D	2D	7W		1M					1Y			
		ナースステーショントイレ リリウム ・ 1.20 ㎡	2D	2D	7W		1M	1D	1D	1D					
		病室 リリウム ・ 330.39 ㎡	2D	2D	7W	7W	1M	1D	1D	1D		3Y		2Y	
		処置室 リリウム ・ 15.18 ㎡	2D	2D	7W		1M		1D			1Y			
		カンファレンスルーム リリウム ・ 4.80 ㎡	2D	2D	7W	7W	1M					1Y			
		会議室 リリウム ・ 33.99 ㎡	2D	2D	7W	7W	1M					1Y			
		湯沸室 リリウム ・ 4.80 ㎡	2D	2D	7W		1M	1D				1Y			
		特殊浴室 リリウム ・ 15.67 ㎡	7W	7W	7W		1M		1D						
		特殊トイレ リリウム ・ 5.29 ㎡	2D	2D	7W		1M	2D	2D	2D	1D			2Y	
		男子トイレ リリウム ・ 12.50 ㎡	2D	2D	7W		1M	2D	2D	2D	1D			2Y	
		女子トイレ リリウム ・ 14.00 ㎡	2D	2D	7W		1M	2D	2D	2D	1D			2Y	
		洗面室・給食用E V前室 リリウム ・ 35.83 ㎡	2D	2D	7W		1M	2D					2Y		
		食堂・談話室・廊下 リリウム ・ 176.74 ㎡	2D	2D	7W	7W	1M						2Y		
		B	ナースステーション・控室 (12N) リリウム ・ 65.06 ㎡	2D	2D	7W		1M					1Y		
ナースステーショントイレ リリウム ・ 1.20 ㎡	2D		2D	7W		1M	1D	1D	1D	1D					
病室 リリウム ・ 370.46 ㎡	2D		2D	7W	7W	1M	1D	1D	1D		3Y		2Y		
処置室 (2室) リリウム ・ 30.36 ㎡	2D		2D	7W		1M		1D			1Y				

1,312.91 ㎡

清掃作業基準表（病院棟-18）

凡例 D … 回数/日 W … 回数/週 M … 回数/月 Y … 回数/年			日常清掃								巡回清掃	定期清掃			
			ゴミ取り除き等	ゴミの収集・運搬	床の除塵等	什器・備品等清掃	高所の除塵	洗面台・鏡・シンク	衛生陶器・浴室	衛生消耗品補充		床洗浄・ワックス塗布	カーペット等洗浄	特別清掃	
階	区分	室名 床材・面積 (㎡)													
12F	B	湯沸室 リリウム・4.80 ㎡	2D	2D	7W		1M	1D				1Y			
		女子トイレ リリウム・22.34 ㎡	2D	2D	7W		1M	2D	2D	2D	1D			2Y	
		食堂・談話室・廊下 リリウム・175.01 ㎡	2D	2D	7W	7W	1M						2Y		
	C	浴室・脱衣所 モザイクタイル モクコ・18.00 ㎡	7W	7W	7W	7W	1M	1D	1D						
		ランドリールーム リリウム・9.10 ㎡	7W	7W	7W		1M	1D					1Y		
		討議室 リリウム・23.70 ㎡	5W	5W	5W		1M						1Y		
		廊下・E Vホール リリウム・63.10 ㎡	7W	7W	7W	7W	1M						2Y		
		階段（12F～RF） リリウム・44.10 ㎡	1W	1W	1W		1M								
	エレベーター（8台） Pタイル・20.68 ㎡	7W	7W	7W		1M						2Y			
病院棟 床面積小計 23,684.63 ㎡															

380.83 ㎡

清掃作業基準表（本館－1）

凡例 D …… 回数/日 W …… 回数/週 M …… 回数/月 Y …… 回数/年			日常清掃								巡回清掃	定期清掃		
			ゴミ取り除き等	ゴミの収集・運搬	床の除塵等	什器・備品等清掃	高所の除塵	洗面台・鏡・シンク	衛生陶器・浴室	衛生消耗品補充		床洗浄・ワックス塗布	カーペット等洗浄	特別清掃
階	区分	室名 床材・面積 (㎡)												
B F	A	放射線技師控室・更衣室 リリウム・43.68 ㎡	5W	5W	5W		1M	1D						
		トイレ モザイクタイル ・4.8 ㎡	5W	5W	5W		1M	5W	5W	5W				
	B	本館機械室（付属建物 BF） Pタイル ・44.10 ㎡	5W	5W	5W			1D	1D	1D				
		トイレ モザイクタイル ・1.2 ㎡	5W	5W	5W		1M	5W	5W	5W				
	C	集検棟機械室 コンクリート ・15.40 ㎡	5W	5W	5W									
		男子トイレ モザイクタイル ・2.34 ㎡	5W	5W	5W		1M	5W	5W	5W				
		女子トイレ モザイクタイル ・2.34 ㎡	5W	5W	5W		1M	5W	5W	5W				
	D	廊下 Pタイル ・156.90 ㎡	5W	5W	5W		1M							
		階段 [BF～1F] Pタイル ・32.80 ㎡	5W	5W	5W		1M							
	1 F	A	細胞診鏡検室等 Pタイル ・68.16 ㎡	5W	5W	5W			1D					
細胞診標本作成室 Pタイル ・44.52 ㎡			5W	5W	5W									
細胞診資料室・控室 Pタイル ・66.00 ㎡			5W	5W	5W									
脳波検査室等 Pタイル ・99.60 ㎡			5W	5W	5W			1D						
レセプト審査室 Pタイル ・37.20 ㎡			5W	5W	5W			1D						
オペレーター室 Pタイル ・40.80 ㎡			5W	5W	5W									
医事グループ分室 Pタイル ・63.60 ㎡			5W	5W	5W			1D						
B		ホータメイト医療面談室 Pタイル ・25.88 ㎡	5W	5W	5W									
		外来看護師控室 Pタイル ・48.00 ㎡	5W	5W	5W			1D						
		緩和ケア室 Pタイル ・15.80 ㎡	5W	5W	5W									
		メディカルコーディネーター室分室 Pタイル ・14.40 ㎡	5W	5W	5W									

827.52 ㎡

清掃作業基準表（本館－2）

凡例 D …… 回数/日 W …… 回数/週 M …… 回数/月 Y …… 回数/年			日常清掃							巡回清掃	定期清掃		
			ゴミ取り除き等	ゴミの収集・運搬	床の除塵等	什器・備品等清掃	高所の除塵	洗面台・鏡・シンク	衛生陶器・浴室		衛生消耗品補充	床洗浄・ワックス塗布	カーペット等洗浄
階	区分	室名 床材・面積 (㎡)											
1 F	B	警備員更衣室 Pタイル ・14.40 ㎡	5W	5W	5W								
		男子トイレ モザイクタイル ・8.2 ㎡	5W 2D	5W 2D	5W 2D		1M	5W 2D	5W 2D	5W 2D	5W 1D		2Y
		女子トイレ モザイクタイル ・4.8 ㎡	5W 2D	5W 2D	5W 2D		1M	5W 2D	5W 2D	5W 2D	5W 1D		2Y
		メディカルコーデイナー室 Pタイル ・25.92 ㎡	5W	5W	5W								
		警備室 Pタイル タタミ・13.12 ㎡	5W	5W	5W			1D					
		男子トイレ モザイクタイル ・4.00 ㎡	5W 2D	5W 2D	5W 2D		1M	5W 2D	5W 2D	5W 2D	5W 1D		2Y
		女子トイレ モザイクタイル ・3.96 ㎡	5W 2D	5W 2D	5W 2D		1M	5W 2D	5W 2D	5W 2D	5W 1D		2Y
	C	保安室 Pタイル ・13.12 ㎡	5W	5W	5W								
		第2 治療室 Pタイル ・24.68 ㎡	5W	5W	5W			1D					
		医事業務委託職員更衣室 Pタイル ・46.20 ㎡	5W	5W	5W			1D					
		消化器検診科受診者更衣室 Pタイル ・20.40 ㎡	5W	5W	5W		1M						
		専用診察室 Pタイル ・26.16 ㎡	1M	1M	1M								
		男子トイレ モザイクタイル ・5.5 ㎡	5W	5W	5W		1M	1D	1D	1D	1D		2Y
		女子トイレ モザイクタイル ・6.6 ㎡	5W	5W	5W		1M	1D	1D	1D	1D		2Y
D	廊下・待合 リリウム ・344.86 ㎡	5W	5W	5W	5W	1M					2Y		
	階段 (1F～2F) リリウム ・77.67 ㎡	5W	5W	5W		1M					1Y		
2 F	A	託児所 モクコカ ・54.05 ㎡	5W	5W	5W		1M	1D	1D	1D			
		看護師研究室 Pタイル ・25.92 ㎡	1M	1M	1M								
		消化器内科医局等 Pタイル ・140.10 ㎡	5W	5W	5W			1D					
		消化器内科更衣室 Pタイル ・11.25 ㎡	5W	5W	5W								

870.91 ㎡

清掃作業基準表（本館－3）

凡例 D …… 回数/日 W …… 回数/週 M …… 回数/月 Y …… 回数/年			日常清掃								巡回清掃	定期清掃			
			ゴミ取り除き等	ゴミの収集・運搬	床の除塵等	什器・備品等清掃	高所の除塵	洗面台・鏡・シンク	衛生陶器・浴室	衛生消耗品補充		床洗浄・ワックス塗布	カーペット等洗浄	特別清掃	
階	区分	室名 床材・面積 (㎡)													
2 F	A	トイレ モザイクタイル ・9.9 ㎡	5W	5W	5W		1M	1D	1D	1D	1D				
	B	放射線画像診断室 Pタイル ・28.56 ㎡	5W	5W	5W										
		外科解析室 Pタイル ・28.00 ㎡	5W	5W	5W										
		呼吸器内科医局等 Pタイル ・157.92 ㎡	5W	5W	5W			1D							
		放射線治療科資料室 Pタイル ・21.16 ㎡	5W	5W	5W										
		消化器検診科診察室等 Pタイル ・59.80 ㎡	5W	5W	5W		1M						1Y		
		すい臓検診エコー検査室 Pタイル ・32.40 ㎡	5W	5W	5W		1M						1Y		
		肝臓検診エコー検査室 Pタイル ・32.40 ㎡	5W	5W	5W		1M						1Y		
		消化器検診科資料室 Pタイル ・29.12 ㎡	5W	5W	5W										
		男子トイレ モザイクタイル ・11.20 ㎡	5W	5W	5W		1M	2D	2D	2D	1D				2Y
		女子トイレ モザイクタイル ・9.62 ㎡	5W	5W	5W		1M	2D	2D	2D	1D				2Y
	C	検診部検査室 Pタイル ・31.32 ㎡	5W	5W	5W										
		消化器検診科 Pタイル ・52.32 ㎡	5W	5W	5W			1D							
		資料解析室 Pタイル ・24.48 ㎡	5W	5W	5W										
		消化器検診科医局 Pタイル ・32.16 ㎡	5W	5W	5W										
		部長室・資料室 Pタイル ・47.04 ㎡	5W	5W	5W										
		放射線診断科 Pタイル ・25.30 ㎡	5W	5W	5W										
		読影室 Pタイル ・10.56 ㎡	5W	5W	5W										
		超音波検査室 Pタイル ・109.78 ㎡	5W	5W	5W		1M						1Y		
			読影室 Pタイル ・25.30 ㎡	5W	5W	5W									

778.34 ㎡

清掃作業基準表（本館—4）

凡例 D …… 回数/日 W …… 回数/週 M …… 回数/月 Y …… 回数/年			日常清掃							巡回清掃	定期清掃			
			ゴミ取り除き等	ゴミの収集・運搬	床の除塵等	什器・備品等清掃	高所の除塵	洗面台・鏡・シンク	衛生陶器・浴室		衛生消耗品補充	床洗浄・ワックス塗布	カーペット等洗浄	特別清掃
階	区分	室名 床材・面積 (㎡)												
2 F	D	廊下 Pタイル ・ 309.35 ㎡	5W	5W	5W	5W	1M					1Y		
		階段〔2F～3F〕 Pタイル ・ 64.17 ㎡	5W	5W	5W		1M						1Y	
3 F	A	内視鏡読影室 Pタイル ・ 50.25 ㎡	5W	5W	5W									
		泌尿器科第2検査室 Pタイル ・ 12.32 ㎡	5W	5W	5W									
		医用写真室 Pタイル ・ 70.86 ㎡	5W	5W	5W									
		心臓血管外科医局 Pタイル ・ 32.40 ㎡	5W	5W	5W									
		女子検査技師室 Pタイル ・ 38.88 ㎡	5W	5W	5W									
		循環器内科医局1 Pタイル ・ 76.56 ㎡	5W	5W	5W									
		循環器内科医局2 Pタイル ・ 32.40 ㎡	5W	5W	5W									
		循環器内科器材室 Pタイル ・ 32.40 ㎡	5W	5W	5W									
		脳循環器内科医局 Pタイル ・ 61.00 ㎡	5W	5W	5W									
		生活習慣生体情報室 Pタイル ・ 38.88 ㎡	5W	5W	5W									
		男子トイレ モザイクタイル ・ 11.76 ㎡	5W	5W	5W		1M	1D	1D	1D	1D			
		放射線治療科分室 Pタイル ・ 11.44 ㎡	5W	5W	5W									
	府職労 Pタイル ・ 24.96 ㎡	5W	5W	5W										
	B	地域がん登録協議会 Pタイル ・ 40.08 ㎡	5W	5W	5W									
		調査課・調査グループ Pタイル ・ 92.34 ㎡	5W	5W	5W									
疫学課分室 Pタイル ・ 25.92 ㎡		5W	5W	5W										
男子トイレ モザイクタイル ・ 11.20 ㎡		5W	5W	5W		1M	1D	1D	1D	1D				
女子トイレ モザイクタイル ・ 9.62 ㎡		5W	5W	5W		1M	1D	1D	1D	1D				

1,046.79 ㎡

清掃作業基準表（本館—5）

凡例 D …… 回数/日 W …… 回数/週 M …… 回数/月 Y …… 回数/年			日常清掃							巡回清掃	定期清掃		
			ゴミ取り除き等	ゴミの収集・運搬	床の除塵等	什器・備品等清掃	高所の除塵	洗面台・鏡・シンク	衛生陶器・浴室		衛生消耗品補充	床洗浄・ワックス塗布	カーペット等洗浄
階	区分	室名 床材・面積 (㎡)											
3 F	C	調査部コンピュータ室 Pタイル ・48.00 ㎡	5W	5W	5W								
		調査課登録グループ Pタイル ・81.00 ㎡	5W	5W	5W								
		ME室 Pタイル ・13.50 ㎡	5W	5W	5W								
		院内登録室 Pタイル ・36.45 ㎡	5W	5W	5W								
		調査課 Pタイル ・37.50 ㎡	5W	5W	5W								
		調査部部長室 Pタイル ・24.00 ㎡	5W	5W	5W								
		疫学課 Pタイル ・40.50 ㎡	5W	5W	5W								
		調査部更衣室 Pタイル ・25.65 ㎡	5W	5W	5W								
		画像解析室 Pタイル ・24.57 ㎡	5W	5W	5W								
		外科肝腫瘍病態室 Pタイル ・64.06 ㎡	5W	5W	5W								
3 F	D	廊下 Pタイル ・310.67 ㎡	5W	5W	5W		1M					1Y	
		階段 [3F~4F] Pタイル ・64.17 ㎡	5W	5W	5W		1M					1Y	
4 F	A	リハビリテーション室 Pタイル ・100.83 ㎡	5W	5W	5W		1M						1Y
		血液・化学療法科医局 Pタイル ・94.37 ㎡	5W	5W	5W								
		保管室 Pタイル ・12.50 ㎡	5W	5W	5W								
		骨髄保管室 Pタイル ・28.00 ㎡	5W	5W	5W								
		細胞診検鏡実習室 モザイクタイル ・68.80 ㎡	5W	5W	5W								
		男子検査技師更衣室 Pタイル ・28.56 ㎡	5W	5W	5W								
		障害者用男子トイレ リリウム ・10.80 ㎡	5W	5W	5W		1M	2D	2D	2D	1D		2Y
		障害者用女子トイレ リリウム ・10.91 ㎡	5W	5W	5W		1M	2D	2D	2D	1D		2Y

1, 124.84 ㎡

清掃作業基準表（本館—6）

凡例 D …… 回数/日 W …… 回数/週 M …… 回数/月 Y …… 回数/年			日常清掃							巡回清掃	定期清掃		
			ゴミ取り除き等	ゴミの収集・運搬	床の除塵等	什器・備品等清掃	高所の除塵	洗面台・鏡・シンク	衛生陶器・浴室		衛生消耗品補充	床洗浄・ワックス塗布	カーペット等洗浄
階	区分	室名 床材・面積 (㎡)											
4 F	A	呼吸器内科部長室 Pタイル ・11.44 ㎡	5W	5W	5W								
		呼吸器内科医局分室 Pタイル ・11.44 ㎡	5W	5W	5W								
		研修医控室 Pタイル ・29.12 ㎡	5W	5W	5W								
	B	企画運営室 Pタイル ・36.80 ㎡	5W	5W	5W								
		電話交換室 Pタイル ・48.30 ㎡	5W	5W	5W								
		男子トイレ モザイクタイル ・11.20 ㎡	5W	5W	5W		1M	1D	1D	1D	1D		
		女子トイレ モザイクタイル ・9.62 ㎡	5W	5W	5W		1M	1D	1D	1D	1D		
	C	事務局 Pタイル ・196.88 ㎡	5W	5W	5W								
		事務局長室 Pタイル ・20.50 ㎡	5W	5W	5W								
		作業室 Pタイル ・12.50 ㎡	5W	5W	5W								
		会議室 Pタイル ・32.64 ㎡	5W	5W	5W								
		休養室 Pタイル ・12.50 ㎡	5W	5W	5W								
		更衣室 Pタイル ・25.30 ㎡	5W	5W	5W								
		薬局女子更衣室 Pタイル ・12.50 ㎡	5W	5W	5W								
		薬局男子更衣室 Pタイル ・11.96 ㎡	5W	5W	5W								
作法室 タタミ ・22.16 ㎡		5W	5W	5W									
臨床検査科医局 モザイクタイル ・23.46 ㎡		5W	5W	5W									
D	廊下 Pタイル ・286.36 ㎡	5W	5W	5W		1M					1Y		
	階段 [4F~5F] Pタイル ・64.17 ㎡	5W	5W	5W		1M					1Y		
5 F	A	会議室 Pタイル ・67.30 ㎡	5W	5W	5W								

946.15 ㎡

清掃作業基準表（本館一7）

凡例 D …… 回数/日 W …… 回数/週 M …… 回数/月 Y …… 回数/年			日常清掃							巡回清掃	定期清掃			
			ゴミ取り除き等	ゴミの収集・運搬	床の除塵等	什器・備品等清掃	高所の除塵	洗面台・鏡・シンク	衛生陶器・浴室		衛生消耗品補充	床洗浄・ワックス塗布	カーペット等洗浄	特別清掃
階	区分	室名 床材・面積 (㎡)												
5 F	A	看護師更衣室 Pタイル ・220.80 ㎡	5W	5W	5W									
		病棟婦更衣室 Pタイル ・53.74 ㎡	5W	5W	5W									
		看護師夜勤室 Pタイル ・23.46 ㎡	5W	5W	5W									
		洗濯室 モザイクタイル ・8.93 ㎡	5W	5W	5W			1D						
		男子トイレ モザイクタイル ・10.12 ㎡	5W	5W	5W		1M	1D	1D	1D	1D			
		女子トイレ モザイクタイル ・13.61 ㎡	5W	5W	5W		1M	1D	1D	1D	1D			
		浴室 モザイクタイル ・11.96 ㎡	5W	5W	5W			1D	1D					
		男子看護師更衣室 Pタイル ・16.03 ㎡	5W	5W	5W									
	B	成人病予防協会 Pタイル ・51.56 ㎡	5W	5W	5W			1D						
		作業室 Pタイル ・11.50 ㎡	5W	5W	5W									
		医局事務局 Pタイル ・23.46 ㎡	5W	5W	5W			1D						
		臨床研修医控室 Pタイル ・57.20 ㎡	5W	5W	5W									
		男子トイレ モザイクタイル ・11.20 ㎡	5W	5W	5W		1M	1D	1D	1D	1D			
		女子トイレ モザイクタイル ・9.62 ㎡	5W	5W	5W		1M	1D	1D	1D	1D			
	C	総長室 ジュタン ・35.88 ㎡	5W	5W	5W	5W	1M						1Y	
		総長会議室 ジュタン ・36.21 ㎡	5W	5W	5W	5W	1M						1Y	
		秘書室 Pタイル ・11.50 ㎡	5W	5W	5W									
		給湯室 Pタイル ・9.66 ㎡	5W	5W	5W			1D						
		名誉総長室 モザイクタイル ・58.50 ㎡	5W	5W	5W									
		各顧問室等 Pタイル ・57.75 ㎡	5W	5W	5W									

732.69 ㎡

清掃作業基準表（本館—8）

凡例 D …… 回数/日 W …… 回数/週 M …… 回数/月 Y …… 回数/年			日常清掃							巡回清掃	定期清掃		
			ゴミ取り除き等	ゴミの収集・運搬	床の除塵等	什器・備品等清掃	高所の除塵	洗面台・鏡・シンク	衛生陶器・浴室		衛生消耗品補充	床洗浄・ワックス塗布	カーペット等洗浄
階	区分	室名 床材・面積 (㎡)											
5 F	C	各部長室 Pタイル ・ 69.00 ㎡	5W	5W	5W								
		薬局長室 Pタイル ・ 11.96 ㎡	5W	5W	5W								
		非常勤医師控室 Pタイル ・ 22.08 ㎡	5W	5W	5W								
		病理・細胞診断科医局 Pタイル ・ 24.91 ㎡	5W	5W	5W								
		がん移転事務局 Pタイル ・ 24.44 ㎡	5W	5W	5W								
	D	廊下 Pタイル ・ 284.52 ㎡	5W	5W	5W		1M					1Y	
	階段 [5F～6F] Pタイル ・ 64.17 ㎡	5W	5W	5W		1M					1Y		
6 F	A	図書室・資料室等 Pタイル ・ 438.50 ㎡	5W	5W	5W								
		大講堂 Pタイル ・ 331.52 ㎡	5W	5W	5W								
		会議室 Pタイル ・ 75.90 ㎡	5W	5W	5W								
		男子トイレ モザイクタイル ・ 11.55 ㎡	5W	5W	5W		1M	1D	1D	1D	1D		
		女子トイレ モザイクタイル ・ 14.60 ㎡	5W	5W	5W		1M	1D	1D	1D	1D		
		廊下 Pタイル ・ 91.18 ㎡	5W	5W	5W								
エレベーター (4台) Pタイル ・ 12.80 ㎡			5W	5W	5W		1M					1Y	
本館 床面積小計 7,804.37 ㎡													

1,477.13 ㎡

清掃作業基準表（渡り廊下）

凡例 D … 回数/日 W … 回数/週 M … 回数/月 Y … 回数/年			日常清掃								巡回清掃	定期清掃		
			ゴミ取り除き等	ゴミの収集・運搬	床の除塵等	什器・備品等清掃	高所の除塵	洗面台・鏡・シンク	衛生陶器・浴室	衛生消耗品補充		床洗浄・ワックス塗布	カーペット等洗浄	特別清掃
業務場所	階	場所 床材・面積 (m ²)												
渡り廊下	B F	南側渡り廊下 リリウム ・ 81.50 m ²	5W	5W	5W									
	1 F	南側渡り廊下 リリウム ・ 81.50 m ²	5W	5W	5W									
		北側渡り廊下 リリウム ・ 18.00 m ²	5W	5W	5W									
	2 F	南側渡り廊下 リリウム ・ 81.50 m ²	5W	5W	5W									
	3 F	南側渡り廊下 リリウム ・ 81.50 m ²	5W	5W	5W									
床面積小計 344.00 m ²														

清掃作業基準表（立体駐車場棟）

凡例 D … 回数/日 W … 回数/週 M … 回数/月 Y … 回数/年			日常清掃								巡回清掃	定期清掃			
			ゴミ取り除き等	ゴミの収集・運搬	床の除塵等	什器・備品等清掃	高所の除塵	洗面台・鏡・シンク	衛生陶器・浴室	衛生消耗品補充		床洗浄・ワックス塗布	カーペット等洗浄	特別清掃	
業務場所	階	室名 床材・面積 (m ²)													
立体駐車場	1 F	特高受電監視室 カーペット他・63.72 m ²	5W	5W	5W			1D	1D	1D	1D				
		男子トイレ リリウム ・3.61 m ²	5W 2D	5W 2D	5W 2D			1M	5W 2D	5W 2D	5W 2D	5W 1D			2Y
		女子トイレ リリウム ・3.42 m ²	5W 2D	5W 2D	5W 2D			1M	5W 2D	5W 2D	5W 2D	5W 1D			2Y
		障害者用トイレ リリウム ・4.00 m ²	5W 2D	5W 2D	5W 2D			1M	5W 2D	5W 2D	5W 2D	5W 1D			2Y
		廊下・E Vホール リリウム・16.50 m ²	7W	7W	7W	7W	1M						2Y		
		階段〔1F～2F〕 コンクリート・15.48 m ²	5W	5W											
	2 F	E Vホール コンクリート ・2.40 m ²	5W	5W	5W										
		階段〔2F～3F〕 コンクリート・15.48 m ²	5W	5W	5W										
		駐車場 コンクリート・1000.0 m ²	5W	5W											
	3 F	E Vホール コンクリート ・2.40 m ²	5W	5W	5W										
		階段〔3F～RF〕 コンクリート・15.48 m ²	5W	5W	5W										
		駐車場 コンクリート・1000.0 m ²	5W	5W											
	R F	E Vホール コンクリート ・3.00 m ²	5W	5W	5W										
		駐車場 コンクリート・1000.0 m ²	5W	5W											
		エレベーター (1台) リリウム ・ 2.32 m ²	7W	7W	7W		1M					2Y			
床面積小計 駐車場を除く 147.81 m ² 駐車場 3,000.00 m ²															

清掃作業基準表（玄関・建物外構）

凡例 D …… 回数／日 W …… 回数／週 M …… 回数／月 Y …… 回数／年		日 常 清 掃								巡 回 清 掃	定 期 清 掃		
		ゴミ取り除き等	ゴミの収集・運搬	床の除塵等	什器・備品等清掃	高所の除塵	洗面台・鏡・シンク	衛生陶器・浴室	衛生消耗品補充		床洗浄・ワックス塗布	カーペット等洗浄	特別清掃
業務場所	場 所 床材 ・ 面積 (m ²)												
玄 関	病院棟正面 100.00 m ²	5W	5W						5W			1Y	
	病院棟夜間休日 20.00 m ²	5W	5W						5W			1Y	
	本館 168.00 m ²	5W	5W						5W			1Y	
屋外清掃	敷地内・外周り 9,000.00 m ²	5W	5W						5W				

仕 様 書

この仕様書は、病室（無菌室）清潔維持管理特別清掃業務の内容を示すものであるが、本書に記載されていない事項であっても、本契約の目的とする業務で軽微なものについては、現場の状況に応じ、契約金額の範囲内において処理するものとする。

1 業務履行に際して

病室は、入院患者にとっては「生活の場」であることに留意し、言葉づかい、振る舞いには十分注意すること。

また、業務の履行が患者の治療等に支障が及ばないよう配慮すること。

なお、業務の開始時と終了時には、必ずその旨を当該病棟の看護師に伝え、所定の確認票により確認を得ること。

2 業務内容及び対象区域

業務内容は、別紙の「無菌室（患者入室前）特別清掃実施要領」によるものとする。

対象区域は、病院棟 8 階南病棟無菌室とする。

3 業務履行日及び業務実施の時間

8 階南病棟の看護師長の要請・指示によるものとする。

4 予定数量

契約期間中の業務実施予定数量は 1 4 回とする。

ただし、これは昨年度実績をもとに契約金中の数量を算出したものであって、約束されたものではない。

無菌室（患者入室前）特別清掃実施要領

● 無菌室入室の仕方

- ① ガウン着用の前に手を洗う。
- ② 収納棚からガウンと帽子を取り出し着用する。
- ③ ガウンのマジックテープはきちんと留める。
- ④ 入室後、ヒビスクラブ又はB・K水で手を洗う。
- ⑤ 病室入室時は、送風を「高速」にし、退出時には「低速」にする。

● 手順

- ① ベッド、床頭台、オーバーテーブル、椅子、整理棚、足台など室内から出せるものは全て無菌室の廊下へ出す。
- ② 環境と搬出物品をそれぞれクレスト256で拭く。
※ 搬出物品の拭き作業は廊下で行い、環境の諸作業が終了した後、室内に搬入する。

1 環 境

①	天井	天井を固定しているバテのはずれに注意して、押し上げないように拭く。
②	壁	上から下に向かって水平に拭く。
③	ガラス窓	上から下に向かって水平に拭く。汚れがひどい場合はガラスクリーナーで拭く。
④	小窓	棧の部分を中心に拭く。
⑤	アクセスカーテン	つけたまま拭く。
⑥	ロングトレイ・ターンテーブル	髪の毛などが残らないよう念入りに拭く。
⑦	洗面台・浴槽	クレスト256で清掃後水気が残らないように拭く。
⑧	トイレ	クレスト256で拭き、ウォシュレットの接続のネジをはずして、パッキンを点検する。
⑨	ウォシュレットの水タンク	クレスト256で拭き、十分に水で洗浄後、滅菌ガーゼで水気を拭き取る。
⑩	床	清潔区域から準無菌区域へと拭く。拭いた後清潔区域の境界線内に清潔スリッパを置き、入室時は履き替える。
⑪	へパフィルター前扉	扉を開け内外ともに拭く。水平に上から下まで拭く。

2 搬入物品

⑫	ベッド	頭・足部の高さを最高にし、入り組んだ部分を拭く。また、コマの部分の汚れを念入りに取り除く。
⑬	床頭台	引き出し、開き戸の中をはずして拭く。コマの部分の念入りに拭く。
⑭	オーバーテーブル	高さを最高にし、すべての面を拭く
⑮	整理棚、足台、椅子、支柱台	念入りに拭く。支柱台はネジをはずし分解して、クレスト256で拭く。

3 注意事項

- ① 物を動かすときは、引きずらないこと。
- ② 拭き忘れがないよう丁寧に拭くこと。
- ③ ロングトレイに髪の毛が落ちていないか確認する。
- ④ ベッドの支柱棒の差し込み穴をきれいにする。

仕 様 書

1 目 的

この仕様書は、委託者 地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「甲」という。）と受託者〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）が、大阪府立成人病センターの基準寝具類以外の衣料物品の洗濯業務委託の実施に関して、業務の確実な実施を確保するため、業務の詳細についての定め、円滑な業務運営をはかることを目的とする。

2 業務の内容

(1) 洗濯物品及びその仕様

洗濯物品とその洗濯の仕様については、別紙1の「契約単価表」に記載する内容に従い、次のとおりとする。

- ① 洗濯仕様で「乾燥仕上げ」となっているものは、洗濯した物品を天日又は乾燥機で乾燥させ、指定する方法で折りたたんで引き渡すものとする。
- ② 洗濯仕様で「プレス・糊仕上げ」となっているものは、洗濯した物品を乾燥させた後に、糊を適度の薄めた液又は同等の効果が得られるものに浸すか吹きつけ、その上でプレスし、指定する方法で折りたたんで引き渡すものとする。
- ③ 洗濯仕様で「ロール仕上げ」となっているものは、ロールを通した上、指定する方法で折りたたんで引き渡すものとする。
- ④ 洗濯の仕様について、使用洗剤の種類や濃度、プレスや糊の強さ等に関する甲からの具体的な要望が出されたときは、誠意をもって協議するものとする。

(2) 物品の格納

甲が指定する場所に、甲の指示により種類別に格納するものとする。

(3) 物品の収納場所

- ① 収納・配付は、本館、病院及び研究所の各部所とし、週における回数、曜日、仕分け方法及び物品のたたみ方は、甲の指示するところとする。
- ② 乙は、原則として、土・日曜日、国民の祝日及び休日を除く毎日、午前9時から午後4時まで、センター内に作業員を配置し、物品の収納・配付を行うとともに、各部所からの連絡を受けることができる体制を保持することとする。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日まで）については別途協議するものとする。

- ③ 乙は、物品の引受や納品の督促等があったときは、速やかに調査し、効率的に処理するものとする。

(4) 補修業務

物品で補修が必要なものは、その都度補修するものとする。

ただし、洗濯、プレス等の一連の工程で、ボタン等の破損があった場合には、自然消耗によるものを除き補修の対象としてはならない。

(5) その他

乙は、この業務を履行するための設備及び薬品の変更等により、洗濯の仕上がり等に変更が生じると予想される場合は、事前に甲に連絡して甲の指示を求めるものとする。

洗濯物品の収納・配付場所

本 館

地階	1	レントゲン技師控室
1階	3	脳神経科検査室、細胞診検鏡室、ホーダーメイト [®] 医療実現化プロジェクト [®] 外面談室
2階	5	呼吸器内科医局、消化器内科医局、消化器検診科医局、エコー検査室
3階	3	肝腫瘍病態、調査課、疫学課、登録研究室、写真室
4階	5	リハビリ室、血液・化学療法科医局、企画運営室、事務局、外科病態室
5階	6	総長室、非常勤医師控室、看護師ロッカールーム、病棟婦控室、医局事務局

病 院

地階	2	放射線治療科、薬局
1階	9	内科初診、内科再診、化学療法室、採血室、外科、婦人科、整形外科、MR棟、患者総合相談室、1階検査室、治験コーディネーター室
2階	7	泌尿器科、耳鼻咽喉科、アンギオ、心電図室、眼科、放射線診断科、放射線診断科受付
3階	5	手術室、ICU、中央滅菌室、アイソトープ診療科、輸血室
4階	8	臨床検査科、細菌検査室、洗浄室、病理管理室、外科医局、婦人科医局、脳神経外科医局、整形外科医局、泌尿器科医局、耳鼻咽喉科医局
5階	2	内視鏡検査室、医療情報部
6階	1	秘書カウンター

研究所

8階	1	分子機能研究室
9階	2	病態制御研究室、細胞生物研究室
10階	6	病理第1研究室、病理第2研究室、病理第4研究室、病理第2研究室1、免疫細胞研究室、免疫科学研究室
11階	3	生化学第1研究室、生化学第2研究室、生化学第3研究室
13階	8	動物実験室

(留意事項)

- 1 病院部門については、週3回以上収納・配付するものとする。
- 2 本館部門については、週2回以上収納・配付するものとする。
- 3 研究所部門については、週2回以上収納・配付するものとする。
- 4 放射線診断科、内視鏡検査室、病棟婦控室の収納・配付については、月曜日から金曜日の間、毎日収納・配付するものとする。
- 5 看護師ロッカールームでの収納・配付については、収納室において、看護衣、予防衣を各部署毎に仕分けして行うものとする。

仕 様 書

1 契約の名称

カーテン等の洗濯及び補修業務

2 業務内容

甲の発注により、甲の所有するカーテン等（以下「物品」という。）の洗濯及び補修業務を衛生的に迅速確実に行い、甲の指定する納品場所に納品することを内容とする。

3 賃貸借期間

平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで

4 履行場所

大阪市東成区中道一丁目3番3号

大阪府立成人病センター

5 作業員の配置とその役割

円滑な物品の集配を行うため、作業員を大阪府立成人病センター内に配置すること。ただし、その作業員は甲と乙が平成21年6月5日に締結した基準寝具類の賃貸借契約で配置する作業員と兼ねることができる。

作業員は、毎日（日曜及び祝日の除く）各病棟での基準寝具類の集配作業を行う際に、同時に、この契約による物品の回収又は納品を行うものとする。

作業員は、甲の職員から臨時に物品の洗濯又は補修の依頼があったときは、依頼物品の引取りに指定された場所まで出向き対応するものとする。

6 場所の提供

作業員室及び作業員の控室等については、当センターが指定し、無償で貸与する。

7 再委託の禁止

乙は、寝具類の洗濯、消毒又は補修を第三者に再委託しないこと。

8 その他

感染性のある物品の消毒は、平成5年2月15日付け指第14号厚生省（現厚生労働省）：健康政策局指導課長の別添2の基準を準用し、安全かつ適切に処理すること。

9 予定数量

(1) カーテンの洗濯及び補修	特大	110枚
	大	360枚
	中以下	120枚
(2) 暗幕の洗濯及び補修		90枚
(3) マットレスの洗濯及び補修		370枚

ただし、上記についてはあくまで予定数量で約束するものでない。

参考資料-5 中央滅菌室の洗浄滅菌業務及び手術室の清掃・物品管理業務並びに内視鏡検査室の洗浄消毒業務の業務

仕 様 書

業 務 仕 様 書

1 目 的

この業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）は、委託者 地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「甲」という。）と受託者 ○○○○○○（以下「乙」という。）が、大阪府立成人病センターの中央滅菌室の洗浄滅菌業務及び手術室の清掃・物品管理業務並びに内視鏡検査室の洗浄消毒業務の業務委託の実施に関して、医療機関における滅菌業務等の重要性に鑑み、業務の安全かつ確実な実施を確保するため、各種業務の詳細についての定め、円滑な業務運営をはかることを目的とする。

2 業務場所

大阪市東成区中道一丁目3番3号
大阪府立成人病センター

3 施設の概要

(1) 建物

本館 地下1階～地上6階（一部7階） 延床面積 13,636.15 m²
主に管理部門

病院 地下1階～地上12階 延床面積 36,178.05 m²

(2) 診療体制

病床数 500床

診療科 消化管内科、肝胆膵内科、呼吸器内科、血液・化学療法科、臨床腫瘍科、
消化器外科、呼吸器外科、乳腺・内分泌外科、脳神経外科、婦人科、泌尿器科、
耳鼻咽喉科、整形外科、放射線治療科、心療・緩和科、循環器内科、
脳循環器科、眼科、脳神経科、心臓血管外科（循環動態診療科）、
消化器検診科、精密健康診断科、中央手術科、アイソトープ診療科、
放射線診断科、臨床検査科、病理・細胞診断科

(3) 中央滅菌室における主要な設備

機械名称	仕 様	設置台数
高压蒸気滅菌装置	●●	2
高压蒸気滅菌装置	●●	1
高压蒸気滅菌装置	●●	1
全自動超音波洗浄装置	●●	1
半自動超音波洗浄装置	●●	1

ウォッシャー・ディスインフェクター	●●	3
蛇温チューブ洗浄乾燥装置	●●	1
低温プラズマ滅菌装置	●●	1
シーラー	●●	1
シーラー	●●	2
乾燥機	●●	2

(4) 内視鏡検査室における主要な設備

機械名称	仕様	設置台数
内視鏡洗浄装置	●●	1
内視鏡洗浄装置	●●	3
内視鏡洗浄装置	●●	4
超音波洗浄装置	●●	2

(5) 中央手術室の年間手術件数等

ア 手術室 10室

イ 年間手術件数及び手術内容

a. 平成20年度（平成20年4月～平成21年3月） 2,840件

b. 主に悪性腫瘍に関する外科手術

(6) 内視鏡検査室の年間手術件数

平成20年度（平成20年4月～平成21年3月） 11,226件

4 業務時間等

(1) 業務時間

ア 業務従事時間は、休日の除く日（以下「平日」という。）の8時45分から17時30分までとする。ただし、12時15分から13時までは休憩時間とする。

なお、休日とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までとする。

イ 平日の業務で、手術等の延長で業務時間外の業務（いわゆる「居残り業務」）が発生した場合は、居残り時間は、終業時刻から15分の間隔をおき17時45分から、当該業務に従事する。ただし、業務が終業時刻から連続する場合はこの限りでない。

ウ 居残り業務は未処理の業務があっても21時までを限度とし、残る業務については翌日に持ち越すこととする。

エ 甲の要請により、休日において業務を行うときは、乙は甲の指示により業務に従事するものとし、従事した時間は契約書第16条に規定する業務時間外の業務として取り扱うものとする。なお、毎年12月31日に、年末に溜まった使用済器械等の洗浄・滅菌処理を行うための必要最小限の要員確保を予定すること。

(2) 業務従事者

ア 業務を遅滞なく遂行するための要員を確保すること。

※ 現状 中央滅菌室業務従事者 7名

中央手術室業務従事者 10名

内視鏡検査室業務従事者 4名

イ 各業務の履行場所先で業務従事者の休暇、病欠等により欠員が生じたときは、それぞれで補充し合いながら、業務に支障をきたさないよう調整することとする。

5 業務内容

業務内容は、別紙1～3のとおりする。

ただし、本仕様書に記載されていない事項であっても、契約の目的とする業務で軽微なものについては、現場の状況に応じ、契約金額の範囲内で処理するものとする。

6 業務体制等に関する事項

(1) 業務責任者等の設置と業務体制の確立

乙は、事務責任者、業務責任者及び副業務責任者、業務従事者をもって業務体制を組織する。また、乙は、その内容を本契約締結時に、甲に届出なければならない。

ア 本社等の体制

① 事務責任者

事務を掌握し、かつ、業務責任者を指揮する者。

イ 現場の体制

① 業務責任者

業務を総合的に把握し、業務従事者を指揮監督するとともに、常に甲の滅菌等業務の管理担当者（以下「業務管理担当者」という。）と連絡がとれ、かつ、業務上の依頼に対して、即座に対応がとれる体制にある者。

② 副業務責任者

業務責任者を補佐し、業務責任者に事故又は欠員が生じたときには、業務責任者の代わり業務従事者を指揮監督するとともに、甲の業務管理担当者と連絡がとれ、かつ、業務上の依頼に対して、即座に対応がとれる体制にある者。

③ 業務従事者

業務責任者の指揮監督に従い、本業務に従事する者。

(2) 業務従事者の条件等

ア 業務責任者及び副業務責任者には、滅菌消毒、感染防止、滅菌関連機器等に知識と技術を有する実務経験者（概ね3年以上の業務経験者）を置くこと。

イ 業務従事者の内、10名以上は滅菌等業務の経験が1年以上ある者とする。

(3) 業務計画書の作成

乙は、業務の実施に先立ち、実施体制、業務を適正に実施するために必要な事項等を記載した業務計画書を作成し、甲の施設管理担当者（以下「施設管理担当者」。）に提出しなければならない。

(4) 業務報告書の提出等

ア 乙は、処理した業務内容等を毎日記録し、施設管理担当者に報告しなければならない。

イ 乙は、1ヶ月毎に業務完了届を甲に提出し、施設管理担当者に提出し、実地又は書面による検

査を受けなければならない。

(5) 服務規律

ア 乙は、従事者に対し、業務を行うに適した統一された服装及び名札を着用させ、業務の従事者であることを明確にするとともに、常に清潔を保たせなければならない。

イ 乙は、業務の履行を通じて知り得た業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。

このことは、契約の契約期間満了後及び解除後においても同様とする。

ウ 乙は、甲の信用を失墜する行為をしてはならない。

エ 乙は、常に整理整頓に心掛け、業務終了時は速やかに業務に関係した箇所の後片付け、及び清掃を行わなければならない。

7 その他の事項

(1) 安全管理、危険防止等

ア 乙は、業務の実施に当たって、危険を伴う作業については、関係法令等に定めがある場合にはそれを遵守するとともに、十分な安全確保に努めなければならない。

イ 乙は、業務の実施に当たって、甲又は第三者に危害又は損害を与えないように、万全の措置をとらなければならない。

(2) 業務従事者の健康管理等

ア 乙は、業務従事者に対して必要な健康診断を定期的を実施し、その健康管理に万全の注意を払うものとする。

イ 乙は、業務従事者の中で体調の不良の者や、又は感染症に罹患した疑いのある者が発生したときは、速やかに甲の業務管理担当者にその詳細を報告するとともに、事後の処置についての指示を受けなければならない。

(2) 業務従事者の指導教育

乙は、業務従事者に対して滅菌等業務を円滑に遂行するための知識、技術等の指導教育を実施し、たえず業務の向上、安全性の確保に努めなければならない。

(3) 甲及び乙の負担の範囲

ア 甲の負担

委託の処理に必要な電気、ガス及び水道の料金、掃除用具類、消耗品、雑品及び機械・器具等に係る経費は、甲の負担とする。なお、乙は、これらの使用にあたっては、経費の節減に努めるとともに、取り扱いに十分注意することとする。

イ 乙の負担

アで定める経費以外の業務に係る一切の経費は、乙の負担とする。

ウ 業務従事者の控室等

業務従事者の控室及び更衣室については、甲が指定して貸与するものとする。

中央滅菌室の洗浄滅菌業務

1 病棟・外来の器械類の回収及び払出

中央滅菌室窓口における使用済み器械類の回収及び滅菌済み器械類払出は、各部署を午前、午後の二つのグループに分けて各1回とし、時間帯は下記のとおりとする。

- (1) 9:00～10:00
- (2) 13:30～14:30

2 器械類の洗浄・乾燥業務

(1) 手術室の器械

- ア 使用済み器械のジェットウォシャー、手洗い、各種洗浄乾燥機等による洗浄及び乾燥
- イ 麻酔用付属品の洗浄機による洗浄及び乾燥
- ウ 乾燥後の器械類及び麻酔用付属品の整理整頓、収納

(2) 病棟・外来の器械

- ア 使用済み器械の洗浄機別の仕分け及び超音波洗浄又はジェットウォシャーによる洗浄及び乾燥
- イ 麻酔用付属品の洗浄機による洗浄及び乾燥
- ウ 乾燥後の器械類及び麻酔用付属品の整理整頓、収納

3 器械他の滅菌業務

(1) 病棟・外来の器械の滅菌

- ア 各室の器械リストに基づく器械組作業
各カートの器械の点検（員数、滅菌期限の確認等）
- イ 単品及び常時パック器械のパック詰め、滅菌
- ウ 洗浄、乾燥済みの器械の検品
- エ 器械のセット組立及びパック包装
- オ 翌日手術で使用する滅菌済器械の器械組みを行った後、担当看護師のチェックを受ける。
- カ オートクレーブ及び卓上オートクレーブによる滅菌
- キ ステラッドによる滅菌（ステラッド50、ステラッド200）

(2) 覆布類の滅菌

- ア 覆布類（角、器械台、小）のパック包装及び滅菌
洗濯から戻ってきた覆布類のそれぞれの布の間に検地カードを入れ、パックした袋に滅菌有効期限を記入
- イ 配盤室の在庫数の確認及び必要数のセット（有効期限は滅菌日より6ヶ月）

在庫定数	角覆布	10
	器械台覆布	10

4 持ち帰り滅菌業務

EOG（エチレンオキシドガス）によらなければ滅菌できない滅菌物があったときは、自社の工場に滅菌物を持ち帰り、滅菌処理後持ち帰り納品するものとする。

5 物品在庫管理業務

(1) 物品の在庫管理

医材・資材の発注依頼書（又はカード）の提出及び物品の受領、収納

(2) 薬品の確認と収納

薬品払い出し伝票と照らし合わせて確認し所定の場所に収納する。

※バイアル・アンプル類は看護師が収納する。

(3) 医療用具等の保有在庫管理

中央滅菌室管理品の総数の棚卸（年1回）

(4) 手術後の物品補充

- ・ 麻酔用衛生材料かごの補充
- ・ 麻酔チューブ・呼吸パッカー式の補充

6 環境清掃業務

(1) 毎日清掃

ア 日常清掃（作業開始前後）

作業開始前に指定のエタノール系ウェットクロスを用いて作業台及び上廻り部分を清拭する。

イ 不定期清掃（都度清掃）

単位作業毎にエタノール系ウェットクロスで作業台を清拭する。

(2) その他の清掃

ア 毎週金曜日の作業終了時、指定消毒洗剤及びモップを用いて室の床面を清拭する。

イ 年に1回、計画的に各所細部にわたる清掃を実施する。

7 機器（高圧蒸気滅菌装置）の点検他の管理業務

(1) 日常点検

ア 機器チェックリストにより各機器の始業前点検を実施する。

イ 各機器の不具合又は故障が発生したときは、速やかに中央滅菌室を所管する看護師長に報告し、メーカー又は保守業者に連絡し、問い合わせ又は修理依頼を行なう。

(2) 定期点検

ア 法定による月次点検の実施及び記録

イ 保守契約に基づく定期点検の受検準備及び調整

ウ 法定検査の受検準備及び調整

8 その他業務

(1) 電話等による問い合わせ等の対応業務

- (2) タオル、軍手、手術室の使用済布類の洗濯、乾燥、収納等
- (3) 各種資料、報告書の作成
 - ア 業務日報の作成及び報告（毎日）
 - イ 洗浄数、滅菌数、払出数等の各データの集計（毎日）
 - ウ 月次報告書の作成（毎月）
 - エ 器材在庫棚卸結果報告書の作成及び提出（年2回）
 - オ 各部署向けの各種案内文等の作成、配布、説明

手術室の清掃・物品管理業務

1 術間・術後の清掃業務

(1) 術間清掃

ア 手術終了後、室内清掃を実施する。その際、床面の清掃範囲はあらかじめ指定された場所とする。

イ 清掃の手順

① 廃棄物の収集

- ・ 一般廃棄物は、一般のビニール袋に収集する。
- ・ 感染性廃棄物は、バイオハザードの印付の専用容器に収集する。

② リネン類の片づけ

非感染の患者の使用済みリネン類は、一般のビニール袋で回収する。

③ 上拭き（エタノール系ウェットクロスを使用）

④ 器械・コード類、麻酔器のつまみ部分の清拭（エタノール系ウェットクロスを使用）

⑤ 指示範囲の床面清掃（除菌洗浄剤（ディメンジョンⅢ）を用いてモップ掛けする）

(2) 術後清掃（各手術室の最終症例後の清掃）

ア 最終手術終了後、清掃を実施する。

イ 清掃の手順

① 廃棄物の収集

- ・ 一般廃棄物は、一般のビニール袋に収集する。
- ・ 感染性廃棄物は、バイオハザードの印付の専用容器に収集する。

② リネン類の片づけ

- ・ 非感染の患者の使用済みリネン類は、一般のビニール袋で回収する。
- ・ 感染性のリネン類は、バイオハザードの印付の専用ビニール袋（赤色）で回収する。

③ 上拭き（エタノール系ウェットクロスを使用）

④ 器械・コード類の清拭、麻酔器のつまみ部分（エタノール系ウェットクロスを使用）

⑤ 指示範囲の床面清掃（除菌洗浄剤（ディメンジョンⅢ）を用いてモップ掛けする）

⑥ 室内のダスキンを掛ける。

⑦ 翌日の術式に応じた手術台他の配置を行う。

(3) 廃棄物の処理

(1)及び(2)で収集した廃棄物を仮置場まで運搬し一時収納する。

2 環境清掃業務

(1) 毎日清掃

ア 指定範囲Aの床面を除菌洗剤（ディメンジョンⅢ）を用いてモップで清拭する。

（指定範囲A：手術室廻り廊下、管理室、控室、中央手術科医局）

イ 指定範囲Bの床面を乾式モップで清拭する。（指定範囲B：更衣室、待合室）

- ウ 更衣室内の浴室、トイレの清掃
- エ 各室のゴミを回収し、仮置場まで運搬し一時収納する。
(午前中、午後1時、午後4時頃に実施)

(2) その他清掃

- ア 週に1回、指定範囲Aの床面に置いている機械・器具を移動させ念の入った清掃を行う。
※ 手術室廻り廊下、管理室、控室はダスキンモップで、配盤室、前室は、除菌洗剤（ディメンジョンⅢ）を使用しモップにより清拭する。
- イ 週に1回、各手術室の通気口のフィルターを掃除機で清掃する。
- イ 毎月第3月曜日に手洗い用RO水の細菌検査用の検体採取を行う。
- ウ 年に1回、計画的に各所細部にわたる清掃を実施する。

3 器械類の受領・搬送業務

(1) 手術後の使用済器械類の受領

手術終了後、担当看護師の申し送り（特記事項）を記録し、器械類を受領する。

(2) 器械類の搬送

- ア 使用済器械類については、不潔物専用の廊下を通り中央滅菌室まで搬送する。その際、滅菌室職員に特記事項を伝えた上、物品を引き渡す。
- イ 滅菌室より滅菌済器械類の払出を受けたときは、清潔物専用の廊下を通り、指定場所まで搬送する。

(3) 滅菌済器械類の収納

- ア 保管品は、所定の棚に整理、収納する。
- イ 使用分については、指定場所に一時保管する。

4 物品管理業務

(1) 配盤室における業務

- ア 翌日手術で使用する衛生材料等を予定手術件数分ピッキングして、セットしたものを各手術室用の器械台に並べる。
- イ 特殊糸ボックスを点検し、不足しているものは補充する。
- ウ 翌日使用するカート（マーゲンカート、PDカート、耳鼻科カート等）を各手術室の前又は室内まで運ぶ。
- エ 配盤室に設置している衛生材料等の補充

(2) 手術器械室における業務

- ア 翌日手術で使用する滅菌済器械について、予定件数分セット（器械組み）する。

【現状、セット（器械組み）を行っているもの】

- ① 開腹
- ② 乳切
- ③ 肺がん
- ④ 乳がん
- ⑤ 局部麻酔

- ⑥ 胃がん3連目
- ⑦ リングリトラクター

【今後、セット（器械組み）業務委託を予定しているもの】

- ⑧ 腸閉創
- ⑨ 耳鼻科基本セット
- ⑩ 耳鼻科局麻セット
- ⑪ 円錐切除
- ⑫ ラパロステージング
- ⑬ 精巣摘出術

イ 洗浄後の器械（オートクレーブ、プラズマ滅菌処理分の器械）のパック詰め及び滅菌
 ※ ただし、微細器械及び看護師のチェックが必要な器械を除く。

(3) 手術室における業務

ア 手術終了後の物品の収納

(例) ボディキーパーの収納、乳がんの手術後の砂袋、ムルゲスチオンの収納など

イ 室清掃終了後の室内のダスキング

ウ クローズ後の室内清掃後のベッドメイキング

- ・ アルファマットをベッドにひく
- ・ ベースンを室に入れ込む
- ・ ソアレス、アクションパッドの返却

エ ウォーマーバスの管理 → 週1回洗浄する。

(4) 物品の補充業務

ア 各室に置くカートの物品定数を点検し、滅菌済手術用手袋、メス刀、シリンジ等の不足が認められたときは、これを補充する。

イ 各室に置く麻酔カートの物品定数を点検し、ニトログローブ、心電図シール等の不足が認められたときは、これを補充する。

ウ 各室に置く予備用の衛生材料等のかごの物品定数を点検し、不足が認められたときは、これを補充する。

(5) 曜日及び月末毎の点検

ア 曜日毎に、手術室廊下のカート、各手術室の引き出しの常時滅菌されたパック類の定数、滅菌期限の点検を行なう。

イ 月末毎に、使用頻度少ない滅菌物の定数、滅菌期限の点検を行なう。

5 医材・資材の発注及び在庫管理

(1) 医材・資材の発注依頼書（又はカード）の提出及び物品の受領、収納

(2) 物品の在庫管理及び補充

月末毎に、使用頻度少ない滅菌物の定数、滅菌期限の点検を行なう。

物品庫の下記物品を補充する。

- ・ 生理用食塩水

- ・ 滅菌ガウン
- ・ ディスポエプロン
- ・ 手袋類
- ・ 手洗い用イソジン
- ・ ヒビスクラブ
- ・ 手拭用ワイベル
- ・ ディスポ覆布巾類
- ・ その他

6 その他業務

(1) 手洗い室及びガウンテクニック介助に関する業務

ア 手拭用滅菌タオルの設置

- ・ ワイベルを設置する。
- ・ 手洗い室のコンテナ等のエタノール系ウェットクロスによる清拭
- ・ 綿製手袋の在庫確認と必要数の滅菌

イ ヒビクラブ、イソジン液の補充

ウ 手洗い後のガウンテクニック介助

- ・ ディスポガウンの準備
- ・ 術者の帽子、マスク、ガウンの着用を介助し、ゴム手袋を手渡す。

エ 手洗い室の準備

- ・ 術衣、手拭きガーゼ、ゴム手袋の準備
- ・ 手洗い後のタンクや床の清掃

オ 午後の手洗い室の準備

- ・ ヒビクラブの補充
- ・ 術衣、ゴム手袋、ビニールエプロンの補充

カ 手洗い室の片づけ

最終手洗いの終了後のタンク、床、鏡等環境表面の清掃

(2) リネン類の管理

ア 不潔リネン類、使用済ユニホームの洗濯業者への引き渡し

イ クリーニング済リネン類の受領及び整理、収納

(3) 検体等の搬送

- ・ 検体等を適宜、病理・細胞診断科又は細菌検査室に搬送する。
- ・ 血液ガス検体を適宜、臨床検査科に搬送する。

(4) 気管支ファイバー使用後の処理

- ・ 気管支ファイバー吸引洗浄用の洗剤を作成・補充する。
- ・ 使用後の気管支ファイバーを医師より受け取り、病院5階の内視鏡検査室に搬送し洗浄を依頼する。
- ・ 気管支ファイバーの洗浄が終了すれば内視鏡検査室まで受け取りに行き、持ち帰った後は、

ファイバー収納庫に収納する。

(5) 使用済スリッパの洗浄、補充

ア 使用済スリッパをスリッパ洗浄機により洗浄、乾燥させる。

イ 洗浄済スリッパを仕分けし、収納（補充）する。

(6) タオル等の洗濯

洗濯機により、タオル、目隠し等を洗濯、乾燥させ、所定の場所に収納する。

(7) ストレッチャーの整理整頓

ア 空のストレッチャーを所定場所（管理室前置場）に引き上げ、片づける。

イ リネンの交換（毎週金曜日又は汚染時）及びエタノール系ウェットクロスによる清拭を実施（毎週金曜日）する。

(8) 麻酔用余剰ガスチューブの交換（月曜日）、フィルターの配布（金曜日）を行う。

(9) 各手術台の付属品のチェック及び整備等の週末点検を行う（金曜日）。

(10) 昆虫モニタリング用トラップの回収・交換補助

7 ICUにおける業務

(1) 患者等の使用物品の薬液洗浄

(2) タオル類の洗濯

(3) シーツ交換の介助（毎週金曜日）

(4) 室の清掃

ア 床面の清拭（毎日 15 時：除菌洗浄剤（ディメンジョンⅢ）を用いてモップ掛けする）

イ ゴミの収集（感染性廃棄物を除く）

内視鏡検査室の洗浄消毒業務

- 1 使用済スコープ類の受領、洗浄及び消毒業務
 - (1) 内視鏡検査・術後のスコープ類（病棟・外来で施行した気管支鏡を含む）
検査・術後に、担当看護師の申し送り（特記事項）を受けて、スコープ類を受領する。
 - (2) スコープ類の洗浄・消毒（消毒薬の定期交換を含む）
 - ア 手洗いにて予備洗浄する。
 - イ 洗浄機にスコープをセットし、洗浄、消毒、乾燥させる。
 - (3) 洗浄・消毒済スコープ類の収納
 - ア 保管物は所定の収納棚に収める。
 - イ 使用分は、指定場所に一時保管する。
 - (4) その他
 - ア その他の使用済器械の洗浄、消毒、乾燥。
 - イ 各洗浄室廻りの整理整頓。
- 2 その他業務
 - (1) 各種搬送業務
 - ア 病理検査室、細胞診断検査室への検体の搬送
 - イ 資材、薬品等の受領及び搬送
 - ウ その他、甲の職員から依頼された物品等の搬送
 - (2) 洗濯業務
主に使用済タオルの洗濯
 - (3) 衛生材料の作成
 - ア 折りたたみガーゼの作成
 - イ 吸引チューブの作成（カット作業）
 - (4) 清掃業務
 - ア 患者更衣室の清掃
 - イ 換気扇他の清掃
 - (5) 検体容器の準備
病理採取の容器にホルマリンを入れる。
 - (6) 内視鏡スコープ類の洗浄・消毒の履歴管理
 - (7) 必要物品の請求、受領、収納

仕 様 書

1 目 的

この業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）は、委託者 地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「甲」という。）と受託者 ○○○○○○（以下「乙」という。）が、大阪府立成人病センター研究所の動物実験室の動物飼育管理業務及び清掃業務の業務委託の実施に関して、動物実験に従事する実験者及び作業者の安全をはかるとともに実験動物の病原微生物による汚染事故を防止するために、動物実験施設内の実験動物の飼育管理及び清掃の作業手順等の詳細についての定め、円滑な業務運営をはかることを目的とする。

2 業務場所

大阪市東成区中道一丁目3番2号

大阪府立成人病センター研究所 13階 動物実験室

3 研究所の概要

大阪府立成人病センター研究所では、通常の病院機能では対応できない先端医療技術の導入を促進するとともに、独自の医療技術の開発や将来臨床応用につながる基礎研究を行っている。特に、大学や製薬企業と一線を画した研究を行うため、病院と密着した研究が中心になっている。

現在の研究所は平成13年に完成、それとともに現行体制に移行した。研究グループは正規7部門（生物、生化学、病理、病態生理、分子生物、分子遺伝、免疫）と所長直轄グループで構成している。

(1) 建物

建物は、地下1階から地上13階、塔屋2階で、うち1階から7階までが大阪府立健康科学センター、8階から13階までが大阪府立成人病センター研究所が所有する合築建物で、研究所の専有延床面積は 5,402.49 m²で動物実験室は13階に位置し全フロアを占める。

(2) 実験動物の概算飼育数（平成20年4月～平成20年12月）

月	マウス	ヌードマウス	ラット	計
4	830	729	82	1,645
5	820	764	82	1,671
6	595	792	77	1,470
7	561	782	59	1,409
8	447	784	59	1,298
9	451	814	80	1,354
10	464	800	99	1,373
11	503	795	81	1,390
12	540	779	73	1,404
合計	5,211	7,039	692	12,942

4 業務従事者の資格及び業務時間

(1) 飼育指導員

飼育指導員（以下「管理者」という。）は、獣医師法（昭和 24 年法律第 186 号）第 6 条の獣医師名簿に登録された獣医師免許を有する者で、研究施設の動物実験室の実験動物の飼育管理業務に従事した経験をもった者 1 名を充てることとし、業務時間は、毎週 2 回の平日の午前 10 時から午後 5 時までとする。

(2) 飼育員

- ① 飼育員は、研究施設の動物実験室の実験動物の飼育管理等の業務に従事した経験をもった者又は十分な研修を受けた者を充てることとし、業務時間は、月曜日から金曜日は午前 6 時から午後 2 時まで、土曜日及び日曜日、祝日及び年末年始の休日については午前 6 時から正午までとする。
- ② 飼育員業務に常時従事する者は、原則 3 名以上とし、休暇、病欠等で欠員が生じた場合においても、業務を遅滞なく遂行するためにこれを確保すること。

5 業務の内容

(1) 動物実験飼育管理業務

甲から業務の委託を受けた乙の管理者は、甲の動物実験室を所管する甲の職員（以下「甲の職員」という。）と、動物実験室全般において、実験動物研究者・飼育員、関係者の入退室、実験機器の搬入の全てに指導・管理を徹底する。

① 飼育員の指導教育

乙の管理者は、動物愛護及び管理に関する法律（昭和 24 年法律第 186 号）、動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年文部科学省告示第 71 号）の他、動物愛護及び実験動物の飼育、管理、処分を定めた関係法令及び通知を遵守するとともに、「大阪府立成人病センター動物実験指針（別添の動物実験施設関連資料を参照）」に基づき、飼育員の教育、指導管理を毎月 1 回以上行う。

また、実施した教育、指導管理の内容については、別紙 3 の「動物研究施設作業教育報告書」に記録して、甲の職員へ提出し、確認印を受けることとする。

② 実験動物各室の検閲

乙の管理者は、乙の飼育員をして、全てのドアノブの消毒を行なわせ、また飼育室、内部動物各室についても消毒用アルコール等、定めた消毒液を使用して徹底的な除菌作業を行なわせるものとする。

③ 実験・管理・研究試験運営要領

乙の管理者は、甲の職員と連携し、実験動物各飼育室運営要領に従い研究者に違反が無きように努め、必要がある場合は甲の職員と協議を行い、実験動物委員会（別添の動物実験施設関連資料を参照）、を開き、早急に対処し大事に至らぬよう措置する。

④ 微生物のモニタリング

乙の管理者は、年間（5 月、9 月、1 月）定期的に微生物のモニタリングを施工する。

モニタリングにおいて、陽性結果が出た場合は、甲の職員と協議し、実験動物委員会を開き、

早急に当該施設の清浄化の措置を行う。

⑤ その他の業務

乙の管理者は、上記の業務の他、次の業務を行なうものとする。

- ア 飼料、ケージ類、消耗品の使用状況の把握管理
- イ 飼料、備品等の要求及び受け入れ手配
- ウ 実験動物の発注及び受領確認作業
- エ 実験動物の受け入れ、飼育室等、飼育の手配指示（週1～2回）
- オ 実験動物の飼料、飼育について実験者と打ち合わせの上、飼育員に対して指導・教育
- カ 各飼育室の飼育状態の把握管理
 - ・飼育動物の健康チェック
 - ・異常時は、適正な指導とともに甲の職員及び実験者に連絡の上打ち合わせを実施
- キ 各飼育室の温度チェックと温度管理
- ク 実験室利用者の入退出の管理
- ケ 各飼育室に入退出する職員等の予防衣、帽子、マスクの消毒管理
- コ 毎出勤後、各飼育室の状態を甲の職員に報告
- サ 実験動物委員会等の出席及び会議等での決定事項の遂行
- シ その他関係部署への連絡業務
- ス 各飼育室の消毒管理

(2) 清掃業務等

乙の飼育員は、乙の管理者の指導・監督のもと、次の清掃業務に従事することとする。

① 動物飼育室の清掃及びケージの洗浄等

- ア 動物飼育室、実験室、洗浄室、飼料倉庫等の清掃は、床面を掃き掃除した後にモップ等で水拭きする。
- イ マウス、ヌードマウス、ラットのケージは清掃の上、清水により洗浄するものとする。なお、次回に使用するケージは主としてケージワッシャーにより清掃し、オートクレーブによる滅菌の後、保管するものとする。
- ウ 乙は、特殊動物実験施設のうち、飼育室前室及び洗浄消毒室の清掃等を行うものとする。
- エ これらの業務については、別紙1の「動物実験飼育管理業務週表」に基づき処理するものとする。

② 動物実験室の清掃業務

- ア 実験動物の清掃業務は、別紙2の「大阪府立成人病センター研究所動物実験室清掃作業実施基準表」に規定する項目について行うものとする。

(2) 日常清掃業務

- ① 日常清掃業務は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日に処理するものとし、作業は午前6時から午後2時までとする。
ただし、必要があるときには、甲乙協議の上、変更できるものとする。
- ② 日常清掃業務は、原則として勤務開始時刻までに完了し、作業は午前6時から午後2時までと

する。

- ③ 実験動物の糞尿、床替による汚染物、紙くず、廃棄した書類等は、十分注意した上で、分別収集し所定の場所へ収集すること。
 - ④ 日常清掃は床面を掃き掃除した後に、モップダスキン類若しくはロールダスキンで拭き、必要に応じてモップ等で水拭きすること。
 - ⑤ 各扉の取手やその他金属部分は、洗剤又は清水で拭き、錆びたり、汚染したりしないように消毒を行なうこと。
 - ⑥ ミニキッチン等の陶器及びプラスチック類は洗剤で洗い、汚染箇所があるときは、完全に除去し、洗浄又は消毒すること。なお、洗浄にあたっては、洗剤等を使用し、希塩酸類の使用は最小限に止めること。
 - ⑦ 鏡は柔らかい布で拭き、汚染、手垢等の部分は、少量の石鹼水又は清水で入念に拭き取ること。
 - ⑧ ガソリン、ベンジン等の引火性薬品の使用については、甲の職員の指示を受けること。
- (3) 清掃業務の処理に当たっての留意事項
- ① 甲が提供する一切のデータ、プログラム、資料等を、複写し、又は複製してはならない。また、机の引き出し、書類保管庫等を開閉してはならない。
 - ② 清掃器具類を、建物、備品等に当てないこと。

4 その他

- (1) 乙は、作業員が作業に従事するときには、一定の服装を着用させ、乙の作業員であることを明確にし、常に清潔を保たせなければならない。
- (2) 乙は、飼育員室等における禁煙等を含めて、動物研究施設全域内での実験動物への病原微生物の感染防御に徹底した対策を行なわなければならない。
- (3) 乙は、作業時実施中に破損箇所を発見した場合には、直ちに甲へ報告し、指示を受けるものとする。
- (4) この仕様書に記載のない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

動物実験飼育管理業務週表

月	6:00～11:00 11:00～12:00 12:00～14:00	<ul style="list-style-type: none"> ・実験済汚物処理及び整備片付け ・小動物（マウス、ヌードマウス、ラット）点検餌付 ・マウス、ヌードマウス、ラット床替 ・各室廊下清掃、 ・ケージワッシャー内洗浄（汚物処理）、オートクレーブ3箇所拭上げ掃除 （休憩） ・自動給水機水洗板洗浄 ・マウス、ヌードマウス、ラットのブラケット掃除洗浄 ・給水瓶洗浄消毒 ・ケージ掃除洗浄 ・各室空調フィルター洗浄 ・汚物運搬 ・各室廊下清掃
火	6:00～11:00 11:00～12:00 12:00～14:00	<ul style="list-style-type: none"> ・実験済汚物処理及び整備片付け ・小動物（マウス、ヌードマウス、ラット）点検餌付 ・マウス、ヌードマウス、ラット床替 ・各室廊下清掃、 ・ケージワッシャー内洗浄（汚物処理）、オートクレーブ3箇所拭上げ掃除 （休憩） ・自動給水機水洗板洗浄 ・マウス、ヌードマウス、ラットのブラケット掃除洗浄 ・給水瓶洗浄消毒 ・ケージ掃除洗浄 ・特殊実験施設清掃汚物処理 ・各室廊下清掃
水	6:00～11:00 11:00～12:00 12:00～14:00	<ul style="list-style-type: none"> ・実験済汚物処理及び整備片付け ・小動物（マウス、ヌードマウス、ラット）点検餌付 ・マウス、ヌードマウス、ラット床替 ・各室廊下清掃、 ・ケージワッシャー内洗浄（汚物処理）、オートクレーブ3箇所拭上げ掃除 （休憩） ・自動給水機水洗板洗浄 ・マウス、ヌードマウス、ラットのブラケット掃除洗浄 ・給水瓶洗浄消毒 ・ケージ掃除洗浄 ・各室空調フィルター洗浄 ・汚物運搬 ・各室廊下清掃
木	6:00～11:00 11:00～12:00 12:00～14:00	<ul style="list-style-type: none"> ・実験済汚物処理及び整備片付け ・小動物（マウス、ヌードマウス、ラット）点検餌付 ・マウス、ヌードマウス、ラット床替 ・各室廊下清掃、 ・ケージワッシャー内洗浄（汚物処理）、オートクレーブ3箇所拭上げ掃除 （休憩） ・自動給水機水洗板洗浄 ・マウス、ヌードマウス、ラットのブラケット掃除洗浄 ・給水瓶洗浄消毒 ・ケージ掃除洗浄 ・汚物運搬 ・各室廊下清掃
金	6:00～11:00	<ul style="list-style-type: none"> ・実験済汚物処理及び整備片付け ・小動物（マウス、ヌードマウス、ラット）点検餌付 ・マウス、ヌードマウス、ラット床替 ・各室廊下清掃、

	11:00~12:00 12:00~14:00	<ul style="list-style-type: none"> ・ケージワッシャー内洗浄 (汚物処理)、オートクレーブ3箇所拭上げ掃除 (休 憩) ・自動給水機水洗板洗浄 ・マウス、ヌードマウス、ラット、ブラケット掃除洗浄 ・給水瓶洗浄消毒 ・ケージ掃除洗浄 ・各室空調フィルター洗浄 ・特殊実験施設清掃汚物処理 ・下駄箱掃除 ・汚物運搬 ・各室廊下清掃
土	6:00~12:00	<ul style="list-style-type: none"> ・実験済汚物処理及び整備片付け ・小動物 (マウス、ヌードマウス、ラット) 点検餌付 ・マウス、ヌードマウス、ラット床替 ・各室廊下清掃、 ・ケージワッシャー内洗浄 (汚物処理)、オートクレーブ3箇所拭上げ掃除 (適 時 休 憩) ・自動給水機水洗板洗浄 ・給水瓶洗浄消毒 ・マウス、ヌードマウス、ラット、ブラケット掃除洗浄 ・ケージ掃除洗浄 ・汚物運搬 ・飼育倉庫整理片付 ・各室廊下清掃
休日及び祝日	6:00~12:00 毎週2人出勤	<ul style="list-style-type: none"> ・実験済汚物処理 ・小動物 (マウス、ヌードマウス、ラット) 点検餌付 ・マウス、ヌードマウス、ラット床替 ・ケージ掃除洗浄 (適 時 休 憩) ・自動給水機水洗板洗浄 ・給水瓶洗浄消毒 ・マウス、ヌードマウス、ラット、ブラケット掃除洗浄 ・汚物運搬 ・各室廊下清掃
備考		<p>点検 (自動給水の点検、動物の点検、餌及び床敷の点検、器具の点検)</p> <p>オートグレーブ (ケージ、金網、給水瓶、飼料類、床敷類)</p>

大阪府立成人病センター研究所動物実験室清掃作業実施基準表

室種別	床材質	面積 m ²	作業種別					
			床 の 掃 き 拭 き	実 験 動 物 の 糞 尿 、 汚 染 物 処 理	紙 く ず 処 理	ド ア の 拭 き 清 掃	鏡 み が き	ミ ニ キ ッ チ ン 等 の 清 掃
廊下ホール	リノリユウム	106.78	2/日	1/日	1/日	—	—	—
管理更衣室	リノリユウム	14.85	2/日	1/日	1/日	1/日	1/日	—
器材更衣室	リノリユウム	19.70	2/日	1/日	1/日	1/日	1/日	1/日
準備室	リノリユウム	18.20	1/日	1/日	1/日	1/日	1/日	1/日
前室	リノリユウム	8.50	1/日	1/日	1/日	1/日	1/日	1/日
計		168.03						

動物研究施設作業教育報告書

確認印

実施日時	
参加者氏名	
講師	
教育項目	
特に重点をおいたこと	
質問事項	
その他	

仕 様 書

1 業務名称

無菌室使用物品のガス滅菌及び動物実験室使用物品の滅菌等業務

2 業務内容

乙は、甲の物品を、甲の発注により預かり持ち帰り、乙の事業所にてクリーニング及び滅菌処理を行なった後、甲の指定する場所に納品する。

3 業務の実施場所

- (1) 大阪府立成人病センター 8階南病棟
- (2) 大阪府立成人病センター研究所 13階 動物実験室

4 留意事項

- (1) 乙は、業務の実施にあたり、物品が病院及び研究所において最も清潔度が高い場所で使用されるものであることを十分理解し、完全な滅菌処理を行なうこと。
- (2) 乙は、物品を納入したとき、納品書に甲の職員の検印を受け、その納品書を請求書に添付し甲に提出すること。

5 契約期間中の予定数量

- (1) 無菌室使用物品
マットレスのガス滅菌の回数 3回
- (2) 動物実験室使用物品
無塵衣ワンピースのクリーニング及び滅菌 470枚

ただし、上記についてはあくまで予定数量で約束するものでない。

廃棄関連仕様書

参考資料-8 感染性産業廃棄物処理業務委託（収集運搬）

仕 様 書

（本参考資料-8には、別添1、2、3は添付していない）

1 目 的

この業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）は、委託者 地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「甲」という。）と受託者 ○○○○○○（以下「乙」という。）が、大阪府立成人病センターの感染性産業廃棄物処理業務委託（収集運搬）の実施に関して、適正かつ、安全に行われることを確保するため、業務の詳細についての定め、円滑な業務運営をはかることを目的とする。

2 感染性産業廃棄物の排出場所

- (1) 大阪市東成区中道一丁目3番3号
大阪府立成人病センター
- (2) 大阪市東成区中道一丁目3番2号
大阪府立成人病センター研究所

3 施設の概要

(1) 病院の診療体制

病床数 500床

診療科 ■がん専門診療科

内科【消化管内科／肝胆膵内科／消化器検診科／呼吸器内科／血液・化学療法科／臨床腫瘍科】

外科【消化器外科／呼吸器外科／乳腺・内分泌外科（乳腺 甲状腺）】

脳神経外科／婦人科／泌尿器科／耳鼻咽喉科（頭頸部外科）／整形外科／放射線治療科／診療・緩和科（腫瘍精神科）／緩和ケア室

■循環器病専門診療科（心臓疾患、脳卒中等）

内科【循環器内科／脳循環器科】

心臓血管外科（循環動態診療科）／眼 科／脳神経外科

■検診部【消化器検診科／精密診断科（人間ドック）】

■中央手術科

■検査診断科

アイソトープ診療科／放射線診断科／臨床検査科／病理細胞診断科

■リハビリテーション部

■看護部

■薬 局

■栄養管理室（NSTを含む）

(2) 研究所の組織

研究グループは正規7部門、生物/生化学/病理/病態生理/分子生物
/分子遺伝/免疫と所長直轄グループで構成

3 感染性産業廃棄物の処理の概要

(1) 感染性産業廃棄物の発生状況（平成20年度）

発生場所	廃棄物の種類			発生量 (㍑/年)
一般病床	注射器、注射針、カテーテル類等、衛生材料、紙おむつ			171,880
手術室	血液等、メス、注射器、注射針、カテーテル類等、衛生材料			258,990
I C U	血液等、注射器、注射針、カテーテル類等、衛生材料			17,050
外来診察室等	注射器、注射針、カテーテル類等、衛生材料・抗がん剤等の空容器			75,580
検査室等	血液等、微生物検査物、シャーレ等の検査資材、衛生材料			60,270
薬局	注射器、注射針、麻薬・毒劇物・抗がん剤等の空容器			60,650
研究所	微生物検査物、シャーレ等の実験資材、実験動物飼育用廃棄物			68,110
合 計				712,530
処 理 の 概 要 (分別等)				
分別	液状又は泥状のもの	固形状のもの	鋭利なもの	
廃棄物の種類	血液、体液等	ガーゼ、点滴セット、実験動物飼育用廃棄物、培地等	注射針、メス、破損したガラスくず等	
梱包	プラスチック容器	段ボール	プラスチック容器	
表示	バイオハザードマーク 赤色	バイオハザードマーク 橙色	バイオハザードマーク 黄色	

(2) 感染性産業廃棄物の排出量の推移

年度	16	17	18	19	20
年間排出量 (㍑)	777,760	888,000	751,930	721,040	712,530

(3) 保管に関する事項

① 使用する密閉容器等

容器の種別

- ・ ポリ容器（プラスチック容器）
- ・ 段ボール容器

② 現在使用中のポリ容器の仕様

製品名	容量 (㍑)	最大外寸 (ミリ)	肉厚 (ミリ)	材質	色
●	20㍑	210×420×384 (高さ)	2.0	再生PP	白
●	40㍑	353×493×390 (高さ)	2.0	再生PP	白
●	50㍑	432×310×552 (高さ)	1.8	PP/PE	白

* PP：ポリプロピレン

* PE：ポリエチレン

③ 現在使用中の段ボール容器の仕様

製品名	容量 (ℓ)	外寸 (ミリ)	色	ポリ袋厚
40ℓ段ボール箱	40ℓ	325×320×430 (高さ)	褐色	50ミクロン
80ℓ段ボール箱	80ℓ	405×505×405 (高さ)	褐色	50ミクロン

④ 保管場所及び排出ルート

別添1のとおり

(4) 廃棄物 物性・安全データシート

別添2のとおり

(5) 感染性廃棄物等委託処理仕様書

別添3のとおり

(6) 収集運搬に関する事項

① 感染性産業廃棄物の搬出予定

(平成21年7月～平成22年6月)

月	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	計
回数 (回)	18	18	18	18	18	18	15	18	18	18	15	18	210
搬出量 (ℓ)	64,000	59,000	56,000	64,000	58,000	61,000	58,000	57,000	60,000	56,000	60,000	60,000	713,000

(平成22年7月～平成23年6月)

月	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	計
回数 (回)	18	18	18	18	18	18	15	18	18	18	15	18	210
搬出量 (ℓ)	64,000	59,000	56,000	64,000	58,000	61,000	58,000	57,000	60,000	56,000	60,000	60,000	713,000

② 中間処理後の残渣の搬出予定

院内における中間処理施設を設置していないため、残渣は発生しない。

4 その他

(1) 乙は、感染性産業廃棄物の収集運搬にあたっては、「感染性廃棄物の適正処理について（平成16年3月16日付け環廃産第040316001号 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル部長）」別添の「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に沿った適正な業務処理を行うこと。

(2) 甲の場所における感染性産業廃棄物の保管期間を極力短期間とするため、乙の収集運搬及び中間処理施設への搬入は週あたり3回以上とすること。

(3) 乙は、感染性産業廃棄物の収集運搬にあたって廃棄物飛散によるアメニティ悪化が発生しないよう細心の注意をはらうこと。

また、作業員に事故及び作業ミス等で廃棄物飛散が生じた場合の危機管理措置を定めた「車両運行指示書」等を、あらかじめ甲へ提出すること。

(4) 甲は、甲の施設から排出された感染性産業廃棄物の収集運搬及び処分が適正に行われているか確認するため、乙の業務を実地調査できるものとする。この場合、乙は甲に協力しなければならない。

仕 様 書

（本参考資料-9には、別添1、2、3は添付していない）

1 目 的

この業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）は、委託者 地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「甲」という。）と受託者 ○○○○○○（以下「乙」という。）が、大阪府立成人病センターの感染性産業廃棄物処理業務委託（処分）の実施に関して、適正かつ、安全に行われることを確保するため、業務の詳細についての定め、円滑な業務運営をはかることを目的とする。

2 感染性産業廃棄物の排出場所

- (1) 大阪市東成区中道一丁目3番3号
大阪府立成人病センター
- (2) 大阪市東成区中道一丁目3番2号
大阪府立成人病センター研究所

3 施設の概要

(1) 病院の診療体制

病床数 500床

診療科 ■がん専門診療科

内科【消化管内科／肝胆膵内科／消化器検診科／呼吸器内科／血液・化学療法科／臨床腫瘍科】

外科【消化器外科／呼吸器外科／乳腺・内分泌外科（乳腺 甲状腺）】

脳神経外科／婦人科／泌尿器科／耳鼻咽喉科（頭頸部外科）／整形外科／放射線治療科／診療・緩和科（腫瘍精神科）／緩和ケア室

■循環器病専門診療科（心臓疾患、脳卒中等）

内科【循環器内科／脳循環器科】

心臓血管外科（循環動態診療科）／眼 科／脳神経外科

■検診部【消化器検診科／精密診断科（人間ドック）】

■中央手術科

■検査診断科

アイソトープ診療科／放射線診断科／臨床検査科／病理細胞診断科

■リハビリテーション部

■看護部

■薬 局

■栄養管理室（NSTを含む）

(2) 研究所の組織

研究グループは正規7部門、生物／生化学／病理／病態生理／分子生物

／分子遺伝／免疫と所長直轄グループで構成

3 感染性産業廃棄物の処理の概要

(1) 感染性産業廃棄物の発生状況（平成 20 年度）

発生場所	廃棄物の種類		発生量 (ト/年)
一般病床	注射器、注射針、カテーテル類等、衛生材料、紙おむつ		171,880
手術室	血液等、メス、注射器、注射針、カテーテル類等、衛生材料		258,990
I C U	血液等、注射器、注射針、カテーテル類等、衛生材料		17,050
外来診察室等	注射器、注射針、カテーテル類等、衛生材料・抗がん剤等の空容器		75,580
検査室等	血液等、微生物検査物、シャーレ等の検査資材、衛生材料		60,270
薬局	注射器、注射針、麻薬・毒劇物・抗がん剤等の空容器		60,650
研究所	微生物検査物、シャーレ等の実験資材、実験動物飼育用廃棄物		68,110
合 計			712,530
処 理 の 概 要 (分別等)			
分別	液状又は泥状のもの	固形状のもの	鋭利なもの
廃棄物の種類	血液、体液 等	ガーゼ、点滴セット、実験動物飼育用廃棄物、培地等	注 射 針 、 メ ス 、 破損したガラスくず等
梱包	プラスチック容器	段 ボ ー ル	プラスチック容器
表示	バイオハザードマーク 赤 色	バイオハザードマーク 橙 色	バイオハザードマーク 黄 色

(2) 感染性産業廃棄物の排出量の推移

年 度	1 6	1 7	1 8	1 9	2 0
年間排出量 (ト/年)	777,760	888,000	751,930	721,040	712,530

(3) 保管に関する事項

① 使用する密閉容器等

容器の種類

- ・ ポリ容器（プラスチック容器）
- ・ 段ボール容器

② 現在使用中のポリ容器の仕様

製品名	容量 (ℓ)	最大外寸 (ミリ)	肉厚 (ミリ)	材質	色
●	2 0 ℓ	210×420×384 (高さ)	2.0	再生 PP	白
●	4 0 ℓ	353×493×390 (高さ)	2.0	再生 PP	白
●	5 0 ℓ	432×310×552 (高さ)	1.8	PP/PE	白

* PP：ポリプロピレン

* PE：ポリエチレン

③ 現在使用中の段ボール容器の仕様

製品名	容量 (ℓ)	外寸 (ミリ)	色	ポリ袋厚
40ℓ段ボール箱	40ℓ	325×320×430 (高さ)	褐色	50ミクロン
80ℓ段ボール箱	80ℓ	405×505×405 (高さ)	褐色	50ミクロン

④ 保管場所及び排出ルート

別添1のとおり

(4) 廃棄物 物性・安全データシート

別添2のとおり

(5) 感染性廃棄物等委託処理仕様書

別添3のとおり

(6) 収集運搬に関する事項

① 感染性産業廃棄物の搬出予定

(平成21年7月～平成22年6月)

月	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	計
回数 (回)	18	18	18	18	18	18	15	18	18	18	15	18	210
搬出量 (ℓ)	64,000	59,000	56,000	64,000	58,000	61,000	58,000	57,000	60,000	56,000	60,000	60,000	713,000

(平成22年7月～平成23年6月)

月	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	計
回数 (回)	18	18	18	18	18	18	15	18	18	18	15	18	210
搬出量 (ℓ)	64,000	59,000	56,000	64,000	58,000	61,000	58,000	57,000	60,000	56,000	60,000	60,000	713,000

② 中間処理後の残渣の搬出予定

院内における中間処理施設を設置していないため、残渣は発生しない。

4 その他

- (1) 乙は、感染性産業廃棄物の収集運搬にあたっては、「感染性廃棄物の適正処理について（平成16年3月16日付け環産第040316001号 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル部長）」別添の「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に沿った適正な業務処理を行うこと。
- (2) 甲の場所における感染性産業廃棄物の保管期間を極力短期間とするため、甲の委託を受けた収集運搬業者による乙の中間処理施設への廃棄物の搬入は週あたり3回以上とする。
- (3) 甲は、甲の施設から排出された感染性産業廃棄物の処分が適正に行われているか確認するため、乙の施設及び業務を実地調査できるものとする。この場合、乙は甲に協力しなければならない。

仕 様 書

この仕様書は「大阪府立成人病センターにおける塵芥処理業務」の概要を示すものであり、管理上大阪府立成人病センターが必要と認めたときは、本書に記載のない事項であっても、これに附随して必要と認められる軽微な部分は、契約単価の範囲内で実施すること。

1 業務内容

集積場所に回収された塵芥を収集し、大阪市指定の処理施設まで適切に運搬し処分する。

2 集積場所及び集積時間

集積場所 大阪府立成人病センター 地下1階旧車庫跡ゴミ集積場

集積時間 1日1回 午前7時前後

3 予定搬出量

平成20年4月1日から平成23年3月31日まで（36カ月）

640,000 kg

（注）ただし、この搬出量は平成19年度における実績及び実績見込みをもとに算出した1年間の搬出量の3年分の予定数量を示したもので、契約期間中の搬出量の合計を示したものではない。

4 塵芥処理の廃棄物は次のとおりとする。

- (1) 塵芥類
- (2) ガラス類
- (3) 空き缶類
- (4) 上記以外のもので産業廃棄物として処理すべきものを除く
- (5) 感染性廃棄物を除く

5 作業内容

- (1) 塵芥類の収集運搬は、毎週月曜日から土曜日までの毎日とする（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を含む。）。
大阪市指定の処理施設が稼働しない日曜日及び年始の3日間については、塵芥類等の収集運搬は行わないものとする。
- (2) 搬出される塵芥類については、甲による計量後、搬出すること。
- (3) 搬出時には、大阪府知事が定めるグリーン配送等の条件に留意すること。
- (4) 集積場における塵芥類等の積み出しにあたっては、周囲に塵芥類等が散逸しないように注意すること。
- (5) 契約書第8条第2項による報告は別紙様式の月次搬出量報告書により実施月の翌月の5日までに甲あて報告すること。

別紙様式

平成 年 月 日

地方独立行政法人大阪府立病院機構
大阪府立成人病センター 総長 様

商号又は名称
代表者職・氏名 印

平成 年 月分の塵芥処理業務に係る月次搬出量報告書

日付	搬出量 (kg)	備考
1日		
2日		
3日		
4日		
5日		
6日		
7日		
8日		
9日		
10日		
11日		
12日		
13日		
14日		
15日		
16日		
17日		
18日		
19日		
20日		
21日		
22日		
23日		
24日		
25日		
26日		
27日		
28日		
29日		
30日		
31日		
合計		

契約書（一部）

排出事業者：地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「甲」という。）と、
 収集運搬及び処分業者：〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、
 甲の事業場：大阪府立成人病センター（TEL：06-6972-1181）から排出される産業廃棄物の収集・運搬及び処分に関して次のとおり基本契約を締結する。

第1条（法の遵守）

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条（委託内容）

1. （乙の事業範囲）

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|----------------|----------|-------|----------------|-------|-----------|----------|-----------|------|-----|---|---------|----------|-------|----------------|-------|-----------|----------|-----------|------|-----|
| <p>(1) 許可都道府県・政令市 <u>大阪市</u></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="border-bottom: 1px solid black;">許可の有効期限</td><td style="border-bottom: 1px solid black;">平成 年 月 日</td></tr> <tr><td style="border-bottom: 1px solid black;">事業の範囲</td><td style="border-bottom: 1px solid black;">産業廃棄物収集運搬業</td></tr> <tr><td style="border-bottom: 1px solid black;">事業の区分</td><td style="border-bottom: 1px solid black;">許可証写しのとおり</td></tr> <tr><td style="border-bottom: 1px solid black;">産業廃棄物の種類</td><td style="border-bottom: 1px solid black;">許可証写しのとおり</td></tr> <tr><td style="border-bottom: 1px solid black;">許可番号</td><td style="border-bottom: 1px solid black;">第 号</td></tr> </table> | 許可の有効期限 | 平成 年 月 日 | 事業の範囲 | 産業廃棄物収集運搬業 | 事業の区分 | 許可証写しのとおり | 産業廃棄物の種類 | 許可証写しのとおり | 許可番号 | 第 号 | <p>(2) 許可都道府県・政令市 <u>〇〇市</u></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="border-bottom: 1px solid black;">許可の有効期限</td><td style="border-bottom: 1px solid black;">平成 年 月 日</td></tr> <tr><td style="border-bottom: 1px solid black;">事業の範囲</td><td style="border-bottom: 1px solid black;">産業廃棄物収集運搬業</td></tr> <tr><td style="border-bottom: 1px solid black;">事業の区分</td><td style="border-bottom: 1px solid black;">許可証写しのとおり</td></tr> <tr><td style="border-bottom: 1px solid black;">産業廃棄物の種類</td><td style="border-bottom: 1px solid black;">許可証写しのとおり</td></tr> <tr><td style="border-bottom: 1px solid black;">許可番号</td><td style="border-bottom: 1px solid black;">第 号</td></tr> </table> | 許可の有効期限 | 平成 年 月 日 | 事業の範囲 | 産業廃棄物収集運搬業 | 事業の区分 | 許可証写しのとおり | 産業廃棄物の種類 | 許可証写しのとおり | 許可番号 | 第 号 |
| 許可の有効期限 | 平成 年 月 日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業の範囲 | 産業廃棄物収集運搬業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業の区分 | 許可証写しのとおり | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 産業廃棄物の種類 | 許可証写しのとおり | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 許可番号 | 第 号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 許可の有効期限 | 平成 年 月 日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業の範囲 | 産業廃棄物収集運搬業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業の区分 | 許可証写しのとおり | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 産業廃棄物の種類 | 許可証写しのとおり | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 許可番号 | 第 号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(3) 許可都道府県・政令市 <u>〇〇市</u></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="border-bottom: 1px solid black;">許可の有効期限</td><td style="border-bottom: 1px solid black;">平成 年 月 日</td></tr> <tr><td style="border-bottom: 1px solid black;">事業の範囲</td><td style="border-bottom: 1px solid black;">産業廃棄物収集運搬業</td></tr> <tr><td style="border-bottom: 1px solid black;">事業の区分</td><td style="border-bottom: 1px solid black;">許可証写しのとおり</td></tr> <tr><td style="border-bottom: 1px solid black;">産業廃棄物の種類</td><td style="border-bottom: 1px solid black;">許可証写しのとおり</td></tr> <tr><td style="border-bottom: 1px solid black;">許可番号</td><td style="border-bottom: 1px solid black;">第 号</td></tr> </table> | 許可の有効期限 | 平成 年 月 日 | 事業の範囲 | 産業廃棄物収集運搬業 | 事業の区分 | 許可証写しのとおり | 産業廃棄物の種類 | 許可証写しのとおり | 許可番号 | 第 号 | <p>(4) 許可都道府県・政令市 <u>〇〇市</u></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="border-bottom: 1px solid black;">許可の有効期限</td><td style="border-bottom: 1px solid black;">平成 年 月 日</td></tr> <tr><td style="border-bottom: 1px solid black;">事業の範囲</td><td style="border-bottom: 1px solid black;">特別管理産業廃棄物収集運搬業</td></tr> <tr><td style="border-bottom: 1px solid black;">事業の区分</td><td style="border-bottom: 1px solid black;">許可証写しのとおり</td></tr> <tr><td style="border-bottom: 1px solid black;">産業廃棄物の種類</td><td style="border-bottom: 1px solid black;">許可証写しのとおり</td></tr> <tr><td style="border-bottom: 1px solid black;">許可番号</td><td style="border-bottom: 1px solid black;">第 号</td></tr> </table> | 許可の有効期限 | 平成 年 月 日 | 事業の範囲 | 特別管理産業廃棄物収集運搬業 | 事業の区分 | 許可証写しのとおり | 産業廃棄物の種類 | 許可証写しのとおり | 許可番号 | 第 号 |
| 許可の有効期限 | 平成 年 月 日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業の範囲 | 産業廃棄物収集運搬業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業の区分 | 許可証写しのとおり | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 産業廃棄物の種類 | 許可証写しのとおり | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 許可番号 | 第 号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 許可の有効期限 | 平成 年 月 日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業の範囲 | 特別管理産業廃棄物収集運搬業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業の区分 | 許可証写しのとおり | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 産業廃棄物の種類 | 許可証写しのとおり | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 許可番号 | 第 号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(5) 許可都道府県・政令市 <u>大阪市</u></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="border-bottom: 1px solid black;">許可の有効期限</td><td style="border-bottom: 1px solid black;">平成 年 月 日</td></tr> <tr><td style="border-bottom: 1px solid black;">事業の範囲</td><td style="border-bottom: 1px solid black;">特別管理産業廃棄物収集運搬業</td></tr> <tr><td style="border-bottom: 1px solid black;">事業の区分</td><td style="border-bottom: 1px solid black;">許可証写しのとおり</td></tr> <tr><td style="border-bottom: 1px solid black;">産業廃棄物の種類</td><td style="border-bottom: 1px solid black;">許可証写しのとおり</td></tr> <tr><td style="border-bottom: 1px solid black;">許可番号</td><td style="border-bottom: 1px solid black;">第 号</td></tr> </table> | 許可の有効期限 | 平成 年 月 日 | 事業の範囲 | 特別管理産業廃棄物収集運搬業 | 事業の区分 | 許可証写しのとおり | 産業廃棄物の種類 | 許可証写しのとおり | 許可番号 | 第 号 | <p>(6) 許可都道府県・政令市 <u>〇〇市</u></p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="border-bottom: 1px solid black;">許可の有効期限</td><td style="border-bottom: 1px solid black;">平成 年 月 日</td></tr> <tr><td style="border-bottom: 1px solid black;">事業の範囲</td><td style="border-bottom: 1px solid black;">特別管理産業廃棄物収集運搬業</td></tr> <tr><td style="border-bottom: 1px solid black;">事業の区分</td><td style="border-bottom: 1px solid black;">許可証写しのとおり</td></tr> <tr><td style="border-bottom: 1px solid black;">産業廃棄物の種類</td><td style="border-bottom: 1px solid black;">許可証写しのとおり</td></tr> <tr><td style="border-bottom: 1px solid black;">許可番号</td><td style="border-bottom: 1px solid black;">第 号</td></tr> </table> | 許可の有効期限 | 平成 年 月 日 | 事業の範囲 | 特別管理産業廃棄物収集運搬業 | 事業の区分 | 許可証写しのとおり | 産業廃棄物の種類 | 許可証写しのとおり | 許可番号 | 第 号 |
| 許可の有効期限 | 平成 年 月 日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業の範囲 | 特別管理産業廃棄物収集運搬業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業の区分 | 許可証写しのとおり | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 産業廃棄物の種類 | 許可証写しのとおり | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 許可番号 | 第 号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 許可の有効期限 | 平成 年 月 日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業の範囲 | 特別管理産業廃棄物収集運搬業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業の区分 | 許可証写しのとおり | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 産業廃棄物の種類 | 許可証写しのとおり | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 許可番号 | 第 号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

◎処分に関する事業範囲

- | | |
|--------------------|--------------------|
| (1) 許可都道府県・政令市 ○○市 | (2) 許可都道府県・政令市 ○○市 |
| 許可の有効期限 平成 年 月 日 | 許可の有効期限 平成 年 月 日 |
| 事業の範囲 産業廃棄物処分量 | 事業の範囲 産業廃棄物処分量 |
| 事業の区分 許可証写しのとおり | 事業の区分 許可証写しのとおり |
| 産業廃棄物の種類 許可証写しのとおり | 産業廃棄物の種類 許可証写しのとおり |
| 許可番号 第 号 | 許可番号 第 号 |
-
- | | |
|--------------------|--------------------|
| (3) 許可都道府県・政令市 ○○市 | (4) 許可都道府県・政令市 ○○市 |
| 許可の有効期限 平成 年 月 日 | 許可の有効期限 平成 年 月 日 |
| 事業の範囲 特別管理産業廃棄物処分量 | 事業の範囲 特別管理産業廃棄物処分量 |
| 事業の区分 許可証写しのとおり | 事業の区分 許可証写しのとおり |
| 産業廃棄物の種類 許可証写しのとおり | 産業廃棄物の種類 許可証写しのとおり |
| 許可番号 第 号 | 許可番号 第 号 |

2. (委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価)

甲が、乙に収集・運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び収集・運搬及び処分単価は、次のとおりとする。

種類	①可燃溶媒	特別管理産業廃棄物 (特別管理 引火性廃油)
	②シアン廃液	特別管理産業廃棄物 (特別管理 特定有害 (廃酸))
	③ホルマリン廃液	産業廃棄物 (廃酸)
	④レントゲン定着廃液	産業廃棄物 (廃酸)
	⑤レントゲン現像廃液	産業廃棄物 (廃アルカリ)
予定数量	①可燃溶媒	1, 1 0 0 kg / , 年
	②シアン廃液	2, 0 0 0 kg / , 年
	③ホルマリン廃液	1, 4 0 0 kg / , 年
	④レントゲン定着廃液	7 0 0 kg / , 年
	⑤レントゲン現像廃液	7 0 0 kg / , 年
単 価	①可燃溶媒	●円 / kg
	②シアン廃液	●円 / kg
	③ホルマリン廃液	●円 / kg
	④レントゲン定着廃液	●円 / kg
	⑤レントゲン現像廃液	●円 / kg

3. (運搬の最終目的地)

乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を、次の乙の処分事業場に搬入する。

- | | |
|----------|----------------|
| ① 事業場の名称 | ○○○○○○(株)○○○工場 |
| 所在地 | ○○市○○区○○町○○番地 |
| ② 事業場の名称 | ○○○○○○(株)○○○工場 |
| 所在地 | ○○市○○区○○町○○番地 |

4. (積替保管)

産業廃棄物収集運搬業許可証写し（〇〇市第 号）及び産業廃棄物収集運搬業許可証写し（〇〇市第 号）並びに特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証写し（〇〇市第 号）のとおり

5. (処分の場所、方法及び処理能力)

乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

- | | |
|----------|--|
| ① 事業場の名称 | 〇〇〇〇〇〇(株)〇〇〇工場 |
| 所在地 | 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地 |
| 事業の区分 | 中間処理 |
| 処分の方法 | 中和（廃酸、廃アルカリ）、凝集沈殿（特別管理 特定有害（廃酸）） |
| 施設の処理能力 | 産業廃棄物処分業許可証写し（〇〇市第 号）及び特別管理産業廃棄物処分業許可証写し（〇〇市第 号）のとおり |
| ② 事業場の名称 | 〇〇〇〇〇〇(株)〇〇〇工場 |
| 所在地 | 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地 |
| 事業の区分 | 中間処理 |
| 処分の方法 | 焼却（廃酸）、焼却（特別管理 引火性廃油） |
| 施設の処理能力 | 産業廃棄物処分業許可証写し（〇〇市第 号）及び特別管理産業廃棄物処分業許可証写し（〇〇市第 号）のとおり |

6. (最終処分の場所、方法及び処理能力)

甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を次のとおりとする。

最終処分場一覧のとおり

第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

1. 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（平成18年3月）を参照）の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

ア 産業廃棄物の発生工程

イ 産業廃棄物の性状及び荷姿

ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

エ 混合等により生ずる支障

オ 日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

カ その他取扱いの注意事項

2. 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれのある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

3. 甲は、委託する産業廃棄物につき、産業廃棄物管理票（以下、マニフェストという）の記載事項を

正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

第4条（甲乙の責任範囲）

1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から、第2条第3項に規定する運搬の最終目的地における荷下ろし作業、及び処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
2. 乙は甲に対し、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、または過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
3. 乙が第1項の業務の過程において、乙又は第三者に損害が発生した場合に、乙に過失がない場合は甲において賠償し、乙に負担させない。

第5条（再委託の禁止）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第6条（義務の譲渡等）

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

第7条（委託業務終了報告）

乙は甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、それぞれの運搬区間に応じたマニフェストB2票で代えることができ、処分業務についてはマニフェストD票で代えることができる。

第8条（業務の一時停止）

乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力する。

第9条（契約代金の支払）

1. 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務に関する契約代金は、第2条第2項にて定める単価に基づき算出する。
2. 契約代金の額が経済情勢の変化及び第3条第2項等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。
3. 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務に対する契約代金に係る消費税及び地方消費税は、甲が負担する。
4. 甲は、乙から第7条で規定する業務終了報告書を受け取った後、乙に対して処理の契約代金を支払う。この場合、甲は乙から適法な支払請求書を受領した日から30日以内に契約代金を乙に支払わなければならない。

第10条（内容の変更）

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項の場合も同様とする。

第11条（機密保持）

甲、乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。

第12条（契約の解除）

1. 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することができる。
2. ただし、甲又は乙から契約を解除した場合に、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

(1) 乙の義務違反により甲が解除した場合

イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬又は処分の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する契約代金を支払う資金がないときには、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬又は乙のもとにある未処理の産業廃棄物の処分を行わしめるものとし、その負担した費用を、乙に対して償還を請求することができる。

(2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙自ら甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第13条（協議）

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第14条（契約期間）

この契約は、有効期間を平成22年4月1日から平成23年3月31日までとする。

第15条（契約保証金）

契約保証金については、地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程第26条第1項第6号の規定により免除する。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲、乙は各々記名押印の上、各1通を保有する。

仕 様 書

甲及び乙は、産業廃棄物の処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）その他関係法令を遵守し、これを下記仕様のとおりに実行するものとする。

1 業務内容

乙は、甲が指定する産業廃棄物収集運搬業者が搬入する、甲の施設から排出した産業廃棄物について、法に基づき適正な処分を実施し、処分終了後、10日以内に産業廃棄物管理票（マニフェスト）【D票】を、最終処分終了の確認後10日以内に産業廃棄物管理票（マニフェスト）【E票】を甲あて送付しなければならない。

甲は、乙から送付される【D票】、【E票】の確認をもって委託業務の完了を確認する。

2 契約期間

平成21年7月15日から平成24年6月30日まで

3 産業廃棄物の種類

(1) 建築物地下排水槽から排出される汚泥（油分及び廃酸又は廃アルカリを含む）

(2) 排出される場所

大阪市東成区中道一丁目3番3号

大阪府立成人病センター

病院棟 ① グリストラップ（厨房用厨房南側）

槽容量：4.5 m³ 年間排出回数：6回

1回あたりの排出予定数量 6.5 m³

② グリストラップ（外来食堂用）

槽容量：1.0 m³ 年間排出回数：6回

1回あたりの排出予定数量 1.0 m³

③ グリストラップ（剖検室用）

槽容量：1.0 m³ 年間排出回数：3回

1回あたりの排出予定数量 1.0 m³

(3) 適正処理に必要な情報

別添の「廃棄物データシート」及び「濃度計量証明書」のとおり

4 産業廃棄物収集運搬業者

建築物地下排水槽汚泥処分業務委託契約の一般競争入札の落札者決定後に予定する建築物地下排水槽、飲料水貯水槽及び蓄熱槽清掃業務並びに汚泥処理（収集運搬）業務委託契約の一般競争入札により決定する。

5 中間処理施設

- (1) 運搬等の安全性を確保するため、中間処理施設までの距離は甲の場所から半径 25 km以内とする。
- (2) 甲は、処分が適正に行われているか確認するため、必要に応じて、乙の施設及び業務を 実地調査できるものとする。この場合、乙は、これに協力しなければならない。

6 その他

この仕様書に定めがない事項については、甲乙協議の上、これを決定する。

給食業務関連仕様書

参考資料-13 患者給食業務

仕 様 書

(本参考資料-13には、別紙4を除いて別紙は添付していない)

患者給食業務の実施については、契約書に定めるもののほか、この仕様書及び食安発第0618005号(平成20年6月18日付け)各都道府県知事、保健所設置市市長、特別区区长あて厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知に基づき改正された大量調理施設衛生管理マニュアル(以下「マニュアル」という。)によるものとするが、これらに記載されていない事項であっても、治療の一環としての適切な食事を提供し、入院患者の治癒または回復に必要であり、かつ軽微な事項については、契約金額の範囲内で履行するものとする。

この仕様書においては、委託者を「甲」、受託者を「乙」という。

1. 業務履行場所

甲の指定する施設(地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立成人病センター地下1階の患者給食調理室及び栄養管理室)内において行うものとする。

2. 委託業務内容

委託業務区分は【別紙1】、経費負担区分は【別紙2】、入院患者給食実施総概数は【別紙3】、業務の標準的作業書は【別紙4】に示す。

(1) 献立表及び調理レシピの作成(一般食「軟食を含む」、特別食、行事食)

献立表及び調理レシピの作成は、手作りを原則に甲の明示する院内基準食事箋【別紙16】・基準献立表【別紙15】・食種一覧表【別紙17】・禁止・刻み食など個別対応の内訳【別紙18】に基づいて甲と協議を行いながら作成し、甲の指定する職員(管理栄養士等)に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、甲の管理栄養士が不在の場合及び休日、土曜日、日曜日、及び年末年始(12月29日～1月3日)等の突発時・緊急時は、乙が適切に対応するものとし、対応後可及的速やかに報告すること。なお、献立は主食と副食の組合せ(寿司や丼物のような主食と副食がいっしょになったものも含む)とし、主食には米飯、パン、粥(全粥・七分粥・五分粥・三分粥・重湯を含む)を含むものとする。副食は主菜、副菜、副々菜、汁物等からなる組合せとし、朝食はジャム・バターや牛乳を含めて四品以上、昼夕食は三品以上とする。なお、果物は副食の品数には含めない。また、人間ドック用の副食は通常食以上の特別な内容とすること。さらに、糖尿病食(糖尿病性腎症食含む)は日本糖尿病学会編糖尿病食時療法のための食品交換表に基づいて献立すること。

ア NSTから依頼された個別対応の献立作成並びに調製は食材の選定から調理・提供方法等を甲と協議し、その指示に従うこと。粉末状蛋白質食品等の機能性食品について甲側から提供があつて調製する場合の対応は、甲と協議し、その指示に従い、在庫管理も適切に行うこと。機能性食品等を用いて調製するNSTフーズの開発には積極的に協力すること。

- イ 個人の病態に応じた特別対応（アレルギー除去食・刻み食・ブレンダー食・とろみ食・経管流動食の半固形化対応等）を行うこと。実施については、食材の選定から調理・提供方法等を甲と協議し、その指示に従うこと。
 - ウ 通常選択食が週3回以上実施されること。ただし年末年始及び5月の連休中は除外してもよい。対象食種は五分粥・三分粥・流動食（治療食の五分粥・三分粥・流動食も含む）、胃潰瘍食、胃術後食、膵臓食、肝臓食、各種検査食等を除く全食種とする。なお、実施方法は通常及び特別選択食実施マニュアル【別紙5】に従うこと。
 - エ 特別料金の支払いを受けることによる食事（以下特別選択食と略す。食器【別紙19】は甲の指定するものを使用）の提供が週1回以上実施されること。ただし年末年始及び5月の連休中は除外してもよい。対象は原則として主治医の許可が得られた常食・全粥・糖尿病食・心臓病食・放射線化学療法食の患者とする。実施においては通常及び特別選択食実施マニュアル【別紙5】に従うこと。
 - オ 行事食並びに特別献立（手作りカレー料理や、ばらずしを含む）や手作りデザートはそれぞれを週1回以上実施すること。対象は可能な限り選択メニューと同様の検査食等を除く全食種とすること。行事食にはメッセージカードや折り紙細工を作成して添えること。行事とは、正月、節分、ひな祭り、こどもの日、七夕、クリスマス、誕生日等の甲が指示する行事（月1回以上）とする。
 - カ 患者の誕生日については、毎日該当患者を把握し、夕食時に手作りした誕生日カードとラッピングした贈り物を夕食トレイにのせてプレゼントすること。これらに要する諸経費は委託契約金額の範囲内で充当すること。
 - キ 患者の退院日については、毎日該当患者を把握し、退院前食に赤飯と手作りした退院お祝いカードをトレイにのせてプレゼントすること。これらに要する諸経費は委託契約金額の範囲内で充当すること。実施にあたっては甲と協議すること。
 - ク これらの業務に関わる病棟事務連絡用の掲示物及び患者への配布物の内容等については、必ず甲の承認を受けること。
- (2) 食事オーダリングに係るコンピューター関連業務等
- 乙は、日々の食数の把握等システム化されている業務ほか【別紙13】に示した端末機の操作を含む管理業務等を行うこと。
- これらの業務へはコンピューターシステムに詳しい栄養士（管理栄養士含む）を充てること。なお、契約期間中にシステムの変更が生じた場合は、甲の指示に従いメンテナンス業務等も行うこと。
- また、病棟および外部からの電話及び電話以外の対応等も適切に速やかに行うこと。
- このほか諸伝票の受付、整理、保管、給食関係帳票【別紙12】の提出期限までの作成等も行うこと。
- (3) 給食材料の発注・購入・検収
- ア 給食材料費については、甲と乙の協議によることとする。
 - イ 乙は、委託契約金額を基準にして、給食材料を購入すること。
 - ウ 乙は、甲の承認を受けた献立表及び指示並びに食品材料の規格【別紙6】に基づき材料を発注

し、新鮮かつ良質な給食材料を適正な価格で、予定献立表に示す数量を確保できる適正量を購入すること。

甲の指定がある給食材料については協議の上、その指示（購入先含む）、例えば、「国産に限る」、「鮮魚業者から購入」、「生産拠点の開示」など、に従うものとする。

エ 使用日当日、材料に不足が生じた時は、直ちに調理に間に合うよう調達すること。（常に現金を用意しておくこと。）

オ 発注は必ず栄養士が行うこと。

カ 食品材料の規格については、栄養上、治療上、追加、変更が必要となった時は速やかに甲の指示に従うこと。

キ 給食材料の搬入は、衛生区分された食材の分類（肉類、魚介類、豆腐類、野菜果物類）ごとに適正な状態で冷蔵・冷凍状態を保てる配送方法を行い、購入業者から直接甲の指定する場所に納入するものとする。

ク 乙は、給食材料の納入に際しては、甲の指定する検収場において、数量、品質、鮮度、品温、（納入業者が運搬の際、衛生管理マニュアル【別紙 14】に従い適切な温度管理を行っていたかどうかを含む。）異物混入期限表示等について、必ず、栄養士（管理栄養士含む）による点検を行い、結果を記録し、甲の検査を受けるものとする。

なお、乙による点検と甲による検査で不適と判断した場合は、返品、交換等適切に対応すること。

ケ 原材料は、専用の容器に移し替え、じか置きしないこと。

コ 乙は、給食材料のうち、缶詰、乾物、調味料等常温保存可能なものを除き、肉類、魚介類豆腐類、野菜果物類等の生鮮食品については、1日で使い切る量を調理当日、または前日ないしは前々日に購入業者から基本的に直接納入すること。

サ 非常時対応

乙は、災害等緊急時のマニュアルを作成し提出するとともに、その際には甲の指示により業務を遂行すること。非常時は在庫食品と非常食品（3日分）とを使用して対応すること。

（4）調理・盛付業務

ア 乙は、献立表に基づいて誠意をもって調理、盛付、配膳すること。

イ 栄養問題症例（以下NST対応）並びに個人の病態に応じた特別対応については、調理・提供方法等についても甲と協議し、その指示に従うこと。特に頭頸部がん再建術後における患者や、嚥下困難な患者及び咀嚼困難な患者、摂食不良の患者等の個人に合わせた特別対応は食事帯に関係なく対応すること。提供にあたっては食事帯ごとの摂取量・残食量等を目視やインタビュー、アンケート等の方法で実際に確認して把握し、その結果を次の食事提供に生かすこと。

ウ 調理管理は栄養士が、調理は栄養士又はその指示のもと病院経験豊かな調理師が行うこと。

エ 給食材料の洗浄は、鮮度が落ちないように留意のうえ、入念に洗浄し、魚介類野菜果物等に分けて下処理後、調理し、生食用の野菜果物は、適正濃度の次亜塩素酸ナトリウムで殺菌すること。汚染されやすい食材料は放置することなく覆蓋して衛生的に扱うこと。

ただし、下処理は、24時間を超えて行わないこと。生食用野菜果物（朝食用を除く）は、当日に処理を行うこと。

- オ 乙は、調理・盛付について、特にやむを得ない理由により変更しようとするときは、甲の承認を得、かつ当日の給食提供に支障をきたさないようにすること。
- カ 乙は、緊急入院ややむを得ない事情による食事の変更等が生じたときは、食事の請求締め切り時間後も、甲の管理栄養士と協議の上、適切な対応をすること。
- キ 包丁、まな板などの器具、容器等は、場所別、用途別、食品別にそれぞれ専用のものを明示して用い、混同しないようにすること。
- ク 加熱調理食品は、中心温度計を用いて中心部が75℃で1分以上又はこれと同等以上まで加熱されていることを確認し、その温度を記録すること。
- ケ 盛付には、箸その他の用具を用いること。また、調理済み食品及び生食用野菜果物を手で取り扱う場合は、取り扱い食品毎に必ず使い捨て衛生手袋を使用すること。
- コ 調理後の食品は30分以内に提供又は30分を超える場合には適切な温度管理を行うと共に必要な時刻及び温度の記録をすること。
また調理終了時刻は喫食前2時間以内につとめることとし、調理後の盛付から配膳までは速やかに行い、調理後2時間以内に患者への供食が完了するようにつとめるものとする。
なお、調理終了時刻を必ず記録すること。
- サ 栄養士は、献立内容を熟知し、主食・主菜・副菜・副々菜・汁物等が献立どおり適温でトレイに配置されているか、常に確認しなければならない。これらの作業を適正に行うために点検確認は調理師・調理従事者とともに確実にすること。
- シ 「クックチル」や「クックフリーズ」を取り入れた「ニュークックチル給食方式」のノウハウや体制を有し、甲の要請があった場合には速やかに応えられること。

(5) 検食の実施

- ア 乙が調理した食事について、甲の管理栄養士が、その都度或いは少なくとも常食と治療食並びに内容の見直しが必要とされる食種の各1食種以上1日分について、内部評価者の一員として検食を行うものとする。
- イ 内部評価者による検食数並びにその配膳場所は【別紙7】のとおりとする。
- ウ 乙は、検食表を月毎に整理集計し速やかに甲に報告すること。
- エ 病院として外部評価を受検する際には検食も含むものとするが、検食とは常食、治療食、行食事、特別選択食、糖尿病教室実践編で提供するお弁当などを指すものとする。
- オ 甲は、ア及びイの検食を行った時は、乙に対して意見を述べ、乙と協議の上、必要な指示を与えることができるものとし、乙はその指示に従うこと。

(5) 配膳・配茶・下膳業務

ア 配膳時間

朝食 午前8時 昼食 正午 夕食 午後6時（下膳時間 午後6時45分）

イ 適温の方法

温・冷蔵配膳車13台（13病棟）を使用し配膳時温度が温食で提供するものは60℃を確保するように努めるとともに、冷温で飲食するものについても考慮すること。

ウ 配膳方法

- ① 配膳は中央配膳方式とし、乙は各病棟の甲が指定する場所に運搬し病棟婦に引き継ぐもの

とする。但し、夕食については、乙側が患者の枕元あるいは食堂まで運搬し配膳する。

- ② 運搬中は、配膳車から離れないこと。
- ③ 配膳車には不潔と思われるものを乗させないこと。
- ④ 配膳の事前の下膳車を各病棟の指定場所に運搬、配置すること。
- ⑤ 配膳車（下膳車）は常に水洗い及び薬液清拭により清潔を保つこと。

エ 夕食の配膳・配茶

- ① 夕食配膳前に患者用のお茶を所定の場所に配置するとともに、甲及び乙が承認した特定の患者には個別に配茶すること。
- ② 夕食は患者の枕元あるいは食堂まで届けるものとし、配膳に際しては配膳表と患者氏名を照合し、食札及び延食・絶食をよく確認のうえ間違いのないように食事配膳を行うこと。

オ 夕食の下膳

夕食の下膳は所定の時間に配茶用やかんの洗浄等を行い、食器等数量を確認のうえ要介護患者については枕元まで膳を引きに行き下膳すること。

(6) 残飯・残菜等の処理業務

乙は、調理に伴う残菜、材料、容器、包装、及び残食等を衛生的に処理し、甲の指定する場所に搬出し、業者引渡等の最終処理まで責任をもって行うものとする。

残飯・残菜は計量し、所定の用紙に記録すること。

(7) 食器等の洗浄・消毒業務

乙は、食器、トレイ、配茶用やかん、調理器具類、温冷配膳車、下膳車等を常に洗浄し、熱風、煮沸、薬剤等により消毒を行い、汚染されないよう所定の場所に整理・整頓・保管しなければならない。作業手順は衛生管理マニュアルに従うこと。

(8) 保存食の確保

乙は、原材料及び調理済食品毎に、50g程度ずつチャック付ビニール袋に密封して入れ、-20℃以下で2週間冷凍保存し、食中毒等の事故発生時の原因究明に備えなければならない。保存食全体は2週間保存後廃棄し、冷凍庫は常に清潔に維持すること。調味料、常温で保存できる乾物、缶詰などは保存食に含まないものとする。

(9) 残食・喫食・嗜好調査

乙は、甲が行う残食・喫食・嗜好調査等に協力すること。

(10) 栄養食事調理指導

乙は、甲に協力して甲の管理栄養士の指示により下記の入院及び外来患者に対する食事摂取量調査や栄養食事指導に積極的に参加協力すること。

ア、食事摂取量調査は入院食の調製及び栄養食事指導を実施するために事前調査として行うものである。

イ、栄養食事指導は次に示す内容とする。

- ① 糖尿病教室実践編における糖尿病食の調製提供と調理栄養指導とする。作業手順は【別紙8】に従うこと。糖尿病食は毎回内容の異なる創作ものとする。
- ② 入院食として提供したブレンダー食等の個別対応食の退院前調理栄養指導とする。作業手順は【別紙9】に従うこと。

- ③ 循環器疾患栄養教室での調理栄養指導とする。作業手順は【別紙10】に従うこと。
- ④ 胃及び消化管切除手術後等の栄養食事指導とする。詳細については甲の管理栄養士の指示に従うこと。
- ⑤ NST対応並びに低栄養状態等の栄養問題を有する患者への栄養食事指導や病棟訪問指導とする。作業手順は【別紙11】に従うこと。
- ⑥ その他の疾患を有する患者で栄養食事指導を必要とする場合など、甲の指示するもの。

3. 委託業務を遂行する従業員の配置等

乙は、医療法施行規則第9条の10第1号、第3号及び第5号に従い規定する従業員を配置しなければならない。

- (1) 仕様書に示す業務の迅速な対応と完工のため、必要充分人員の栄養士（食数把握担当職員含む）、調理師、調理補助員を配置するものとする。
- (2) 栄養士（管理栄養士含む）は、
 - ア 治療食に関する知識及び技能を有する有資格者（管理栄養士含む）であること。
 - イ 常に（土日休日を除く平日）1日延べ6名以上を配置し、その内5名は常勤栄養士であること。
 - ウ 全員にあっては2年以上の病院（一般病床が5割以上を占める病院に限る）給食業務の経験を有する有資格者を配置すること。
 - エ 常勤栄養士の内2名以上は300床以上病院（一般病床が5割以上を占める病院に限る）の勤務経験5年以上を有する者であること。
 - オ 職員間の責任の明確化をはっきりさせておき、栄養士の内1名を適切な衛生管理の実施を図る受託側代表の衛生責任者として選出決定し甲に報告すること。
 - カ 土日休日にあつては、常勤栄養士を3名充てること。
- (3) 調理師は、
 - ア 有資格者で、
 - イ 常に1日延べ16名以上を配置し、その内13名は常勤調理師であること。
 - ウ 常勤調理師の内5名以上は300床以上病院（一般病床が5割以上を占める病院に限る）の勤務経験5年以上を有する者であること。
 - エ 職員間の責任の明確化をはっきりさせておくこと。
 - オ 土日休日における責任者として調理師（300床以上病院『一般病床が5割以上を占める病院に限る』の勤務経験5年以上を有する者）1名以上充てること。
- (4) 調理補助員を含む調理従事人員は、標準的な基本必要要員として常に（土日休日を除く平日）、
 - ア 朝食業務15名（早出栄養士1名・早出調理師8名以上含む）以上であること。
 - イ 昼食および夕食業務30名（中出・遅出調理師8名以上と栄養士（管理栄養士含む）5名以上含む）以上であること。
- (5) 従業員の配置については、業務の遂行状況や業務内容の変更に応じて、甲乙協議の上、見直しすることができるものとする。
- (6) 事務室内には病棟関連の院内調整等の事務処理を行うため栄養士（管理栄養士含む）を複数名以上配置すること。

- (7) 乙は、委託業務についての、作業マニュアル、作業スケジュール及び月間勤務表を作成し、契約締結後速やかに甲に報告するものとする。
- なお、月間勤務表は、当該月の1週間前には提出するものとする。
- (8) 乙は、甲の施設における患者給食業務を責任をもって行うこととする。
- (9) 本業務に従事する者について勤務表、経歴書（写真含む）、健康診断書及び検便結果報告書を提出しなければならない。また、異動があった場合も同様とする。
- (10) 調理従事者へは事前に作業手順や安全衛生に関する研修（初任者研修）を実施しておくこと。
- (11) 従事者は業務指示について、日本語にて直接指示ができること。
- (12) 従事者が給食業務遂行に支障が生じる場合においては、適任者を配置すること。
- (13) 給食業務に従事するものは、患者に係る情報及び業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

4. 管理的業務

(1) 給食材料の購入・管理

- ア 乙は、委託契約金額を基準にして給食材料を購入するとともに、購入価格等について必要帳簿類を整備しなければならない。
- イ 乙は、給食材料の納品時には、納品書（複写式で納入単価・数量・合計額を税抜き価格で記入）を確認し、コンピューターに入庫入力（税抜き金額）を行う。また納品書の複写側を甲に提出し甲の検査を受け、また月末には給食材料の棚卸しを行い、一ヶ月間の食材料費（税抜き価格）を甲に報告すること。

(2) 食品の管理

- ア 乙は、購入した給食材料を衛生・栄養両面から注意し、各々専用の保管場所に保管、出庫するものとし、保管場所の温度点検管理は、1日4回（6時30分頃、12時頃、15時30分頃、19時30分頃）以上行い、記録すること。
- イ 在庫品については整理整頓し、「先入れ、先出し」の原則を守ること。
- ウ 異常があった時は直ちに甲に連絡するとともに、食品が傷まないよう保管場所を移す等対処すること。

(3) 貸与備品等の清掃及び衛生安全管理

- ア 乙は貸与を受けた施設、設備、器具等を病院患者給食以外に使用してはならない。
- イ 乙は、調理室、食品倉庫、冷凍冷蔵庫、事務室、休憩室、便所等の乙の使用する施設及び貸与備品等については清掃等、衛生管理に責任をもち、常に洗浄、消毒を行い、衛生管理に努めること。
- イ 乙は、食器・トレイ等を、その使用前に必ず、洗浄・消毒するとともに、危険防止及び異物混入防止のため破損の有無を点検すること。
- ウ 乙は、貸与備品については取り扱いに注意し、修理を要する場合は、甲に連絡すること。また、乙の責に帰すべき理由による場合はその損害を賠償するものとする。
- エ 乙は、床面、壁、溝、機械器具などの貸与備品等の清掃・消毒・点検については、スケジュール表及び必要なものについては作業マニュアルを作成し、甲の承認を受けたうえで当該作

業を実施し、甲に結果を報告すること。

オ 乙は、ネズミ・はえ・ゴキブリ等の発生を未然に防止するとともに、1ヶ月に1回以上及び必要の都度、駆除措置を行い、記録し、甲に報告すること。

カ 乙は、施設の安全管理のため、火災、盗難の防止、その他甲の施設の管理運営に協力すること。防災対策として乙は、甲が実施する防災訓練に参加し、災害の未然防止に協力するものとする。

キ 経費の節約

乙は、電気・ガス・蒸気及び水道について効率的に使用し、経費の節約につとめなければならない。また、貸与している設備機器類、消耗備品類等についても、洗浄、消毒時等に破損しないよう、その取り扱いに十分注意しなければならない。

(4) 自主検査

乙は、月1回以上、拭き取り検査を行うものとする。検査項目には、ぶどう球菌、大腸菌、一般細菌、腸炎ビブリオ、サルモネラ菌等が入っていること。この検査に要する費用については委託契約金額の範囲内で充当するものとする。拭き取り検査の精度管理にも努めるものとする。

なお、甲が2月、5月、10月に実施する細菌検査にも進んで協力し、その結果によっては速やかな改善を行うこと。

(5) 従業員の衛生管理

ア 乙の従業員は、身体・頭髪・手指・爪等を常に清潔に保ち、調理作業中は甲の承認を受けた専用の白衣、エプロン（下処理用・泥付野菜用・肉類用・魚介類用・調理用・食器洗浄用等に区分）、帽子・ヘアネット・三角巾（頭髪を完全に被えるもの）、マスク（使い捨て）、履物（長靴、調理作業用短靴、配膳用短靴等）等を着用すること。

イ 夕食の配膳業務従事者は、病棟内においては名札をつけ、身分を明確にし、甲の職員による診療の妨げや入院患者の安静を乱さないように留意しなければならない。

ウ 服装は、常に清潔を保つため、随時取り替えるものとし、衛生管理責任者は点検確認を怠らないこと。

エ 腕時計、指輪、マニキュア、ネックレス等のアクセサリーは、着けてはならない。

オ 調理及び夕食配膳業務従事者は衛生的手洗いを励行（就業前後、配膳前、用便後、休息後等）すること。

カ 乙は、全従業員の健康診断を、年1回以上、検便を月1回以上（5月から10月にあつては月2回以上）必ず実施し、その検査結果を速やかに甲に提出すること。

キ 検便検査項目には、赤痢菌、サルモネラ菌属、病原性大腸菌O-157等が入っていること。

ク 甲は、提出された検査結果に基づき、必要と認めたときは、再検査の実施等、乙に指示し、乙は、その指示に従うものとする。

ケ 給食材料納入業者（生鮮食料品）の検便についても、同様とし、納入業者の検便対象には、納入者は必ず含まれていること。

コ 甲の指示により検査項目の変更が生じた場合は、その指示に従うものとする。

サ 乙は、作業に従事する前には、必ず従事者等の手指・服装等の衛生管理について点検を行い、

下痢、発熱等体調不良の場合は、衛生管理者を通じて甲に報告し適切な対応をとる。

シ 乙は、化膿性疾患、感染症又はその疑いがある者（同居人が当事者である場合も含む）に従事させてはならない。

ス 乙は、従業員が使用する雑貨、文房具及び救急薬品、その他日々消耗する物品について乙が負担することが適当と認められるものは調達しておくこと。

(6) 非常時の対応

乙は、災害等緊急時のマニュアルを作成し提出するとともに、その際には甲の指示により業務を遂行すること。

5. 従業員の研修

乙は、従業員に対し、給食業務が入院患者に対する重要な治療の一環であることを、あらかじめ認識させるとともに、患者の食事療養の質を高める技術の向上、衛生管理、患者サービスの改善、接遇等に関する必要な研修を年3回以上は計画実施するものとし、甲に報告しなければならない。

また、高度化する知識、技術の習得のため部外での研修へも積極的に参加させるものとする。

なお、当院での業務を遂行する上において必要な病態専門書や月刊継続購読書等関係書籍は委託契約金額内において購入し、糖尿病等の代謝異常下及び病態栄養時の臨床的、専門的な知識や情報等を常に獲得収集して自己啓発に努めさせること。

さらに、厨房内の衛生状態、衛生管理、衛生教育等が優秀ということで毎年、管轄行政監督所より優秀標を受けている事実を重視し、継続受賞ができるよう衛生管理並びに衛生教育の強化に努めること。

6. 業務打ち合わせ等

(1) 立ち入り検査等

乙は、医療監視等行政の立入検査や外部からの視察、見学等の際には、甲に協力すること。また、甲の電気設備等の点検・修理のための停電、また、コンピューター停止の折りには、甲の指示に従い協力並びに業務の遂行に努めること。

(2) 食事関連調査等

乙は、甲が実施する食事関連調査などの業務にも協力すること。

(3) 異物混入等

乙は、異物混入等の事故発生時にはその顛末と今後の防止策について速やかに報告書を甲に提出するとともに、その顛末は甲の指示に従うこと。

(4) 食事療養委員会等

乙は、甲で組織する食事療養委員会の求めにより、給食業務責任者及び管理者を参加させること。

(5) その他

乙は専門的先進的医療を行う甲の特殊性に応え、免疫増強食品や、がん治療に貢献する食品、

その他濃厚流動食品等の変更並びに新規採用については、甲と協議のうえ、甲の指示に従うこと。また、これらの食品を使用した料理・開発にも協力することとし、その成果は日常の献立にも反映すること。院内基準食事箋が変更される場合は、甲の指示に従うこと。

7. 委託する業務の評価

乙が受託する業務の評価は甲によってのみ行うだけでなく、第三者による評価も対象とする。したがって、甲が、第三者による評価を受検する場合には、乙はこれに協力するものとし、検食業務もその対象とする。

検食の対象とは常食、治療食、行事食、特別選択食、糖尿病教室実践編で提供するお弁当などとする。

(1) 評価項目は次のとおりとする。

- ア 入院患者対象の嗜好調査等の結果
- イ 内部及び外部評価者による検食結果
- ウ 入院患者ならびに検食関係者からの苦情状況
- エ 入院食における異物混入等の医療事故状況
- オ その他必要と思われる項目

業務の標準的作業書

特定機能病院並びに病院機能評価の認定を受けている施設です。健康保険法による入院時食事療養（Ⅰ）を実施し、特別食（治療食）加算及び食堂加算を算定しています。入院食は温冷配膳車による提供を行い、選択食も行っています。又、衛食第85号（平成9年3月24日）による大量調理施設衛生管理マニュアルが適応される施設です。入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準、大量調理施設衛生管理マニュアル、特定機能病院並びに病院機能評価に適合した業務及び書類を作成する必要があります。以下に患者給食業務の標準的作業の概略を示します。

【業務内容】

1. 朝食調理（パン・粥・米飯）

朝食用粥、炊飯および味噌汁、副食（特別選択食の追加料理も含む）、デザート等調理
食事の個人対応（禁止食、刻み、ブレンダー等）

追加、変更や電話等の対応

5：45～9：00

2. 盛りつけ（週3回以上の通常選択食・週1回以上の特別選択食実施）

調理従事者による盛付配膳方式

一般食、特別治療食

朝食業務 6：15～ 7：10

昼食業務 9：00～11：00

夕食業務 14：00～15：30

3. 配膳

専用エレベーター2機

温冷配膳車使用（48膳用×14台、うち1台は予備）

朝食 7：45～ 8：00

昼食 11：45～12：00

夕食 18：00～18：30（夕食のみ配膳をする）

検食（朝食）2食 7：30～

検食（昼食）3食 11：30～

検食（夕食）5食 17：30～

土日祭日は検食場所が変更になる。

4. 引き膳（温冷配膳車）

朝食 8:30～ 8:45
昼食 12:10～12:25
夕食 18:45～19:10

5. 運搬（専用下膳車）

朝食 7:15～ 7:30
昼食 11:00～11:30
夕食 16:00～16:15

6. 食器洗浄・消毒・保管その他洗浄、残飯処理

朝食 9:30～10:30
昼食 13:30～16:00
夕食 18:50～20:00
食器漂白 毎日（飯椀、粥椀、主菜深皿、小鉢） その他については1回/月

7. 食材切り込みや下処理

8:30～12:00
13:30～16:45

8. 炊飯（粥も含む）

おにぎり調理

	ごはん	粥	おにぎり
朝食	5:45～ 6:30	5:45～6:15	なし
昼食	7:45～ 8:30	7:45～8:15	9:30～10:00
夕食	13:00～13:45	13:00～13:30	14:00～14:30

9. 食数・食札

食数	8:45～12:30	食札	9:30～10:30
	13:30～17:45		11:00～12:00
			16:00～17:45

10. 特別治療食調理

8:00～12:30
13:30～15:30

11. 病棟

6南、7～12南、7～12北の13病棟	48膳用×13台
予備配膳車（厨房）	48膳用×1台

12. 食事の盛り付け・配膳・下膳時間

食事		盛り付け	配膳	下膳
朝食	開始	6 : 15	7 : 45	8 : 30
	終了	7 : 00	8 : 00	8 : 45
昼食	開始	9 : 00	11 : 45	12 : 10
	終了	11 : 00	12 : 00	12 : 25
夕食	開始	14 : 00	17 : 45	18 : 45
	終了	16 : 00	18 : 20	19 : 10

13. 残食調査

13 : 30 ~ 13 : 45 個別対応の残食調査

食札回収（下膳トレー分）

栄養士 2名担当

19 : 00 ~ 19 : 20 特別選択食残食調査（第2・3・4水曜日）

栄養士 2名担当

【調理作業書】

作業計画書

1. 朝食業務

a. 時間 6 : 00 ~ 8 : 45

b. 人員 15名

6 : 00 ~ 7 : 45 朝食用粥・炊飯調理・味噌汁・副食・デザート
調理および果物等出庫、盛り付け指示

6 : 00 ~ 7 : 45 副菜調理、盛り付け・配膳・下膳、食事確認

7 : 15 ~ 8 : 00 前日夕食残飯下膳・食器洗浄

8 : 30 ~ 10 : 30 下膳・食器洗浄

c. 業務内容

6 : 00 温冷配膳車の電源入れ（盛り付け時は配膳車廻し）

6 : 00 ~ 牛乳・果汁・果物等を配膳車に入れる

食事の個人対応

6 : 00 ~ 6 : 15 味噌汁・副食調理開始

6 : 00 ~ 6 : 40 粥・炊飯開始

6 : 15 ~ 6 : 50 副菜の盛り付け・配膳車に入れる

6 : 20 ~ 6 : 50 味噌汁類（一般、減塩等）を椀に盛り付け
配膳車に入れる

6:00～ 8:30	食事の追加、変更や電話対応
7:00～ 8:00	使用済みの鍋等の洗浄 盛り付け後の片付け・洗浄・清掃
7:50	前日夕食分等の食器消毒庫の電源入れ
8:30～ 9:00	配膳車を引き膳・洗浄・消毒・プールへ設置
9:30～10:30	食器等の下膳（下膳車）
9:30～12:30	食器等の洗浄・下膳車の洗浄・下膳車の病棟配膳室への 格納残飯等の処理・厨芥処理室の清掃 食器消毒の開始（9:00）・食器洗浄室の清掃

※ 食器漂白

毎日

- a. 時間 9:30～12:30、13:30～16:00、18:50～8:00
b. 人員 4名

2. 食札・トレイ差込み・翌朝の準備・食数管理業務

時間 8:15～18:00

a. 食札・トレイ差込み・翌朝の準備

朝	7:15～ 8:00	・食器洗浄	3名（パート）
	7:50～ 8:15	・配膳表で各病棟のトレイの数をセ ットする	3名（パート）
	8:45～ 9:00	・配膳車にトレイを入れる ・第2・3・4の金曜日と日曜日は 特別選択食のお知らせをトレイに のせる	3名（パート） 職員2名
昼食分	10:00～10:20	・昼の食札を配膳車に入れる ・変更分のトレイの差し替え作業	5名（パート3 名・職員2名）
	11:30～11:50	・配膳表で各病棟のトレイの数をセ ットする	3名（パート）
夕食分	13:30～14:00	・配膳車にトレイを入れる ・食札を入れる	3名（パート）
	16:30～16:50	・配膳表で各病棟のトレイの数をセ ットする	2名（パート）
翌朝分	18:15～18:30	・配膳車にトレイをセットして食札 を差込む ・パン、皿、ジャム、佃煮をセット する	5名 1名

b. 食数管理業務

昼食分 9:30~10:30

夕食分 11:00~12:00

翌朝分 16:00~17:45

c. 点検・最終チェック・追加対応

7:00~7:40	配膳チェック 禁食、個別対応の確認	3名
10:30~11:40	配膳チェック 禁食、個別対応の確認	5名
16:00~17:30	配膳チェック 禁食、個別対応の確認	5名

3. 調理業務

a. 時間 8:00~16:00

b. 人員 4名

c. 業務内容

8:00~11:30	特別食調理、盛付
12:30~13:30	休憩
13:30~16:00	特別食調理、盛付

4. 下処理業務

a. 時間 8:00~16:45

b. 人員 3名(調理師 2名、調理補助 1名)

c. 業務内容

8:00~12:30	・下処理および切り込み調理 ・翌日分果物等の次亜塩素酸で殺菌消毒作用
12:30~13:30	休憩
13:30~16:45	下処理および切り込み調理

5. 炊飯業務(昼・夕食)

a. 時間 7:30~14:30

b. 人員 1名

c. 業務内容

昼食

7:30~8:30 米を米庫より予定数量出庫する(昼食のみ)

		炊飯釜に入れ注水しガス炊飯機にセットし点火する
7:45～	8:15	粥炊飯開始
	9:00	炊飯出来上がり
9:30～	10:00	おにぎり調理
夕食		
10:30～	11:00	米を米庫より予定数量出庫する (夕食、翌朝のごはんと粥)
		炊飯釜に入れ注水しガス炊飯機にセットする
		粥用の米を洗ってザルに入れ米専用冷蔵庫に保管する
13:00～	13:30	粥炊飯開始
13:00～	13:45	ガス炊飯機に点火
	14:00	炊飯出来上がり
14:00～	14:30	おにぎり調理

6. 昼食業務

a. 時間	8:00～12:30	
b. 人員	15名	
c. 業務内容	盛り付け、食札の差込み、延食の運搬、下膳車・配膳車設置等 食器洗浄、残飯バケツ等の清掃	
8:00～	8:30	朝食の配膳後の対応、電話での食事変更の対応 昼食のトレーの数をセット
8:30～	8:45	配膳車を病棟からおろす
9:00～	10:30	盛り付け
9:30～	10:30	食器下膳、下膳車洗浄
10:00～	10:20	昼食の食札をトレーにのせる、変更分のトレー差し替え
10:30～	11:30	食器洗浄（機械洗浄）
10:30～	11:40	昼食の点検
11:00～	11:20	下膳車を病棟へ上げる、延食の弁当がある病棟は下膳車で運 び専用の冷蔵庫に保管する
11:30～	11:50	夕食のトレーの数をセットする
11:30～	12:30	残飯バケツ洗浄 手洗い液の補充、厨房内の燃えるゴミの回収
11:45～	12:00	配膳車を各フロアーに上げる
11:50～	12:10	厨房の配膳コーナーの床を水洗いしドライワイパーで水気を 十分にきる
12:10～	12:25	配膳車を病棟からおろす すべての配膳車の加温の水を入替え庫内をきれいに拭き扉 はアルコールで消毒する

7. 夕食業務

a. 時間 13:30～18:30

b. 人員 18名

c. 業務内容

13:30～14:30	食器下膳、下膳車洗浄
13:30～13:45	配膳車にトレーを差し込む、食札を入れる
13:45～16:00	盛り付け
14:30～16:00	食器洗浄、残飯の片付け
15:30～17:30	点検
16:00～16:15	下膳車を病棟へ上げる
16:00～16:30	鍋・調理器具の洗浄、片付け
16:30～16:50	朝食のトレーの数をセット
16:45～17:30	配茶
17:45～18:20	配膳
18:20～18:45	配膳車にトレーを差し込む、食札を入れる パン皿・パンを入れる。
18:45～19:10	下膳に上がる
18:45～20:00	朝食の準備（ジャム、佃煮等をトレーにのせる）
19:10～20:00	食器下膳、下膳車洗浄 配膳車を1台ずつ毎日洗浄する 残飯の片付け

以上